



関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第7回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和2年7月22日

広域防災局

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症第1波における対応の総括について
- ・ 検査体制・医療提供体制等に関する情報共有について
- ・ 新型コロナウイルス感染症第1波への対応を踏まえた「次なる波」への取組の方向性について
- ・ 関西・コロナ「次なる波」抑止宣言について
- ・ 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（案）」について

[資 料]

- 別添1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添1-2 緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針
- 別添1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添1-4 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添3 全国知事会緊急提言等
- 別添4 新型コロナウイルス感染症第1波における対応の総括
- 別添5 検査体制・医療提供体制等に関する情報共有
- 別添6 新型コロナウイルス感染症第1波への対応を踏まえた「次なる波」への取組の方向性
- 別添7 関西・コロナ「次なる波」抑止宣言
- 別添8 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（案）」
- 別添9 提言 ポストコロナ社会に向けて

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 感染者の現状

7月20日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
感染患者数	110 (10)	539 (179)	2,420 (634)	834 (131)	154 (62)	89 (23)	5 (2)	10 (5)	4,161 (1,049)	100
入院	重症	1	1	5		1	1		9	0.2
	中等症・ 軽症・無症状	5	117	422	86	48	12	1	5	696
退院	103	403	1,907	703	103	73	4	4	3,300	79.3
死亡	1	18	86	45	2	3		1	156	3.8

() 6月16日以降の新規感染者

2. 感染経路

(1) 6月15日まで

6月16日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
ライブハウス		4	71	13	4	1			93	3.0
医療施設		39	284	101		11			435	14.0
幼児教育施設				8					8	0.3
高齢者施設		19		61					80	2.6
クルーズ船		1			2	1		1	5	0.2
大学懇親会	1	23	8			1		2	35	1.1
海外渡航者	4	12	22	26	6				70	2.2
濃厚接触者等	65	152	507	332	66	31	1	2	1,156	37.1
感染経路不明(調査中含む)	30	110	894	162	14	18	2		1,230	39.5
合計	100	360	1,786	703	92	63	3	5	3,112	100

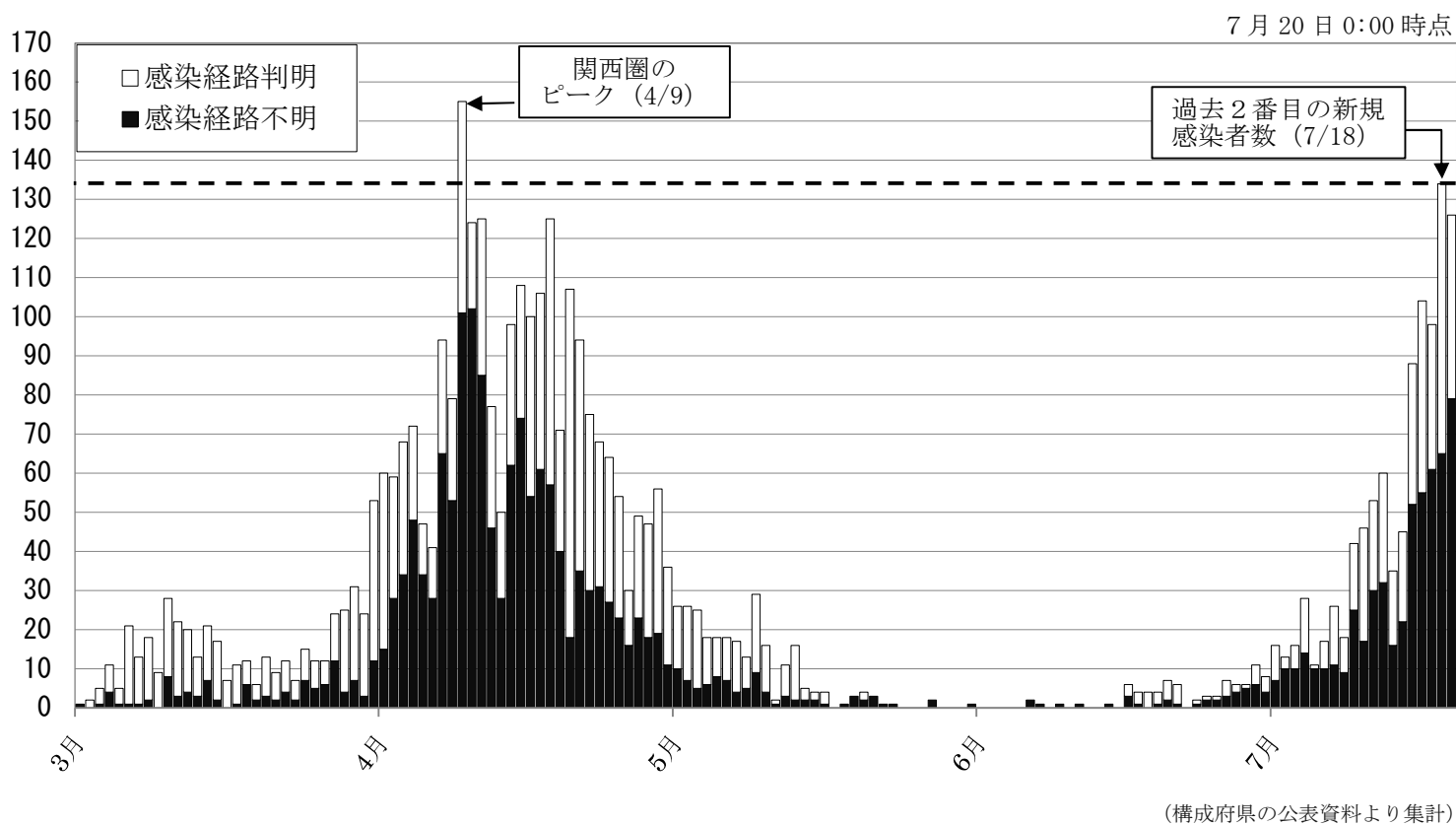
(2) 6月16日以降

※6月16日とは、それまで0～2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

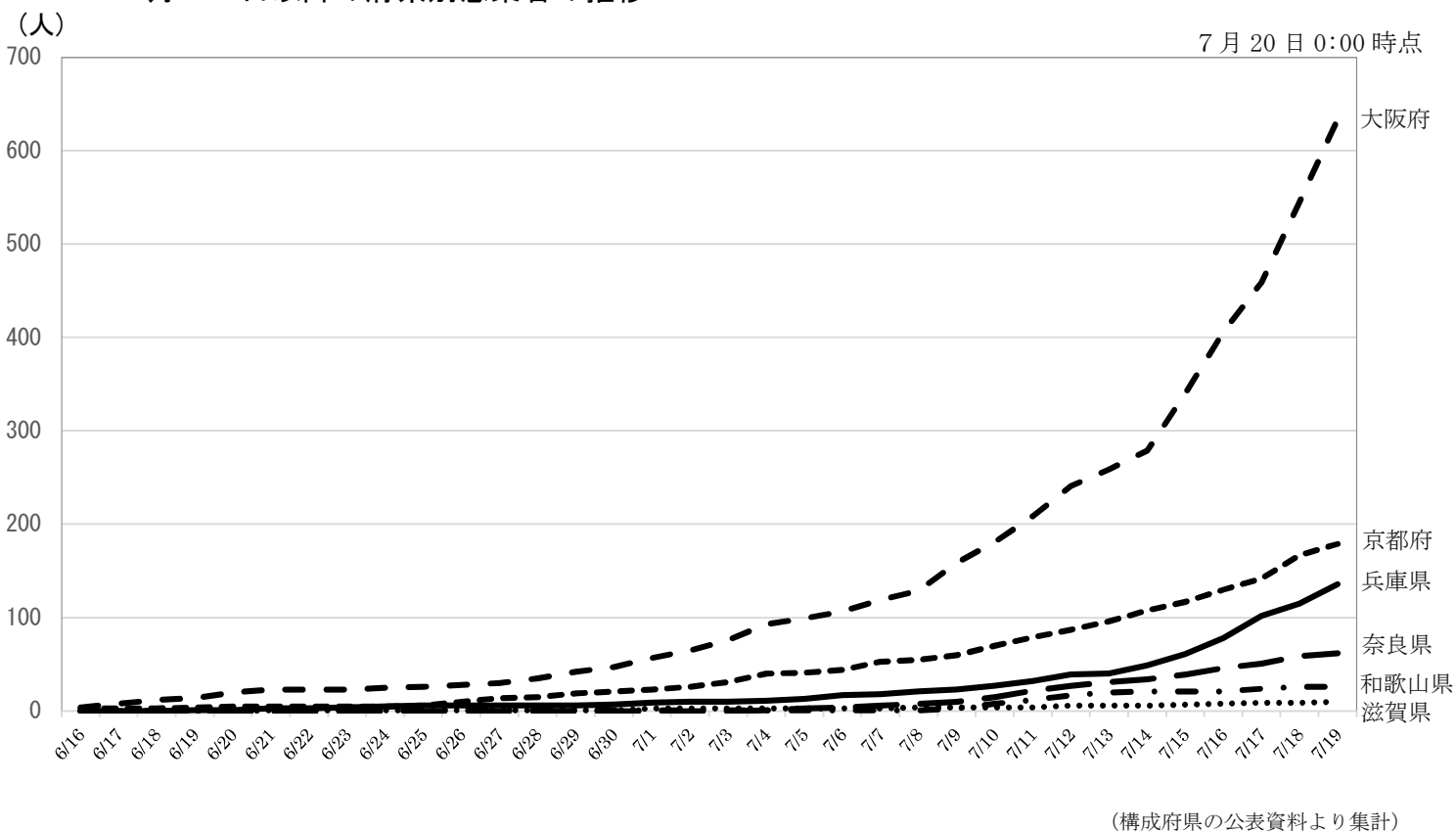
7月20日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店		69	24	24	16	3			136	13.0
首都圏への移動		1		5	1			2	9	0.9
家族	2	20		10	10	10			52	4.9
職場		15		11	14	3			43	4.1
濃厚接触者等(上記以外)	5	15	227	20	18	5		2	292	27.8
感染経路不明(調査中含む)	3	59	383	61	3	5	2	1	517	49.3
合計	10	179	634	131	62	26	2	5	1,049	100

3. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規患者数の推移



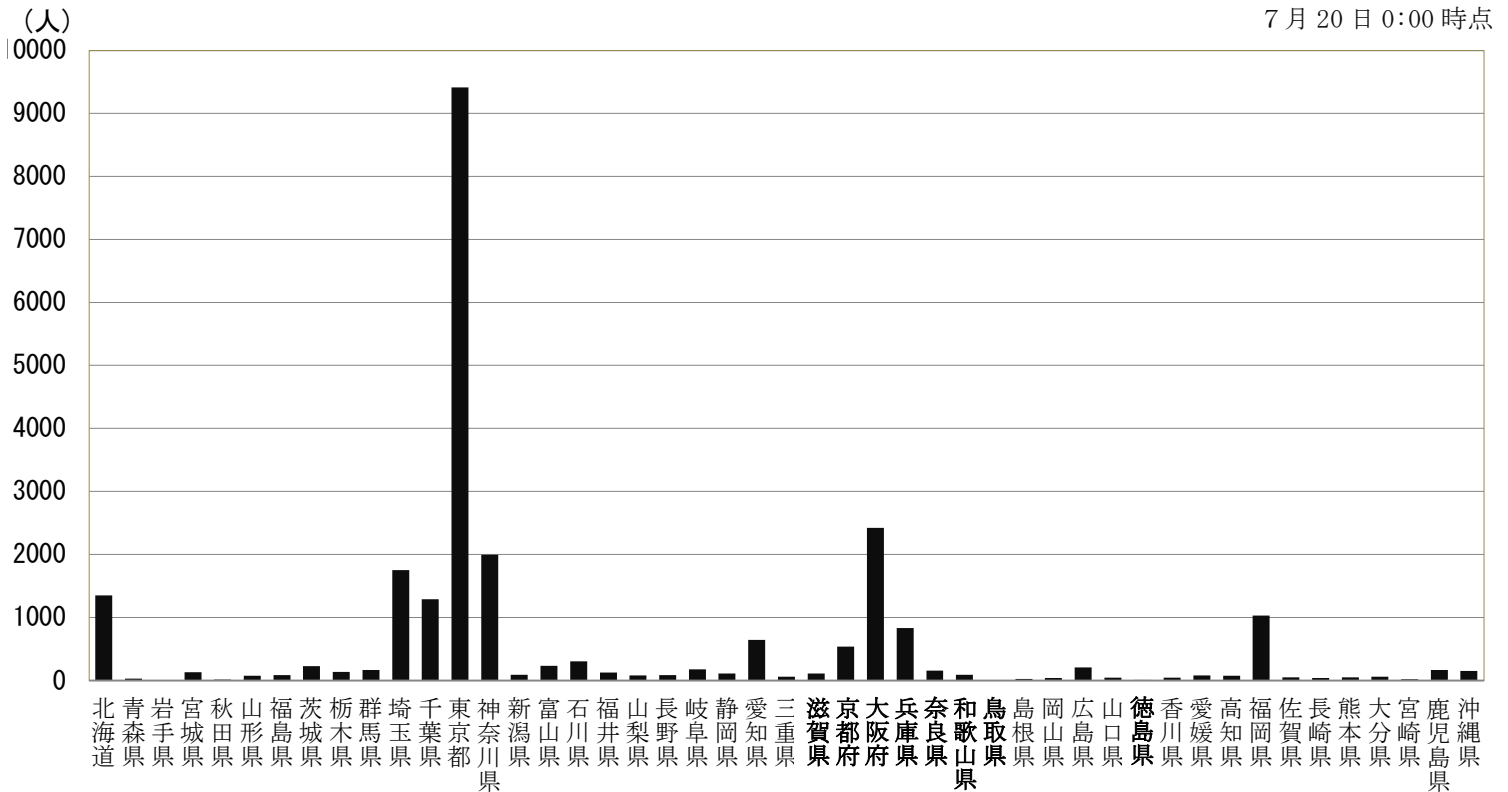
4. 6月16日以降の府県別感染者の推移



(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 全国での感染者数

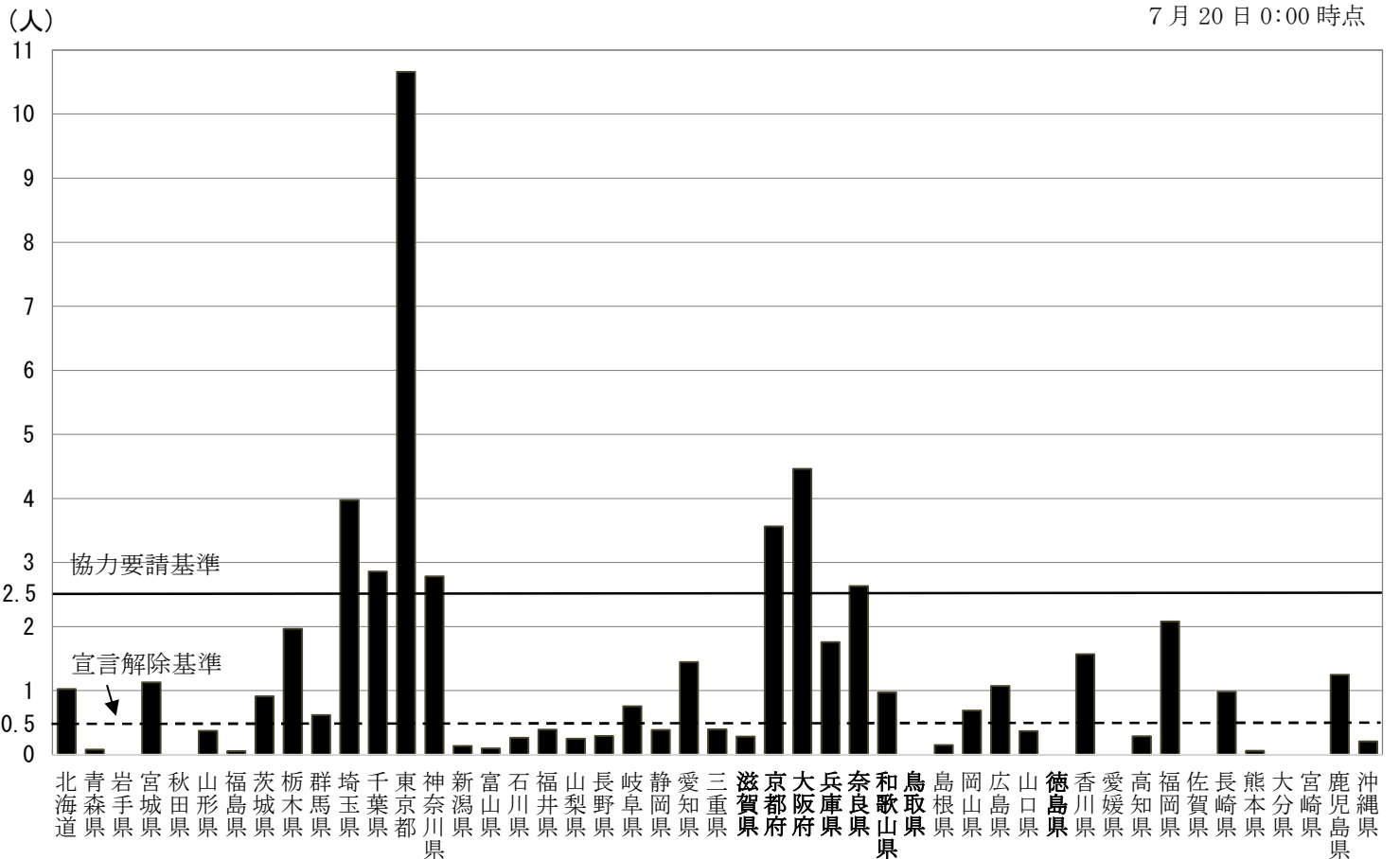
7月20日 0:00 時点



(NHK 報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する1週間の感染者数(7/13~7/19)

7月20日 0:00 時点



(NHK 報道資料より集計)

緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針（7月20日時点）

令和2年7月22日
広域防災局

府県	自粛要請・解除の判断基準	現状																				
滋賀県	<p>・客観的指標により、3段階のステージを設定し、社会経済活動の再開、感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断</p> <p><基準>（5月18日決定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ</th> <th>警戒ステージ</th> <th>注意ステージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府・京都府の緊急事態宣言</td> <td>—</td> <td>大阪府または京都府に発令</td> <td>大阪府・京都府に発令されていない</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明感染者</td> <td>7日間に複数</td> <td>7日間に1名まで</td> <td>14日間連続ゼロ</td> </tr> <tr> <td>入院患者受入病床稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器等稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>判断指標のうち、どれか一つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。</p> <p>ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿及び近隣府県での緊急事態宣言の発令 ・県内の実効再生産数・濃厚接触者を除くPCR検査陽性率 ・K値 ・クラスターの発生（7日間） 	判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない	感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ	入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	7月17日警戒ステージに移行
判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ																			
大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない																			
感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ																			
入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																			
人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																			
京都府	<p>○新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標</p> <p><基本的な考え方></p> <p>医療提供体制やPCR検査体制の充実、さらに第2波に備えた拡充が図られてきたこと。新しい生活様式の浸透や感染拡大予防ガイドラインの実施、接触確認アプリの運用開始等感染拡大予防の取組の進展してきたこと。これらの状況の変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。</p> <p><基準>（7月8日見直し）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>注意喚起基準</th> <th>警戒基準</th> <th>特別警戒基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者2名以上かつ ・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者5名以上かつ ・感染経路不明者2名以上又は ・重症者病室使用率20% <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合は、対策を強化</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者20名以上又は ・重症者病床使用率40% <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）</p> </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>—</td> <td>専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断</td> <td>同左に加え、近隣府県とも連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起</td> <td>感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等</td> <td>感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・重症者は、人工呼吸器又はECOMを使用中の者とする。 ・新規陽性者数（感染経路不明者数含む。）は直近7日間の移動平均値とする。 ・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか（前週増加比1以上）や、PCR検査の陽性率（7日間移動平均）を併せてモニタリングする。 ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。 ・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。 		注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者2名以上かつ ・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者5名以上かつ ・感染経路不明者2名以上又は ・重症者病室使用率20% <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合は、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者20名以上又は ・重症者病床使用率40% <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）</p>	対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携		感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等	7月14日警戒基準に到達				
	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準																			
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者2名以上かつ ・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者5名以上かつ ・感染経路不明者2名以上又は ・重症者病室使用率20% <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合は、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者20名以上又は ・重症者病床使用率40% <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）</p>																			
対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携																			
	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等																			

府県	自粛要請・解除の判断基準	現状																																		
大阪府	<p>府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方『大阪モデル』（7月3日修正、同日より運用。）</p> <p><基本的考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。 ○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。 <p><モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「非常事態（赤色）」の指標を新たに設定し、想定病床を上回る感染拡大の恐れが生じていることを府民に周知する。 ○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。 ○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。 ○ 非常事態等の解除においては、感染収束が見られることから、一定期間「解除（緑色）」を点灯させた後、消灯させる。 <p>させた後、消灯させる。</p> <p><基準>（7月3日見直し）</p> <table border="1" data-bbox="197 730 1283 1442"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>モニタリング指標</th> <th>府民に対する警戒の基準</th> <th>府民に対する非常事態の基準</th> <th>府民に対する警戒・非常事態解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市中での感染拡大状況</td> <td>①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td>①2以上かつ ②10人以上</td> <td>—</td> <td>②10人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 新規陽性患者の拡大状況</td> <td>③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）</td> <td>120人以上かつ 後半3日間で半数以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5人未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 病床のひっ迫状況</td> <td>⑤患者受入重症病床利用率</td> <td>—</td> <td>70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）</td> <td>60%未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【参考指標】⑥確定診断検査における陽性率の7日間移動平均</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【参考指標】⑦新規陽性者における感染経路不明者の割合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	(3) 病床のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	60%未満		【参考指標】⑥確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—		【参考指標】⑦新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	7月12日府民に対する警戒の基準に到達
分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準																																
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満																																
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—																																
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満																																
(3) 病床のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	60%未満																																
	【参考指標】⑥確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—																																
	【参考指標】⑦新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—																																
兵庫県	<p>・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての再要請基準を設定</p> <p>・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断</p> <p><基準>（6月18日改訂）</p> <table border="1" data-bbox="197 1653 963 1948"> <thead> <tr> <th></th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応方針</td> <td>感染防止策の徹底等</td> <td>外出及びイベントの自粛等</td> <td>接触機会の8割低減等</td> <td>緊急事態宣言と同等の対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上 （警戒基準）</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> </tr> </tbody> </table>		感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期	対応方針	感染防止策の徹底等	外出及びイベントの自粛等	接触機会の8割低減等	緊急事態宣言と同等の対応	判断基準	新規陽性者	10人未満	10人以上 （警戒基準）	20人以上	30人以上	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	7月17日感染警戒期に移行													
	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期																																
対応方針	感染防止策の徹底等	外出及びイベントの自粛等	接触機会の8割低減等	緊急事態宣言と同等の対応																																
判断基準	新規陽性者	10人未満	10人以上 （警戒基準）	20人以上	30人以上																															
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上																															

府県	自粛要請・解除の判断基準	現状												
奈良県	<p>(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断 <基準> (5月13日決定)</p> <table border="1" data-bbox="197 286 938 757"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>感染者発生状況</th> <th>行動自粛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ 1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えられない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う [判断項目1 新規感染判明者の水準] ①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数 フェーズ 2：直近1週間で0.5人未満 フェーズ 3：直近2週間で0.1人未満 ②新規感染判明の段階での感染経路が明確か 基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満 [判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性] ③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができているか 基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか ④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値：占有率50%未満 [判断項目3 感染拡大防止体制の充実] ⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか ⑥新規感染判明の体制（現在はPCR検査）が整っているか ⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えられない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	5月13日フェーズ2へ移行
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛												
フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請												
フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請												
フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えられない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持												
和歌山県	<p>県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う <基準> (5月29日決定)</p> <table border="1" data-bbox="197 1581 938 1877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>自粛要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣府県での発生基準</td> <td>○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現</td> <td>県外受入自粛の強化等</td> </tr> <tr> <td>和歌山県での発生基準</td> <td>①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上</td> <td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか</p>	区分	内容	自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等				
区分	内容	自粛要請												
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等												
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等												

府県	自粛要請・解除の判断基準				現状																																								
鳥取県	<p>鳥取県版新型コロナ警報の運用開始 新型コロナウイルスの感染拡大リスクの評価基準を設定し、県民、企業、医療機関等にとっても分かりやすい指標として共有することにより、新型コロナウイルス対策を効果的に展開していくとともに、経済・社会活動や医療提供体制の持続化、安定化を図る。 <鳥取県版新型コロナ警報>（6月30日見直し）</p> <table border="1" data-bbox="197 371 1283 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 371 408 421">区分</th> <th data-bbox="408 371 692 421">注意報</th> <th data-bbox="692 371 959 421">警報</th> <th data-bbox="959 371 1283 421">特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 421 268 629" rowspan="3">判断指標</td> <td data-bbox="268 421 408 495">新規陽性患者数</td> <td data-bbox="408 421 692 495">1人 (東・中・西部いずれか)</td> <td colspan="2" data-bbox="692 421 1283 495">全県で6人/週 (東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 495 408 560">感染経路不明等</td> <td colspan="3" data-bbox="408 495 1283 560">— 感染経路不明などで感染拡大のおそれ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 560 408 629">病床・人工呼吸器</td> <td colspan="2" data-bbox="408 560 959 629">—</td> <td data-bbox="959 560 1283 629">どちらかで稼働率 50%超</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 629 268 891" rowspan="2">活動制限</td> <td data-bbox="268 629 408 891">外出・イベント・施設</td> <td data-bbox="408 629 692 891">○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒</td> <td colspan="2" data-bbox="692 629 1283 891">○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 891 408 898">学校</td> <td data-bbox="408 891 692 898">○感染者の学校休業が基本</td> <td data-bbox="692 891 959 898">○休業、分散登校等(全県も)</td> <td data-bbox="959 891 1283 898">○全県で休業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 898 268 1059" rowspan="2">医療強化</td> <td data-bbox="268 898 408 972">保健所</td> <td colspan="2" data-bbox="408 898 959 972">○疫学調査応援職員を派遣</td> <td data-bbox="959 898 1283 972">○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 972 408 1059">医療・福祉</td> <td data-bbox="408 972 692 1059">○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等</td> <td data-bbox="692 972 959 1059">○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等</td> <td data-bbox="959 972 1283 1059">○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1059 268 1126">要請の法的根拠等</td> <td colspan="2" data-bbox="268 1059 692 1126">協力依頼 等</td> <td data-bbox="692 1059 959 1126">特措法第24条第9項による要請 等</td> <td data-bbox="959 1059 1283 1126">特措法第45条も発動 等</td> </tr> </tbody> </table>				区分	注意報	警報	特別警報	判断指標	新規陽性患者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動)		感染経路不明等	— 感染経路不明などで感染拡大のおそれ			病床・人工呼吸器	—		どちらかで稼働率 50%超	活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請		学校	○感染者の学校休業が基本	○休業、分散登校等(全県も)	○全県で休業	医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣		○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等	要請の法的根拠等	協力依頼 等		特措法第24条第9項による要請 等	特措法第45条も発動 等	
区分	注意報	警報	特別警報																																										
判断指標	新規陽性患者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動)																																										
	感染経路不明等	— 感染経路不明などで感染拡大のおそれ																																											
	病床・人工呼吸器	—		どちらかで稼働率 50%超																																									
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請																																										
	学校	○感染者の学校休業が基本	○休業、分散登校等(全県も)	○全県で休業																																									
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣		○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等																																									
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等																																									
要請の法的根拠等	協力依頼 等		特措法第24条第9項による要請 等	特措法第45条も発動 等																																									
徳島県	<p>「とくしまアラート」の発動基準を策定 <基準>（7月9日見直し）</p> <table border="1" data-bbox="197 1245 1302 1603"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="197 1245 448 1305"></th> <th colspan="2" data-bbox="448 1245 815 1305">①感染観察</th> <th data-bbox="815 1245 1102 1305">②感染拡大注意</th> <th data-bbox="1102 1245 1302 1305">③特定警戒</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="197 1305 448 1323"></th> <th data-bbox="448 1305 544 1323">注意報</th> <th data-bbox="544 1305 815 1323">拡大</th> <th colspan="2" data-bbox="815 1305 1302 1323"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="197 1323 448 1397">基方針</td> <td colspan="2" data-bbox="448 1323 815 1397">早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る</td> <td colspan="2" data-bbox="815 1323 1302 1397">①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1397 268 1514" rowspan="2">発動基準</td> <td data-bbox="268 1397 448 1451">直近1週間の累積新規感染者数</td> <td data-bbox="448 1397 544 1451">—</td> <td data-bbox="544 1397 815 1451">—</td> <td data-bbox="815 1397 1102 1451">5人以上</td> <td data-bbox="1102 1397 1302 1451">10人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1451 448 1514">直近1週間の累積感染経路不明者数</td> <td data-bbox="448 1451 544 1514">—</td> <td data-bbox="544 1451 815 1514">—</td> <td data-bbox="815 1451 1102 1514">2.5人以上</td> <td data-bbox="1102 1451 1302 1514">5人以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="197 1514 448 1603">解除の判断基準</td> <td colspan="2" data-bbox="448 1514 815 1603">直近2週間の感染経路不明者数が0人</td> <td colspan="2" data-bbox="815 1514 1302 1603">直近1週間の累積新規感染者数 3.5人以下</td> </tr> </tbody> </table>						①感染観察		②感染拡大注意	③特定警戒			注意報	拡大			基方針		早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る		発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	—	5人以上	10人以上	直近1週間の累積感染経路不明者数	—	—	2.5人以上	5人以上	解除の判断基準		直近2週間の感染経路不明者数が0人		直近1週間の累積新規感染者数 3.5人以下							
		①感染観察		②感染拡大注意	③特定警戒																																								
		注意報	拡大																																										
基方針		早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る																																									
発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	—	5人以上	10人以上																																								
	直近1週間の累積感染経路不明者数	—	—	2.5人以上	5人以上																																								
解除の判断基準		直近2週間の感染経路不明者数が0人		直近1週間の累積新規感染者数 3.5人以下																																									

構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況 (7月20日時点)

別添1-3

1 経済・雇用対策

※今回追加

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・係料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金の交付 ・中小企業20万円、個人事業主10万円(県と協調する市町分を別途上乗せして交付) [6/26受付終了] ○経営力強化補助金の交付 ・補助率:小規模企業3/4、中小企業2/3、補助上限額:50万円 ○商工会・商工会議所の体制強化 ・支援策の周知および巡回指導を実施 ○小規模事業者の新たな取組に対する支援 ・借泊施設等への感染症対策等補助金の交付 ・補助率:3/4、補助上限額:30万円 ○借泊事業者の資金確保支援 ○保育所(認可外含む)の臨時休園や登園自粛に伴い発生する利用料の日割り減免にかかるとかかる施設へ財政支援 ※園や県等の支援申請等を集約し、一元的に情報提供するワンストップ窓口の設置 ※新しい生活・産業様式の確立に向けた支援 ・中小企業等、大型商業施設等における業種別ガイドラインに基づき感染防止対策等に対し補助 ※障害福祉サービス事業所等における職員体制を強化するため支援職員を新たに雇用した場合の人員費を助成 ※感染拡大防止シフトもしサボ滋賀」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEB上での合同企業説明会の開催 ・中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、インテナーネット上での合同企業説明会を開催する。 ○雇用調整助成金の申請支援 ・社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置(約200名) ※緊急雇用の創出(約200名) ※しがの農業緊急雇用促進事業 ・失業者と農業法人等とのマッチングや農業大校での事前研修、農業法人等への就職就農支援を実施 ※しがの漁業担い手確保事業 ・失業者の就業支援(研修受入枠の拡大等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いまだから」地産地消キャンペーンの実施 ・流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等) ○肉用牛経営安定対策 ・肥育経営安定交付金の上乗せ支援 ○水産振興資金の利子補給等 ・すでに資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、利息及び保証料を支援 ○琵琶湖漁業流通緊急支援事業 ・漁業者への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業倉庫に保管する取組を支援 ○大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの県産品を販売するWEB物産展を開催 ※県産食材(近江牛・近江しやも・湖魚等)を学校給食への提供支援 ※食肉市場の活性化のため近江牛を購入した買参人に奨励金を交付 ※輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備支援
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・実質無利子、無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給 ・融資限度額の拡充(3千万円→4千万円) ○休業要請対象事業者支援給付金 ・中小企業・団体一律20万円、個人事業主一律10万円 ○新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金 ・小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等2/3(上限20万円) 中小企業1/2(上限30万円)、企業レベル2/3(上限20万円×事業者数+共通経費) ○中小企業緊急経営支援コールセンターの設置(5/1〜) ・中小企業診断士等による経営相談や支援制度の案内等実施 ○観光事業者に対する緊急伴走支援 ○文化芸術関係者に対するイベント窓口の設置 ○バーチャル商談会やECサイトの活用 ○京都の技術を活かした緊急生産支援 ○企業従業員等の在宅研修の支援 ○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援補助金 ・補助率10/10、上限10万円 ○商店街再出発支援設備投資等支援事業費補助金 ・補助率2/3、上限300万円 ○中小企業等再出発相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業雇用継続緊急支援センター(5/11設置) ・雇用調整助成金の相談センターを国・京都府共同で開設 ○京都府労働相談所の体制強化 ○京都ジョブパークの体制強化 ○e-ラーニングを活用した職業訓練環境の整備 ○学生インタールン・バイト応援センターの設置 ・府内に困難な状況にある学生を支援 ○京都府会計年度任用職員の採用(約50名) ○障害者雇用サポート強化事業 ・障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 ○京都未来塾事業 ・経済的な影響を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習の訓練コースを受講するとして、中小企業の未来を担う人材を育成、正規雇用に繋げる仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統工芸品を活かした観光支援 ・ホテルや料理店等が「京都らしいおもてなし」を行うための伝統工芸品買い上げを支援 ・予算額の拡充1億円→10億円 ○府内産農林水産物の需要喚起 ○スマート農業実践教育事業 ・農大、府立農業系高校へスマート農業機械を導入 ○京もの農林水産物生産・流通促進対策事業 ○「食の京都」地域拠点型新型コロナウイルス感染症対策 ・補助率1/2以内 ○京都産和牛、地鶏給食提供推進事業 ○和牛肥育経営緊急対策事業 ○養豚経営緊急対策事業 ○水産物需要拡大対策事業
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設 ・預託金を増額し制度融資枠を拡大、利用事業者に利子補給 ○休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の交付 ・中小企業100万円、個人事業者50万円、市町村に1/2負担を要請 ○中小企業等への支援(休業要請外支援金) ・中小法人:2事業所以上100万円、1事業所50万円 ・個人事業主:2事業所以上50万円、1事業所25万円 ○商工会議所等への金融相談専門員の設置費用補助 ○商店街等の事業継続支援 ○飲食店等への換気設備等の導入支援 ○新型コロナウイルス感染症対応無利子資金の創設 ・型に連動した中小企業融資制度を新設 ・貸付限度額4,000万円、当初3年間の利子補給 制度融資の融資目標額引上げ 3,600億 →1兆円 ○経営継続支援金の給付 ・中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円) ○地域企業再支援事業 ○県民利用施設の閉鎖・休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免 ○職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークの増強 ○市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除(3ヶ月間) ○中小企業等事業再開に伴う感染防止対策等の支援 ○感染症対策を講じる商店街等の支援 ○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成 ○新型コロナウイルス追跡システムの整備 ○バス・船舶の感染防止対策経費の支援 ○新型コロナウイルス感染症保証料返還の創設 ○県有財産使用料等の徴収猶予・減免 ○がらんぶのお店・お宿応援事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤職員の緊急雇用 ○雇用調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催 ○総合就業支援拠点 OSAKA しごとフレイブドにおける、就職活動のノウハウのライブ配信や求人中の企業情報の発信 ○中小企業におけるテレワークの促進を図るため、学生・労働者が参加するオンラインミーティングを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 ・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・型に連動した中小企業融資制度を新設 ・貸付限度額4,000万円、当初3年間の利子補給 制度融資の融資目標額引上げ 3,600億 →1兆円 ○経営継続支援金の給付 ・中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円) ○地域企業再支援事業 ○県民利用施設の閉鎖・休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免 ○職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークの増強 ○市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除(3ヶ月間) ○中小企業等事業再開に伴う感染防止対策等の支援 ○感染症対策を講じる商店街等の支援 ○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成 ○新型コロナウイルス追跡システムの整備 ○バス・船舶の感染防止対策経費の支援 ○新型コロナウイルス感染症保証料返還の創設 ○県有財産使用料等の徴収猶予・減免 ○がらんぶのお店・お宿応援事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充 ○内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100名) ○離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携) ○WEB合同企業説明会の開催 ○兵庫県ワーカーシェアの推進 ○新型コロナウイルス感染症により、一時的に雇用維持が難しい事業者から、人手不足の事業主へ期間限定で人材派遣を支援 ○ひょうご仕事と生活センターによる新しいワークスタイルの推進 ○中小企業従業員の福利厚生継続への支援 ○就労継続支援B型事業所利用者への支援 ○就労継続支援事業の実施 ○ホスト・労働環境対策事業の実施 ○緊急対応型雇用の創出 ・雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた労働者へ次ぎの雇用までのつなぎの雇用創出 	<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育経営安定対策 ・生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 ・市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんに充ててる資金の追加造成 ○県産農産物等のECサイトを活用した販売促進 ・出品時の初期費用補助、県認証食品PRキャンペーンの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ・農業者による貸付利率の無利子化等 ○山田錦等酒米特産品の生産応援事業の実施 ・酒米の価格差、作付転換への支援、消費拡大支援 ○県内地鶏肉・水産物等の学校給食提供の支援 ○県産水産物の料理支援、販売シフトの構築、販売促進PR ○県公式オンラインショップ「ひょうご市場」の販売促進キャンペーン ○県産農畜水産物の販売・相談・支援等のため、美味いもん情報センター「御食国ひょうご(仮称)」創設 ○学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用 ・未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送等を支援 ○「奈良産農畜産物応援サイト」の開設 ・県民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(実質無利子、無担保) ・預託額を増額し融資枠を拡大、当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連連業者向けの無利子融資) ・当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ・支援本部(4/28〜立ち上げ) ○支援施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金(20万円〜100万円の支援金を支給) ○県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3) ○和歌山県観光客あんしんしん受人環境整備(補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3) ・補助率3/4、補助率3/4 ※大企業2/3 ○持続化給付金申請サポート ・Web申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援 ○家賃支援金 ・家賃月額1/6相当額を6か月分支給、上限額:法人12.5万円、個人6.25万円 ・※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引上上限額を超過する場合は家賃額の1/12相当 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金申請サポート ・各地域での個別相談(対応) ○国の雇用調整助成金(教育訓練)の加算額に県が上乗せ支給(3,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援 ・オンライン出店へ登録し立ち上げ専門家によるアドバイス支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○農業者の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化 ○漁業者等の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(実質無利子、無担保) ・預託額を増額し融資枠を拡大、当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連連業者向けの無利子融資) ・当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ・支援本部(4/28〜立ち上げ) ○支援施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金(20万円〜100万円の支援金を支給) ○県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3) ○和歌山県観光客あんしんしん受人環境整備(補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3) ・補助率3/4、補助率3/4 ※大企業2/3 ○持続化給付金申請サポート ・Web申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援 ○家賃支援金 ・家賃月額1/6相当額を6か月分支給、上限額:法人12.5万円、個人6.25万円 ・※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引上上限額を超過する場合は家賃額の1/12相当 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金申請サポート ・各地域での個別相談(対応) ○国の雇用調整助成金(教育訓練)の加算額に県が上乗せ支給(3,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援 ・オンライン出店へ登録し立ち上げ専門家によるアドバイス支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○農業者の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化 ○漁業者等の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化

<p>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子・無保証料融資の対象拡大(売上▲5%以上) ・保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円 ・セーフティ資金「経済変動対策資金」「経営安定借換資金」の融資枠を計200億円拡大 ○「経済変動対策資金」の融資対象の拡充 ○「徳島県新型コロナウイルス対応!企業応援給付金」の創設 ・特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頑張りを応援するため、100万円を上限に給付 ○中小企業・個人事業主に対する原有施設テナント料の減免 ○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の設置 ○企業従業員等のメンタル研修の支援 ○県内のデパート、百貨店の情報発信支援の創設 ○生活衛生関係営業業者応援給付金 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症感染症患者特別貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円) 	<p>○新型コロナウイルス雇用継続支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円) ・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計) ○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円] ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の新採用(20名程度) ○就労支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等 	<p>○新型コロナウイルス農林漁業者金融支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資 ○新型コロナウイルス農林漁業者応援給付金 ・「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○新型コロナウイルス農林漁業者総合支援事業 ○阿波ふらうど新規販売チャネル開拓事業 ・ECサイト等を活用した新たな販路開拓を実施 ○県産花きの需要喚起応援事業 ○「阿波地産菜」販売支援事業 ○県産畜産物活用型経済活性化事業 ○県高収益作物次期作応援事業 ○「海の子」販売促進緊急対策事業 ○滞留原木緊急対策事業 ○山の仕事を守るコロナ対策緊急支援事業
<p>○鳥取新型コロナウイルス対策向け地域経済変動対策資金の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度融資の無利子期間、据置期間、保証料無しの期間の拡充 ○県内中小企業の新分野進出などの新たな取組、感染予防・防止に向けた商品開発など幅広い取組を支援(補助率3/4以上50万円等) ○企業の感染症防止対策支援、感染症に対するBCP策定支援(補助率3/4以上20万円)等 ○越境ECの取組支援(補助率2/3以上20万円)等 ○ホテル等の新規導入に係る経費を支援(国助成金への上乗せ補助)(補助率1/6以上30万円) ○県有施設に同居する飲食・土産物店等に対する使用料等の減免 ○経営上の影響を大きく受けた県内事業者に対し、家賃等の固定費の負担軽減や今後の事業継続を支援(定額10万円) ○鳥取県版新型コロナウイルス感染症拡大予防対策例や業界が作成するガイドラインを基に事業者が感染予防対策に取り組み経費を助成(補助率9/10、上限20万円) ○交通事業者への感染症対策資材整備や密を避けるための貸切バス増車等への支援、バス・タクシー車両を活用した広告等 ○オンライン物産展等対面販売からの転換を支援 ○職員が在宅で勤務できる環境を整備し、県業務の継続性を確保 	<p>○オンライン合同企業説明会の実施や就職情報サイトでの情報発信等を支援(補助率1/2以上40万円等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等 ○雇用維持、休業等の期間を利用した教育訓練や研修などに対し助成(補助率2/3以上100万円) ○離職者を正規雇用した企業に雇用安定支援金を支給 ○就労支援継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助 	<p>○県産農林水産物を活用した雇用継続やデパート、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業現場等で新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営業活動の支援体制構築 ○牛や羊の拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○素材や牛等を中小学校給食に提供する食育の推進 ○森林生産業者等のストックヤードの確保、原木の活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚フェアの開催 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対面にできない販売活動に対して助成(補助率2/3以上50万円) ○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛り上げや需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4以上200万円) ○クラウドファンディングを活用して20%のプレミアムがついた県内事業者の先取り応援券を販売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲) ○デパート、百貨店等を飲食店をまとめたサイト(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホームページで発信 ○安全・安心で新鮮な魚介類が買得に購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルオープンして実施(京都市の支援のもと、市場内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施) ○農産物等の販路拡大事業 ・新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行っている環境を整備 ○木材経営支援事業 ・林業価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活スタイルに対応した林業商品やサービスの開発等を支援
<p>○緊急融資制度の充実(令和2年5月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額を3,000万円から4,000万円へ引上げ(令和2年7月～) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ・補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店「テラス」の活用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 ○補助率9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円 ○京都市伝統産業つくり手支援事業補助金 ・補助率9/10・上限額個人又はグループは40万円・団体は100万円 ○和装装束支援事業 ○和装装束活用サポーターセンターの運用 ○中小企業等支援策活用に対する生産活動活性化支援 ○就労継続支援事業所に対する工賃助 ○就労継続支援B型事業所における工賃助 	<p>○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ・京都市労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」ワークショップを開催(令和2年5月) ・市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策 	<p>○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象 ○外国人のための相談窓口の体制強化(公財)大阪国際交流センター)
<p>○大阪府と協議し「休業要請支援金」を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の協力) ○所管施設のキャンセル・休館に伴う指定管理者への収入補填 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、賃付料等の支払期限を延長 ○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を新たに創設(4/15～実施) ○中小企業のテレワーク導入支援 ・募集枠の上限に達したため、5月18日に受付終了 ○補助金額上限：50万円、補助率：2/3> ○大阪府と協議し「休業要請支援金」を支給。 ○市内NPO法人に対する支援金 	<p>○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象 ○外国人のための相談窓口の体制強化(公財)大阪国際交流センター) 	<p>○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就職相談体制の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導人。(5/1～開設)
<p>○中小企業等の店舗の家賃を1/2以上減額した不動産オーナーに対して4・5月分の家賃の減額総額の8割補填(補助上限200万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援(補助上限：100万円、補助率3/4) ○中小企業等への相談体制強化(セーフティネット保証(4・5号)等の認定申請窓口、社会保険労務士専門相談窓口、国・県・市等の支援制度等紹介する経営相談窓口、国の持続化給付金の電子申請サポート窓口) ○中小企業等のテレワーク環境の整備等の支援(市補助上限：75万円、補助率1/12(国補助と合計3/4以内)) ○海外電子商取引(EC)等に係る取組を支援(補助上限：150万円、補助率3/4) ○先払い利用券が購入できる仕組を持つ事業者と提携、クーポン発行を支援(還元率20%、上限2,000円/件) ○UberEatsなどを活用した宅配・テイクアウト事業 ○商店街・市場における共同宅配事業への支援 ○オンラインストアへの新規出店支援による販路拡大(新規出店支援、補助上限：30万円/年、補助率1/2等) ○店街支店・小売市場お買い物券事業 ・ブレミアム付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起(県市協賛)及び地域経済の活性化 ※「ふるさと神戸ダブル応援基金」を創設 ※「応援したい分野」に沿って、新型コロナウイルスにより仕事や生活に困難を抱える人々の支援策に活用 ※住宅団地へのキッチンカー提供実験 ※飲食店・家庭・地域支援策のため、市有地を活用した市内飲食店舗等による移動店舗サービスを実施 ※住居団地やデパート内にシニア向け飲食店を支援 	<p>○緊急雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用内定を取り消された新卒者(募集人数：上限100名) ・離職を余儀なくされたひとり親家庭(募集人数：上限100名) ○ひとり親の就労支援 ・ひとり親の就労に向けた取り組みに対して助成(補助額：最大10万円) 	<p>※「ふるさと納税寄附金」を活用し、但馬牛肥育農家への素牛導入補助事業に充当し補助を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ※給食用野菜への支援 ・給食用に出荷できなかつたニンジンについて、掘り取り体験や、福祉施設への斡旋販売を実施、広報面で支援 ・タマゴのネット及び新聞販売店を活用した販売を実施、輸送費・広告費支援 ※観光農園への支援 ・感染拡大防止費用を支援 ・コロナ収束後のPR支援 ※花きへの支援 ・市内産花きを市が買い上げ展示

2 教育対策

※今回追加

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校へ手作りマスク素材や消毒用アルコールの配布 ○ 療育的ケアに見える家庭への手指消毒用アルコールの優先供給に因る健康医療福祉部局との連携 ○ 県立学校のトイレ改修の実施 ○ 補習等支援のための学習指導員の配置 ○ 特別支援学校スクールの増車 ○ DV・虐待等 家庭環境に困難を有する児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 ○ 障害児の放課後デイサービスへの利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助 ○ 医療的ケア児等の送迎のために福祉タクシー券を配布する事業への補助 ※ 県立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援コンテンツポータルサイト「子どもの『学びの場』」の開設 ○ GIGAスクールポータル（ICT技術者等）の配置 ○ 障害児生徒のための入出力支援装置の整備（点字ディスプレイによるICT環境整備 ○ スプリーク、視線入力装置等 ○ 家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、WEB会議アプリの導入 ○ 各学校にWebカメラ、マイクなどの整備 ○ 県立中学校、県立特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒が使用するPC端末整備の前倒し ○ インターネットを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布 ○ 県立大学の遠隔授業環境の整備に対する補助 ○ 自宅学習の環境整備等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画やデジタル教材を活用したオンライン学習の実施（府立学校） ・ オンライン授業の導入（府立医科大学、府立大学） ・ 教材補助として本を購入し貸出（学校再開後は図書室へ）（義務教育（小学校低学年） ○ 私立学校教育振興補助（高校生への修学支援） ○ 低所得者を対象にオンライン学習を支えるための通信費支給 ○ 児童養護施設等へのインターネット環境整備 ○ 児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、インターネット環境整備やパソコン等の機器購入を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援 ○ 県立美術館の企画展の動画を作成・配信 ○ 県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信 ○ 文化芸術関係者への支援等を紹介する相談窓口を設置 ○ 文化施設にサーモグラフィを購入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生・夢舞台開催支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国大会の中止や開催内容の変更を受け、中高生の集大成となる大会開催を支援 ○ 府立図書館の感染防止対策
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 ・ 休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化（スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの拡充） ○ 放課後児童クラブの運営等に対する支援 ○ 学校活動における感染予防対策 ・ スクールバス等の過密化防止や消毒液の購入 ・ 令和2年度末までスクールバスを増便 ○ 新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業 ・ 府内の大学等に対して、ハートジェーションの設置、消毒液の感染拡大防止対策に必要な経費を支援 ○ 私立学校教育振興補助（学習指導員の配置） ○ 学校教育活動再開事業 ○ 支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援 ○ 学校給食休止への対応 ○ 家庭学習の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の3歳児以上の園児に対し、学習教材等の購入を支援（図書カード2,000円分を配布） ○ SNS（LINE）を活用した相談対応の拡充 ○ 児童・生徒の心のケアや学習支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業中の学習支援のページを開設 ・ 家庭学習プリント及び教材等の掲載、授業動画の配信 ○ 府立学校のICT化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ カメラ、マイク等の通信装置や府立支援学校及び府立中学校の端末等を整備 ○ 府立学校のオンラインでの学習体制を構築 ・ 端末等を貸りたい家庭に対する学校所有の端末機、ソフトウェア（通信費込み）の貸し出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術活動の継続支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無観客ライブ等の配信にかかる経費を補助等
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校（外国人学校含む）におけるマスク等購入の支援 ○ 特別支援学校のトリレ改修による衛生環境改善 ○ 放課後等デイサービスへの追加経費の支援 ○ 補習等支援のための学習指導員の配置 ○ 心のケアに対応するSNS悩み相談窓口の強化 ○ ひょうご放課後プラザの推進 ・ 放課後児童クラブ・かきり増し経費支援、利用料減免支援 ○ 病院内保育所・セーター事業への支援 ○ 特別支援学校休校に伴う、放課後等デイサービス利用支援 ○ 学習支援番組「みて・学ぼう！ひょうごっ子広場」の制作 ○ 学校給食休止に伴う少人数授業、補習等支援のための非常勤講師、スクールカウンセラー、業務支援員の配置 ○ 私立学校における学校再開への人的体制の強化支援 ○ 学校再開に伴う感染症対策の強化 ○ 特別支援学校スクールの増便対応等 ○ 給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援 ○ 部活動全国大会の代替地方大会開催支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童学校等における遠隔授業環境の整備 ・ 家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ・学習支援アプリの導入 ○ 県立大学の遠隔授業環境の整備 ・ web会議アプリの導入補助 ○ GIGAスクールポータル（ICT技術者等）の配置 ○ 障害児生徒のための点字ディスプレイ、視覚入力装置等の整備 ○ 総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備 ○ 専修学校等における遠隔授業環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術・文化施設等の県民利便施設等にサーモグラフィ等を整備（県単独含む） ○ 県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信 ○ 県立美術館・博物館のPR動画や県内アーティストの活動動画を作成・配信、多言語音声ガイド専用アプリ等の製作 ○ 避難所等での物資・衛生資材等の備蓄支援 ○ 避難所となる学校等体育館の換気設備導入 ○ 芸術文化公演の再開に向けた緊急支援 ○ 芸術文化の鑑賞・体験機会の創出支援 ○ 県民利便施設等の換気設備の強化 ○ 県立美術館における時間制来館者申し込み導入
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助 ○ 特別支援学校の臨時休業期間中における学校給食の食費負担 ○ 特別支援学校等の臨時休業による、放課後等デイサービス等の利用増に伴う追加経費に対し補助 ○ 学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスケアを実施 ・ 在宅運動番組（児童生徒向け）制作・放送 ・ 臨時休業中の小中高生等の健康維持のための番組を提供 ○ 在宅宅教養講座番組制作・放送 ・ 外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供 ○ 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に要する経費等に対し補助 ○ 放課後児童クラブの利用の自粛等に伴う保護者負担の減による公費負担の増に対し補助 ○ 小学6年生及び中学3年生の学級を分割し、感染拡大防止及びびきめ細かい指導を行うため、教員を加配 ○ 夏期休業を短縮して授業等を実施するため、非常勤講師等を配置 ○ 臨時休業期間中の末指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置 ○ 感染症対策のために増加する教員の業務をサポートするため、スクールサポートスタッフを配置 ○ 特別支援学校スクールの感染リスク低減のため、増便対応 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全教員、児童生徒に対し「G Suite for Education」のアカウントを発行 ○ 教育長及び指導主事による授業サポート動画を参考に各学級で授業動画を作成し、動画共有サービス上の各学校のチャットにアップロード ○ Wi-Fi環境がない家庭にPCを貸与し、授業動画を保存したDVDやUSBメモリを提供 ○ 児童生徒の健康観察等、オンライン活用による家庭と学校が共有 ○ 全教員に「G Suite for Education」の講習をオンラインで実施 ○ オンラインで活用できるツールを利用し、テストの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施 ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための遠隔授業の環境整備を行う公立大学に対し補助 ○ 県立中学校及び特別支援学校小・学部・中学部に情報教育環境を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報端末整備 1,050台 ・ 情報端末の活用を支援する技術者を配置 ○ 障害のある児童生徒が情報機器の使用に要する障害に気づいた入出力支援装置を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアルコール板設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備 ○ 入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底（マスク着用、手指消毒、三密の回避等） ○ 県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信 ○ 県立文化施設のHP等において、万葉歌留学などの家で遊べるコンテンツの配信 ○ 奈良県立ジュニアオーストララのテレワーク演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト（Youtube）にて公開
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○ 県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○ 県立学校臨時休業期間中の学校給食食材や材料負担 ○ 子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○ SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のケアへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校において家庭学習の充実に向けられたオンライン学習支援サービスの導入 ○ 各学校のWebページにパスワード付き閲覧制限ページを設置し、家庭への連絡等で活用 ○ GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒のPC端末の整備前倒し ○ 高等学校1人1台PC端末の整備 ○ 各県立学校にWebカメラ、マイク等、配信用周辺機器の整備 ○ 臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備（通信料は県負担） ○ 授業動画の配信やリモート学習指導の開始 ○ 特別支援学校の児童生徒のための入出力支援装置（ジョイスティックやマウス、視覚入力装置等）の整備 ※ 低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立図書館における消毒液の整備 ○ 県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○ 県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○ 県立学校臨時休業期間中の学校給食食材や材料負担 ○ 子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○ SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のケアへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校において家庭学習の充実に向けられたオンライン学習支援サービスの導入 ○ 各学校のWebページにパスワード付き閲覧制限ページを設置し、家庭への連絡等で活用 ○ GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒のPC端末の整備前倒し ○ 高等学校1人1台PC端末の整備 ○ 各県立学校にWebカメラ、マイク等、配信用周辺機器の整備 ○ 臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備（通信料は県負担） ○ 授業動画の配信やリモート学習指導の開始 ○ 特別支援学校の児童生徒のための入出力支援装置（ジョイスティックやマウス、視覚入力装置等）の整備 ※ 低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立図書館における消毒液の整備 ○ 県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入

徳島県	<p>○私立幼稚園におけるマスクや消毒液の購入等</p> <p>○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援</p> <p>○特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担増加分を支援</p> <p>○公立学校の有効活用を促進する経費への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用ミルク、牛乳、デザート類の供給体制を維持する経費への補助 ・電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安全確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に改修 <p>※特別支援学校において、幼児児童生徒の障がい特性に応じた感染対策や過密対策など、「新しい生活様式」を実践するための機器（アルコール消毒液）等を購入</p> <p>※県立学校再開に伴う学校における感染症対策の強化に係る支援</p> <p>※私立学校再開に伴う学校における追加的人員配置に係る支援</p> <p>※部活動生の体力・競技力向上のため強化スタッフを派遣(準備中)</p> <p>※県立学校生のための臨時通学バスの運行(準備中)</p> <p>○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員等の配置</p> <p>○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクールバスを増便</p> <p>○県立図書館に書籍消毒器を整備</p> <p>○放課後児童クラブに追加で生じる費用、フリースポーツ・ネット・センター利用期間中の減免を行った場合に生じる費用等について支援</p> <p>○休業期間中を休業で読書感想文コンクール等の開催</p> <p>○放課後等デイサービスで追加的に生じたサービスに係る県負担金の増額 利用者負担の免除を行う市町村に補助</p> <p>○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等デイサービス事業所等に福祉バスを利用する場面にクーポンの配付を行う事業に補助</p> <p>○子どももの居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援</p> <p>○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者のが、休むを行う事業に補助</p> <p>○子どもの世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援(4,100円/人/日)</p> <p>○市立学校園におけるマスク・消毒液等の確保</p> <p>○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援</p> <p>○LINEによる相談窓口の開設</p> <p>○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</p> <p>○希望制による「学習相談・面談」の実施</p> <p>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)ポスト」の設置</p> <p>○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備</p> <p>○市立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</p> <p>○大学における学生支援強化特別支援事業</p> <p>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</p>	<p>○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブリングテレビ放送</p> <p>○手作りマスクの動画の作成・配信</p> <p>○HPからダウンロードできる独自教材プリントの活用</p> <p>○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配布</p> <p>○無料の教育ソフト・サービスに各県立学校用アカウントを作成し配布</p> <p>○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたアカウントを活用した児童生徒の学習支援するウェブ事業を実施</p> <p>○県立学校の教員が利用できる環境構築</p> <p>○障害児児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備</p> <p>○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設</p> <p>○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をeラーニングコンテンツとしてデジタル化</p> <p>※徳島県GIGAスクール構想として、公立の小学校・中学校・高等学校、高等学校、及び特別支援学校の児童生徒に1人1台端末の整備</p>	<p>○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備</p> <p>○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのオンライン演奏指導の実施</p> <p>○「あわ文化」に係るVR動画等デジタルコンテンツの作成し、情報発信</p> <p>○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施</p>
鳥取県	<p>○市立幼稚園の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援</p> <p>○LINEによる相談窓口の開設</p> <p>○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</p> <p>○希望制による「学習相談・面談」の実施</p> <p>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)ポスト」の設置</p> <p>○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備</p> <p>○市立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</p> <p>○大学における学生支援強化特別支援事業</p> <p>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</p>	<p>○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施</p> <p>○遠隔教育等で使用するeラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助</p>	<p>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形で文化芸術活動を支援</p> <p>○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援</p>
京都市	<p>○市立幼稚園におけるマスク・消毒液等の確保</p> <p>○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援</p> <p>○LINEによる相談窓口の開設</p> <p>○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</p> <p>○希望制による「学習相談・面談」の実施</p> <p>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)ポスト」の設置</p> <p>○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備</p> <p>○市立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</p> <p>○大学における学生支援強化特別支援事業</p> <p>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</p>	<p>○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等)</p> <p>○GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強</p> <p>○モバイルを活用した家庭学習課題等の発信</p> <p>○運動遊びや読み聞かせ等に活用できるDVDの作成</p> <p>○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備(7月市会提案)</p> <p>○市立芸術大学における感染拡大防止対策</p>	<p>○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルスに留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・評価等)募集し、審査のうえ奨励金(上限30万円)を交付 ○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施 ・新型コロナウイルス感染症の基木に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ文化芸術に関わる方々が置かれている状況を調査するとともに、活動の再開や持続に向けてのニーズを明らかにするために実施
大阪市	<p>○令和2年度の学校給食費の無償化</p> <p>○SNSを活用した児童生徒相談拡充</p>	<p>○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信</p> <p>○テレビ・大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映</p> <p>○NPO法人の学習動画サイトを活用</p> <p>○全児童生徒に学習用端末を前倒し整備</p> <p>○就学援助世帯でWi-Fi環境が整っていない家庭に、Wi-Fi貸与し、通信装置を整備</p> <p>○オンライン学習の円滑実施のため、Webカメラ、マイク、スピーカーなどの通信装置を貸出</p> <p>○市立図書館にて、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出</p> <p>○教育委員会のHP上において、文部科学省の学習支援コンテンツや教材等を掲載し、家庭学習を支援</p> <p>○各小中学校のHPから教科書に準拠した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援</p> <p>○J-COMと連携し、授業動画をケーブルテレビで放映</p> <p>○市立小中学校等に通うすべての児童(約64,000人)のノートPCを年内に整備</p> <p>※家庭学習が可能となるようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与</p> <p>※学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサポーター」を学校に新たに配置</p>	<p>○堺市文化芸術応援企画(フェニクスフェスティバルでスタート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリスタートの場として、昨年度グラウンドオーストラリアの場として、フェニクスフェスティバルを主催し、施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)
堺市	<p>○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</p> <p>○市立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食材費等)を負担</p> <p>○児童生徒等及び保護者の方々の心のケア等の支援として、高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンセラーを配置</p> <p>○市立学校園の臨時休業措置期間における教職員の確保(学習状況の確認や心のケア等)</p> <p>○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保</p> <p>○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</p> <p>※感染防止対策の負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化</p> <p>※学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置</p>	<p>○市立図書館にて、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出</p> <p>○教育委員会のHP上において、文部科学省の学習支援コンテンツや教材等を掲載し、家庭学習を支援</p> <p>○各小中学校のHPから教科書に準拠した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援</p> <p>○J-COMと連携し、授業動画をケーブルテレビで放映</p> <p>○市立小中学校等に通うすべての児童(約64,000人)のノートPCを年内に整備</p> <p>※家庭学習が可能となるようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与</p> <p>※学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサポーター」を学校に新たに配置</p>	<p>○堺市文化芸術応援企画(フェニクスフェスティバルでスタート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリスタートの場として、昨年度グラウンドオーストラリアの場として、フェニクスフェスティバルを主催し、施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)
神戸市	<p>○休校中の家庭学習環境の確保</p> <p>・ICT環境が整っていない家庭へのWi-Fiルーターを無償貸与</p> <p>○臨時休業期間中における子育て家庭の負担軽減</p> <p>・放課後等デイサービス、放課後児童クラブの時間延長にかかる運営費補助及び利用料減免</p> <p>○学校給食休止に伴う食材費等への補償</p> <p>※子どもたちの学習を支え、全小中学校に学習指導員とタブレット・サポーター・スタッフを追加配置</p> <p>※経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援</p> <p>・食品送付による昼食支援</p> <p>・ICTを活用した学習支援</p>	<p>○(株)サテライトジョンとの連携による「テレビ授業」の実施</p> <p>○GIGAスクールの加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にノートPC、タブレット等を1人1台整備</p> <p>※経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した学習支援 	<p>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストやプロダクト等の新たな取り組みに係る経費を補助(上限10万円/人、上限75万円/施設) ・芸術文化公演等を実施する場合は施設利用料を補助(上限80万円/日・施設、補助率1/2、県市協調) ・神出山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施 ・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施

徳島県	<p>○社会福祉施設等におけるマスク、エタノールの購入支援や、県備蓄マスク、手指消毒用エタノールの配布</p> <p>○高齢者、障がい者に配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流フェスタ)での放映</p> <p>○在宅生活を楽にしている障がい者等の安否確認、相談受付や情報提供等に際する支援</p> <p>○障がい福祉センター等事業所に対するサビ・ス継続支援</p> <p>○通所サビ・ス事業所に対する代替サビ・スの提供や他事業所との連携に要する経費支援</p> <p>○LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策ホットライン」を開発</p> <p>○「生活不活発」予防についての情報発信</p> <p>○ホームページ掲載による予防ポイントの周知啓発、You Tube等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介</p> <p>○児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品の整備や補助</p> <p>○児童養護施設等の個室化等改修経費を支援</p> <p>○児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援</p> <p>○児童養護施設等における業務負担増に対し、補助者の雇用による身体強化を支援</p> <p>○介護施設に対するICT及び介護ロボット等導入支援</p> <p>※介護施設に対する多床室の個室化、陰圧・換気設備等の整備に要する経費支援</p> <p>※社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</p>	<p>○就労系障がい福祉サビ・ス事業所におけるテレワーク等導入支援</p> <p>○聴覚障がい者に対する遠隔手話サビ・ス等を利用した意思疎通支援</p>	<p>○生活福祉資金の貸付原資の追加助成</p> <p>○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</p> <p>○宿泊施設・都道府県から支えを省せざるを得ない特定警戒都道府県から支えを省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設設の確保</p> <p>○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、市町村住宅の家賃減額支援</p> <p>○住居確保給付金の支給</p> <p>○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</p> <p>○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談を受けける寄り添い支援</p>
鳥取県	<p>○幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要ない健康衛生用品を整備</p> <p>○県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売りと連携して構築</p> <p>○障がい者支援施設等の居室個室化への改修経費支援</p> <p>○介護ロボットの導入、ICT化支援</p> <p>○通所サビ・ス事業所(障がい福祉分野)の代替サビ・スの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじ経費を支援</p> <p>○相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助</p> <p>○通所系介護サビ・ス事業所の代替サビ・スの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじ経費を支援</p> <p>○緊急配布用個人防護具等の購入</p> <p>○とっとりSNS相談の相談日を拡充</p> <p>○マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布</p> <p>○避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策</p> <p>○新型コロナウイルスの第2波の探知、リスク評価・対策立案のための発生動向調査・データ分析等</p>	<p>○法定研修を映像化等により遠隔実施するた</p> <p>○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置</p> <p>○就労移行支援事業所のテレワークシステムの導入を支援</p> <p>○オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成</p>	<p>○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会場変更等の経費を追加で補助</p> <p>○非課税世帯となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</p> <p>○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合、補助</p> <p>○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化(減免)経費を大学へ交付</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給</p> <p>○外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するボランティア活動に対し助成</p>
京都市	<p>○社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</p> <p>○医療機関や社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</p> <p>○福祉避難所に対する衛生物資の確保</p> <p>○社会福祉施設に対する個室化支援等</p> <p>○社会福祉施設の施設等内の消毒に要する経費助成</p> <p>○通所サビ・ス事業所等の利用者の居室訪問など、特別な形でサビ・スを提供する取組を支援</p> <p>○医療施設、社会福祉施設への「支え合い支援金」の創設</p> <p>○避難所での感染拡大予防対策※</p> <p>○WITHコロナ社会での安心安全な社会福祉施設の環境整備</p> <p>・介護保険・障害者福祉施設等におけるWi-Fi環境整備</p> <p>・介護保険施設等における見守りセンサー導入支援</p> <p>○医療機関や社会福祉施設等での感染対策の周知啓発</p> <p>・動画配信による予防啓発、専門家による感染防御法の実地指導</p> <p>・専門家による介護保険施設等職員に対するオンライン感染症対策研修の実施</p> <p>○区役所・支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染対策</p> <p>○区役所・支所(保健福祉センター)窓口の混雑解消</p> <p>○救急活動における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため感染防止用器材の備蓄量を増強</p> <p>○オンラインでの子育て相談支援・連携体制強化事業</p>	<p>○障害福祉分野におけるサービス継続支援</p> <p>○就労系障害福祉サビ・ス事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援及びICT導入のサビ・ス事業に要する経費を支援</p>	<p>○傷病手当金の創設(国民健康保険事業)</p> <p>○簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付</p> <p>○住居確保給付金の支援対象の拡充等</p> <p>○子育て世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>○国民健康保険料・介護保険料の減免</p> <p>○公営住宅入居者の家賃の徴収猶予・減免等</p> <p>○市営住宅の提供</p> <p>○全ての保護者が感染した場合により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供</p> <p>○生活困窮者等への支援の拡充</p> <p>○住居確保給付金の支援対象の拡充等</p> <p>○生活困窮者に対する相談支援体制等の充実</p> <p>○自殺防止に関する相談体制等の強化</p> <p>○ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>○児童養護施設等を退所されない方への支援</p> <p>○特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化</p>
大阪市	<p>○障がい者支援施設や保護施設等で使用するマスク・消毒液等の確保</p> <p>○老人福祉施設等での個室化促進改修費等補助金の創設</p> <p>○障がい福祉サビ・ス事業所や介護サビ・ス事業所等の事業継続に向けた支援</p> <p>○生活困窮者の一時的宿泊施設内における3密状態の緩和</p> <p>○障がい者支援施設等におけるロボット等導入支援</p>	<p>○障がい福祉サビ・スにおけるテレワーク等導入支援</p> <p>○障がい福祉分野のICT導入モデル事業に要する経費を確保</p>	<p>○解雇された派遣社員等への市営住宅の提供</p> <p>○市営住宅入居者の家賃の減免等</p> <p>○住居確保給付金の支給対象者の拡充</p> <p>○(公財)大阪国際交流センター外国人のための相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化</p> <p>○国民健康保険加入者への傷病手当金の創設</p> <p>○国民健康保険・介護保険料の減免措置</p> <p>○保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減</p> <p>○水道料金・下水道使用料の基本料金額減免(7月～9月)</p> <p>○国民健康保険料の減免措置・傷病手当金の支給</p> <p>○介護保険料の減免措置</p> <p>○住居確保給付金の対象拡充に伴う体制強化等</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により、経済的な理由によって学費の支弁が困難であるとき、市立高等学校授業料の免除等の相談対応</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助</p>
堺市	<p>○障害福祉サビ・ス事業所に対しマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助(令和2年度は、市が購入した衛生用品を配布)</p> <p>○障害福祉サビ・ス事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者への手指消毒液の配布</p> <p>○国通知を受け、障害福祉サビ・ス事業所が特別な形でサビ・スを提供する取組を支援</p> <p>○介護保険施設、障害者支援施設等に対して、オンライン面会のためのタブレット端末の貸出し</p> <p>○介護保険施設等での多床室の個室化整備補助</p> <p>※介護保険施設等での感染予防対策向上支援事業</p> <p>※介護保険施設等での感染症対策向上支援事業</p> <p>○簡易陰圧装置を設置する介護・障害者施設等への補助</p> <p>○介護・障害福祉サビ・ス事業所等における「かかり増し経費」に対する補助</p> <p>○障害者等を在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなった場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けることができる仕組みを構築</p> <p>○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</p> <p>○社会福祉施設への支援</p> <p>・高齢者や障がい者への提供し提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/1か所)</p> <p>○高齢者・障害者施設におけるリモート面会推進</p> <p>・リモート面会に必要な機器購入費を補助(上限5万円/補助率1/2)</p>	<p>○就労系障害福祉サビ・スにおける在宅就労導入支援</p> <p>・タブレット等の導入補助(令和2年度も実施)</p> <p>○障害者支援施設に対して、オンライン面会のためのタブレット端末の貸出し</p> <p>○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</p>	<p>○DV相談体制の強化</p> <p>・相談体制を24時間化</p> <p>○低所得のひとり親世帯への給付</p> <p>・児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付</p> <p>・収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付</p> <p>○生活困窮者に対する住居確保給付金の給付</p> <p>○国民健康保険料・介護保険料の減免</p> <p>○妊婦健康診査等に伴う外出時に利用するタクシー利用料を助成(1万円/人)</p> <p>○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保</p> <p>※市内小学生等への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校の授業料・入学金の減免拡充</p> <p>※経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲)</p> <p>・食品送付による昼食支援</p> <p>・ICTを活用した学習支援</p>
神戸市	<p>○介護職員確保支援補助</p> <p>○施設等サビ・ス提供に伴う人件費等について補助</p> <p>※つなぐ「マスクアッププロジェクト」の実施</p> <p>・マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布</p>	<p>※高齢者・障害者施設におけるリモート面会推進</p> <p>・リモート面会に必要な機器購入費を補助(上限5万円/補助率1/2)(再掲)</p>	<p>○生活福祉資金の貸付原資の追加助成</p> <p>○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</p> <p>○特定警戒都道府県から支えを省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設設の確保</p> <p>○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、市町村住宅の家賃減額支援</p> <p>○住居確保給付金の支給</p> <p>○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</p> <p>○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談を受けける寄り添い支援</p>

4 収束後の地域活性化対策

※今回追加

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	<p>○観光関連産業、物産事業者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内観光施設等で使用できる、クーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売 ・国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施 <p>○県民によるピワイチの体験機会拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の屋外活動が解禁された機会をとらえ、レンタサイクル料金に補助することにより、「ピワイチ」「ピワイチプラズ」の体験機会の拡大を促すとともに、周遊を通じた消費の拡大を図る。 <p>※観光バスを活用した団体旅行の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ団体旅行プランの造成・販売 <p>※外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛生管理の徹底・改善等の取組支援</p>	<p>○製造業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブライチチェーン再構築等の支援 ・海外への販路拡大に向けた取組支援 ・大手企業向け展示商談会の開催支援 ・社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援 ・抗菌殺菌材料の開発支援 ・衛生関連製品や衛生医療部素材の開発支援 ・製造現場の自動化支援 <p>○地場産業の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V RやARを活用したネット通販等への取組強化を図るため、製品等の3Dデータ作成技術支援 ・地酒の数値データを収集・分析し、特徴を見える化するこにより、消費者への提案力強化を支援 <p>※県内消費拡大に向けたたきや消費活性化策に県独自のマイイナポイント活用消費活性化策に県独自のマイナポイントを上乗せ</p> <p>※輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の支援</p>	<p>(3) 文化・芸術・スポーツ等</p> <p>○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援</p>
京都府	<p>安心安全な京都観光の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○WITH コロナ社会京都観光発信事業 ・WITH コロナ社会に対応した、安心・安全な京都観光をPRする動画作成 ○「もうひとつの京都」観光誘客事業 ・「もうひとつの京都」エリアへの宿泊者に対する特典付与キャンペーン等 ○京都縦貫自動車道利用促進事業 ○「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業 ・お得な周遊クーポンの発行を支援し、公共交通機関を利用した府内観光を促進 ○「もうひとつの京都」魅力発信プロジェクト事業 ・車両や路線バスへの運行やクーポンの観光の魅力を発信 ○観光クーポンの発行やクーポンの開催による周遊観光を推進する「もうひとつの京都」事業実施 ○新しい観光資源発掘事業 ・WITH コロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデアを募集 ○ナイフーツームズ促進事業 ・文化財を活用したイベントなどのコンテンツを充実 <p>※宿泊施設利用者へキャッシュレスポイント還元キャンペーンの実施</p> <p>※音楽、伝統芸能等の文化芸術プログラムと観光魅力のアップロード「大阪文化芸術創出・おおさかプロモーション事業」の実施</p>	<p>○京都府WITH コロナ・POST コロナ戦略検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局横断的な体制の下、WITH コロナ社会・POST コロナ社会を見据えた戦略を策定 	<p>○京都府文化芸術活動継続支援補助金(補助率2/3、上限20万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術関係者支援相談窓口(4/30～) ・文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援 ○文化・スポーツ施設にサモゲラフ、体温計等を購入 ○北山アート・ハフォーメンズフェスタの開催 ・活動自粛を余儀なくされたアーティスト等の販売及び発表の場を提供し活動を支援
大阪府	<p>○「大阪の人・関西の人いらいっしやい！」キャンペーンの実施</p> <p>○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おみやげ購入券付き地域特産品の販売 ・県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈 ・旅行エージェント向けのフェアムトリップ ・国内路線航都府でのひょうご安全宣言PR ・ホテル、旅館の会議場等におけるコロナ感染対策PR ○県民交流ハス事業における座席間隔確保に伴う助成単価拡充 ○ひょうごスタスタイルに対応した安心旅の推進 ・宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR ○外食・フード需要回復への支援 ○観光拠点整備への支援 ○少雪の影響を受けた地域・会場設備整備、台信誘致支援等 ・FANFAの実施、会場設備整備、台信誘致支援等 <p>○落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行</p> <p>○新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信</p> <p>○県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等を開催</p> <p>○オンラライン等による奥大和地域の魅力発信</p> <p>○観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援</p>	<p>○賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援</p>	<p>○府民参加型の大規模スポーツイベントを開催</p>
兵庫県	<p>○Welcome to Hyogo キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信 ・おみやげ購入券付き地域特産品の販売 ・県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈 ・旅行エージェント向けのフェアムトリップ ・国内路線航都府でのひょうご安全宣言PR ・ホテル、旅館の会議場等におけるコロナ感染対策PR ○県民交流ハス事業における座席間隔確保に伴う助成単価拡充 ○ひょうごスタスタイルに対応した安心旅の推進 ・宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR ○外食・フード需要回復への支援 ○観光拠点整備への支援 ○少雪の影響を受けた地域・会場設備整備、台信誘致支援等 ・FANFAの実施、会場設備整備、台信誘致支援等 <p>○落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行</p> <p>○新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信</p> <p>○県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等を開催</p> <p>○オンラライン等による奥大和地域の魅力発信</p> <p>○観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援</p>	<p>○商店街お買い物券・ポイントシール事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 ○県産農産物の販売促進プロジェクトの実施 ○農業大学校にICT対応設備や農機具を導入 ○ボストロ社に先端技術研究支援 ○パワラチェーン強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充 ○スマート兵庫基盤の整備 ・ネットワーク環境の整備、兵庫情報ハブの増強、ローカル5G導入支援、5G等を活用した実証実験 ○輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援 ○地場産業の持続的発展に向けたたへ事業実施の支援 ○ボストロ社・スタートアップ支援事業の実施 	<p>○県内芸術家による無料コンサート等の実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県域文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化事業等の支援 ○県立美術館・博物館ミュージアムツアーの実施 ○芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援 ○芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援 ○第10回神戸マラソン延期に伴うプレイベントの開催 ○「ひょうごスタスタイル」の推進活動助成 ○ポストコロナ社会の新たな生活スタイルの調査・研究
奈良県	<p>○商品券等発行事業に対し上乗せ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済活性化を推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助 ○飲食事業者によるテイクアウト等の導入に対し補助 ○消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内小中学校、特別支援学校等へ県産牛肉等を提供する取組へ補助 ○輸入農畜産物を国産に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助 ○県内からの輸出を回復するための施設整備等へ補助 ○輸出を行う食品等製造者の施設整備等へ補助 ○減少した農畜産業者の売上げを回復させるとともに、販路拡大による安定的な経営を図るため、インターネット販売の導入に向けた研修会を開催 ○県内小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助 ○中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援 ○新型コロナウイルス感染症による経済・労働情勢への影響を分析し、本県の実情に応じた経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対応した取組を検討 <p>○経済活動の再活性化と感染症対策が両立できざる県内での新しい働き方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リモートワーク等新型コロナウイルス感染症対策として実施している好事例の調査 ・専門家への意見聴取 ○海外から国内へ生産拠点を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業への調査 ・専門家による検討会の開催 ○減収となつていない就労継続支援事業所の再起に必要となつた固定経費等へ補助 	<p>○総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サクラガによる運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サクラガコースの動画を作成 	<p>○総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サクラガによる運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サクラガコースの動画を作成

和歌山県	<p>○県民の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起 ・わかやまやまふりフレッシュアップ販売の実施 ○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開</p>	<p>※県産農産物等のeコマースを活用した販売支援 ・オンライン販売・立ち上げ専門家によるパッケージ支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ※輸出先のマーケティングニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援</p>	<p>※総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業 新型コロナウイルス感染症に伴い、活動の休止を余儀なくされた「総合型地域スポーツクラブ」の活動再開を支援するため、「感染防止対策チーム」の実践や「オンライン教室」の環境整備等を推進する。</p>
徳島県	<p>○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業（宿泊割引、ツアー助成等） ○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業</p>	<p>○WJTH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金 ・「業種ごと」の感染拡大予防ガイドラインに沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため、助成率10/10、3つのメニューにより、20万円、50万円、100万円を上限に助成 ○スマートライフ先取り！事業者応援事業 ・中小・小規模事業者の再起・躍進に向け、事業者間の連携や支援機関の協力のもと、「スマートライフ」の実現に向けた企画事業を支援する。</p>	<p>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形での文化芸術活動を支援（再掲） ○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルス感染症予防対策を支援</p>
鳥取県	<p>○国の「GoToTravel キャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーン等を感染収束時に展開 ○県民を対象とした県内観光に対する助成（we love とつとつりキャンペーン） ○地元の入体整備や旅行商品造成に向けた取組を支援</p>	<p>○感染収束時に、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施 ○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催 ○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成</p>	<p>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形での文化芸術活動を支援（再掲） ○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルス感染症予防対策を支援</p>
京都市	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援 ・伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○衛生対策等の徹底による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進 ○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策 ○国際会議施設等における安心・安全なMICEの開催推進・支援 ○市民による京都の魅力再発見 ・市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。</p>	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ・PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ ・表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業</p>	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ・伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ ・表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業</p>
大阪市	<p>○観光需要の喚起・府内観光事業者への支援 府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した宿泊客20万人限定で1人1泊につき2,500円分のキャンペーンを大阪府市にて実施。</p>	<p>○MICE開催支援事業 ・インテックスタ大阪の施設基本使用料半額を実施 ※飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合は道路占有許可基準を緩和</p>	<p>○芸術・文化団体サポート事業 ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進する事業 ○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ※大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充 ・令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ※本市施設利用料金の減免 ・新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免</p>
堺市	<p>○国の「Go To Travel」等と連携した誘客促進 ○AR、VR等の技術を活用した歴史などの情報発信 ○市民等の近隣住民向けツアー等の実施</p>	<p>○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与 ○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテストを実施</p>	<p>○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施</p>
神戸市	<p>※国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した対応等を検討中 ※神戸観光局公式インスタグラムでのハッシュタグキャンペーン ・神戸でも海外気分を味わえるスポットを紹介したWEBサイト「神戸で海外旅行」を開設。おすすめの観光資源の投稿を募集 ※主要駅でのデジタルサイネージの掲出 ・デジタルサイネージを活用し、「神戸で海外旅行」キャンペーンとあわせておすすめの観光スポットを紹介 ※KOBE観光スマートパスポート ・市内の主な観光施設を周遊可能なチケットレスカーボンの発行し、市民向けに割引価格で販売</p>	<p>※中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4）（再掲） ※オンラインストアへの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援 補助上限：30万円/年、補助率1/2等）（再掲） ※商店街・小売市場お買い物券発行（再掲） ・プレミアム付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協調）及び地域経済の活性化 ※神戸の自然環境を活かした地域の活性化 ・六甲山上スマートシティ構想 ・神戸 里山・農村地域活性化ビジョン</p>	<p>※こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業（再掲） ・「プレイアブル」等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限10万円/人、上限75万円/施設） ・芸術文化公演等を実施する場合は施設利用料を補助（上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協調） ・神出山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施 ・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</p>

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況

令和2年7月22日

広域防災局

○関西広域連合の対応

	国・その他の状況	広域連合の対応
1月28日	関西(奈良県)で初めて陽性者が確認	関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策準備室設置
3月14日	改正新型インフルエンザ等特措法施行	
3月15日		第1回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 広域的な医療連携、特措法に基づく要請が必要になった場合に備えた広域調整
3月18日	国の水際対策の強化 (帰国者に14日間の自宅待機及び公共交通機関の利用自粛を要請)	
3月19日		国に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」を提出 (関係機関が連携した帰国者の健康観察体制の構築など)
3月26日	特措法に基づく 政府対策本部設置	第2回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 「帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い」を発出し、実効性ある自宅待機の協力依頼
3月27日		国に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」提出
4月1日		「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い」を発出し、外出自粛要請とあわせ再度実効性ある自宅待機の協力を依頼
4月7日	7都府県を対象に緊急事態宣言発令	
4月8日		第3回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 「関西外出しない宣言」及び「新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ」を採択し、外出や往來の自粛等への協力を関西府県民へ依頼
4月15日	大阪府(14日)、兵庫県で休業要請始まる	「関西外出しない宣言」を踏まえたお願い」を発出し、大阪、兵庫における休業要請による同種の施設利用を目的とした、他府県への移動自粛の要請
4月16日	全国へ緊急事態宣言拡大	
4月23日		第4回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 「関西・GWも外出しない宣言」を採択し、外出や往來の自粛等への協力を関西府県民へ依頼 国へ「新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案」提出
4月27日		関西経済連合会等へ医療物資・資機材の増産及び流通拡大を依頼
5月4日	全国を対象にした緊急事態宣言を5/31まで延長	
5月14日	39県にて緊急事態宣言解除	
5月18日		関西経済連合会が行った国への「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する提言」を、松本会長から連合長へご説明
5月21日	関西全圏域にて緊急事態宣言解除	
5月25日	全都道府県にて緊急事態宣言解除	
5月28日		第5回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ・「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を採択
6月1日	政府の段階的緩和の目安ステップ1へ移行	
6月19日	政府の段階的緩和の目安ステップ2へ移行	
7月4日		第6回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年7月22日

広域医療局

1. 検査体制・検査能力

(7月20日現在)

府県市名	検査機関名	検査機関数(機関)	検査可能検体数/日
滋賀県	滋賀県衛生科学センター, 滋賀医科大学付属病院 地域外来・検査センター(6カ所)	8	166
京都府 京都市	京都府保健環境研究所, 京都府中丹西保健所 京都市衛生環境研究所, 民間検査所, 医療機関	14	550
大阪府 大阪市	大阪健康安全基盤研究所(森ノ宮センター・天王寺センター) 東大阪市環境衛生検査センター 大阪府各保健所, 民間検査機関 ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	7	1,720
兵庫県	県立健康科学研究所, 尼崎市立衛生研究所 姫路市環境衛生研究所, あかし保健所 医療機関(帰国者・接触者外来等) 地域外来検査センター, 民間検査機関	9	1,190
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター 和歌山市衛生研究所	2	128
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所 鳥取大学医学部附属病院	2	196
徳島県	徳島県保健製薬環境センター, 徳島大学病院	2	232
堺市	堺市衛生研究所 医療機関(帰国者・接触者外来等) ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	1	200
神戸市	神戸市環境保健研究所(1) 民間検査機関(1) 医療機関(帰国者接触者外来等)(5)	7	462
計		52	4,844

(参考)

奈良県	奈良県保健研究センター, 奈良市, 民間検査機関、医療機関(帰国者・接触者外来等)	4	785
-----	--	---	-----

○検査実績(人数)

府県市名	7月10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)
滋賀県	53	62	3	7	137	55	105	46
京都府・京都市	163	148	134	349	388	334	346	272
大阪府(堺市除く)	573	683	395	299	766	945	1,010	1,193
兵庫県	178	87	29	346	286	351	481	334
和歌山県	97	104	41	30	129	132	42	67
鳥取県	13	15	13	58	86	37	27	23
徳島県	40	39	17	27	41	25	21	33
京都市	※京都市に含まれる	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※大阪府に含まれる	-	-	-	-	-	-	-
堺市	70	76	10	16	102	114	133	126
神戸市	54	33	13	144	125	115	217	204
計	1,241	1,247	655	1,276	2,060	2,108	2,382	2,298
奈良県	185	601	546	328	483	379	108	50

※奈良県は7月17日時点の暫定値

2. 帰国者・接触者外来等設置箇所数・医療機関向け相談体制

(7月20日現在)

府県市名	帰国者・接触者 外来等箇所数	医療機関向け受診・ 検査相談センター
滋賀県	16	1
京都府	46	3
大阪府	75	1
兵庫県	65	
和歌山県	28	
鳥取県	17	1
徳島県	16	1
京都市	(18)	
大阪市	(12)	
堺市	(7)	
神戸市	(10)	1
計	263	8

(参考)

奈良県	15	1	注1
-----	----	---	----

注1：「PCRファックス依頼」の運用＝診療を行った医師が感染の疑いを判断したものを全てを検査対象として、ファックスにより医師からの検査依頼を受け付けている。

3. 入院可能病院数等

(7月16日現在)

府県名	入院可能 病院数 (機関)	うち感染症指 定医療機関 (機関)	受入可能 病床数計 (床)	うち感染症 病床数(床)
滋賀県	13	7	141	34
京都府	30	7	431	38
大阪府	70	6	1,247	78
兵庫県	41	9	515	54
和歌山県	20	7	150	32
鳥取県	16	4	322	12
徳島県	11	4	172	20
計	201	44	2,978	268

(参考)

奈良県	11	5	434	24
-----	----	---	-----	----

4. 都道府県調整本部の設置

(7月20日現在)

府県市名	設置日	名称	体制	
			構成員人数・職種	統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）	
		センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）20名、行政職員7名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）	
		患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）	
		本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）	
		新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部		
		福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応	
		センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	県内で入院患者が5名程度発生した段階から24時間体制	
		本部長：病院局副局長兼保健福祉部副部長（医師） 本部長(搬送調整Co.)：県医師会及び県内医療機関の医師4名		3名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）	
		班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員1名		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

5. 医療機関以外の受入体制

[公開]

(7月20日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	1	62	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中。今後も施設を追加予定。
京都府	2	338	府内のホテルを確保。その他の民間宿泊施設については感染拡大状況をみながら調整。
大阪府	2	712	ホテル2施設712室
兵庫県	4	578	県内の民間宿泊施設を運用。
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	8	約700	県内の民間ホテル、公営宿泊施設を確保
徳島県	1	208	県内のホテルを確保。そのほか旅館、リヤウインフを活用する方向で調整中
計	19	約2,735	

(参考)

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保
-----	---	-----	-----------------

6. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(7月20日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁及び大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応） ※外来調整は7保健所で実施
京都府	8	・府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・12保健所（平日9時～17時30分）中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル（9時～20時） ・健康危機ホットライン（20時～9時）
和歌山県	9	・8保健所（支所含む）、和歌山市保健所 （平日9:00～17:45）※時間外・休日も対応
鳥取県	3	・2保健所、鳥取市1保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	6	・6保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	65	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

7. 一般相談窓口の設置状況

(7月20日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・大津市保健所（平日8時40分～17時25分）
京都府	8	・府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	1	・府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル（平日・休日9時～20時） ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁（9時～21時（土日祝日を含む）） ・和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	4	・県庁（平日8時30分～17時15分） ・3保健所（土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	51	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む8時30分～17時15分） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

全国知事会緊急提言等

(7/10 西村新型コロナ担当大臣 意見交換)

- ① 今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

(7/10)

- ② 「Go To トラベル事業」の実施に係る緊急提言

(7/14)

- ③ 被災地支援活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

(7/17 赤羽国土交通大臣 意見交換)

- ④ 「Go To トラベル事業」の実施に係る緊急提言（省略）
- ⑤ 「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

(7/19 第10回 新型コロナウイルス緊急対策本部・第2回 緊急広域災害対策本部)

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- ・首都圏を中心とした感染の拡大を封じ込めるため、クラスター発生に即した個別の店舗や繁華街に対する実効性のある措置を講ずるとともに、軽症のまま地域で感染を広げかねない若年層に対する呼びかけを行うなど、早急に適切な対策を講じていただきたい。なお、全国の道府県による応援を検討する用意があることを申し添える。
- ・PCR検査の戦略的拡大に関して、クラスターが発生した店舗の関係者はもとより、地方における初期段階の封じ込めも含めて検討するとともに、検査機器の導入や試薬の供給、検査に要する経費などについて国として支援を行っていただきたい。
- ・屋内イベントにおける「収容率50%以内」の目安について、検討会を設置して検討を進められていると承知しているが、地域の感染状況に即した開催に配慮することも含め、8月以降の取扱いを検討していただきたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっていることから、次の感染の波に備えるためにも実態に即した支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が不足する場合には、予備費の執行を速やかに検討していただきたい。
- ・検査結果が判明するまで入国者を空港周辺に留め置くなど水際対策を強化するとともに、入国者の情報を都道府県へ提供していただきたい。
- ・保健所の積極的疫学調査や特措法による休業要請等の実効性の担保や、個別店舗への特措法第24条第9項による協力要請も含め、法的措置を検討していただきたい。
- ・テレワークやワーケーションをはじめとしたICTを活用した新たな生活様式の展開を国として緊急に推進していただきたい。

令和2年7月10日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

「Go To トラベル事業」の実施に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食業をはじめとしたサービス業などの売り上げが激減し、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。特に延べ宿泊者数が8割以上減少するなど、観光関連産業については苦境に陥っている状況である。

こうした中、地域経済の早期の回復を図るため、「Go To トラベル事業」を積極的に進める必要があり、地方としても大きな期待をしている。

本日、国は、新型コロナウイルス感染症で急減した消費を喚起する「Go To トラベル事業」について、7月22日から一部を先行して開始すると発表した。

しかしながら、国内の一部地域においては、新型コロナウイルスの新規感染者が増加しており、「Go To トラベル事業」が新型コロナウイルス感染症の拡大要因となることだけは避けなければいけない。

また、令和2年7月豪雨の被災地においては、直ちに観光を行うことも困難であり、復旧状況を踏まえた開始が必要である。

については、「Go To トラベル事業」の実施に当たっては、全国一律の実施ではなく、新型コロナウイルスの感染状況や被災状況を踏まえ、まずは近隣地域の誘客から始め、段階的に誘客範囲を広げていくなど、地域の実情に応じて実施することを強く求める。

令和2年7月10日

全国知事会	会長 徳島県知事	飯泉 嘉門
全国知事会	国土交通常任委員会委員長 大分県知事	広瀬 勝貞
全国知事会	農林商工常任委員会委員長 広島県知事	湯崎 英彦

被災地支援活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

「令和2年7月豪雨」の記録的な大雨は、九州地方を中心とした西日本から、東海地方にかけて、大規模な河川の氾濫や土砂崩れを発生させ、多数の人的被害、物的被害をもたらしています。

全国知事会は、7月8日に緊急広域災害対策本部を立ち上げ、国など関係機関と連携しながら、被災地の支援を進めております。

そうした中、7月8日から11日まで熊本県人吉市に派遣されていた応援職員が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

全国知事会としては、派遣前のPCR検査の実施をはじめ、支援活動に従事する際のマスク着用の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期したうえで、引き続き、全都道府県が一丸となって支援活動を進めて参ります。

令和2年7月14日

緊急広域災害対策本部本部長（全国知事会会長）飯泉 嘉門
同副本部長（全国知事会危機管理・防災特別委員長）黒岩 祐治

「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組については、5月25日に緊急事態宣言が解除され、6月19日からは都道府県をまたいだ移動の自粛も緩和されたところである。

今後、国民一人一人が安心感をもって日常生活を送るためには、「感染予防」と「社会経済活動の再開」の両立が不可欠である。そのためには、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組みとともに、甚大な影響を受けている観光・飲食業やイベント・エンターテインメント業などの需要喚起を図っていかなければならない。

日本全体の繁栄には、地方が元気になることが必要である。地方においては先行して独自の取組を進めているところもあるが、国と地方が一体となって国内の需要喚起に取り組み、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域を再活性化させなければならない。

については、次の項目を踏まえ、「Go To キャンペーン」が地域経済回復に大きな効果を生み出すよう、実効性ある取組となることを求める。

1. Go To Travel について

- (1) ホテル、旅館、交通機関、旅行業などの民間事業者、国民などの消費者、地方公共団体等が十分な準備や計画を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、十分な周知を行うこと。特に、地域共通クーポン加盟店の参加・登録の呼び掛けや申請手続きなど、地方の負担も相当見込まれることから、早急にスキームを明確にし、説明会等を実施すること。
- (2) 観光需要や地域経済の回復を目的に、多くの地方公共団体が独自に宿泊料割引などの事業に取り組んでおり、「Go To Travel」の実施に当たっては、地方の取組との併用を可能とするなど、相乗効果を発揮できるよう、実施時期や内容、方法の詳細検討を行うこと。
- (3) 特定の宿泊施設・観光地・地域又は特定の時期に、その効果が偏ることがなく、全国に事業の効果が波及し、観光誘客が進展するよう、地方ブロック又は都道府県ごとに着地ベースの予算枠を設けることや平日割の導入などによる利用時期の分散を図ること。また、大手旅行者のみならず地方の中小の宿泊施設、旅行者も十分に利用されるよう実施方法や広報について配慮すること。
- (4) 観光など地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了するこ

となく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

- (5) 宿泊施設については、簡易宿所や民泊も対象とし、インターネット環境のない施設への支援も行うこと。また、地域共通クーポンの利用対象については、地方の裁量により登録できるよう対象範囲を広くし、地域ごとに利用可能施設一覧を作成するなど、観光客の利便性向上も図るとともに、加盟店の人的・財政的負担を最小限とすること。
- (6) 「Go To Travel」は、対象事業者の範囲が非常に広く、多くの問い合わせが想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化するとともに、複数のコールセンター設置や都道府県ごとの担当スタッフの配置など十分なサポート体制を整えること。また、業者への支払い等の精算業務も速やかに実施できるよう万全な事務局の体制を構築すること。

2. Go To Eat について

- (1) 飲食店が十分な計画や準備を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 生産や出荷が落ち込んでいる農林水産事業者を支援するため、国内の農林水産物、加工食品を消費する仕組みとすること。また、地産地消を推進する飲食店については、ポイントを上乘せするなどの工夫をすること。
- (3) キャンペーン開始までに、登録を希望する飲食店が登録できるように支援するとともに、キャンペーン期間中のフォロー体制を整えること。また、オンライン予約サイトの登録料やシステム運用等が飲食店の負担とならないように配慮し、利用されたポイントや食事券の換金は、速やかに実施されるようにすること。
- (4) オンライン予約に限定することなく、電話による予約や、デリバリー又はテイクアウトに対してもポイントを付与し、食事券の利用が可能な制度とすること。
- (5) 地域における需要が回復できるよう、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的に支援すること。
- (6) 飲食業の需要喚起や農林水産物の販売促進を目的に、地方公共団体が独自に取り組んでいる事業と連携し、相乗効果を発揮できるよう、実施時期を検討するとともに、他のクーポンと併用できるような制度とすること。

3. Go To Event について

- (1) 地域で開催されている音楽・文化・芸術・スポーツ・伝統芸能などのイベントも支援の対象とするような制度にするとともに、関係者が必要な準備ができるよう、制度の詳細を速やかに示すこと。また、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 大手のチケット販売業者だけが恩恵を受けることのないよう、地域のチケット販売業者も対象とするとともに、当日販売券も対象とすること。また、入場料が発生しないイベントについても、イベント会場内で使用できるクーポンを付与するなど、国内のあらゆるイベント・エンターテインメントの需要が喚起される制度とすること。さらに、チケット販売事業者を経由せず、主催者が販売するチケットについても、支援の対象とすること。
- (3) 屋内イベントの開催に際して、8月1日以降も収容定員の50%以内とする方針については、AIやスーパーコンピューターなど最新の知見を活用し、より適切な方針となるよう適宜見直しを行うこと。

4. Go To 商店街について

- (1) 地域の現状や要望に対応し、やる気のある商店街や商工団体等がイベント等の企画構想段階から支援を受けられる実効性のある制度にするとともに、制度の詳細は速やかに公表すること。また、十分な広報を行い、支援を希望する商店街等が参加できるようにすること。なお、商店街等がしっかり準備できるよう、余裕のあるスケジュール設定をすること。
- (2) 小規模な商店街など支援手続きに不慣れなことも想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化し、事務局に十分なサポート体制を構築すること。
- (3) 支援にあたっては、概算払いを可能とし、可能な限り商店街等に負担が生じないように、支援上限額を拡充するなどの十分な財政支援を行うこと。

令和2年6月29日

全国知事会	会長
	徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会	国土交通常任委員会委員長
	大分県知事 広瀬 勝貞
全国知事会	農林商工常任委員会委員長
	広島県知事 湯崎 英彦

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

現在、新型コロナウイルス感染症にかかる首都圏での新規陽性者数は、緊急事態宣言下でのそれに匹敵し、全国への拡大が強く懸念されている。

そうした中、西日本を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨では、派遣職員の感染が明らかになるなど、新型コロナウイルス感染症が拡大する下での災害対応といった、二つの「国難」に対する難しい舵取りを各都道府県は求められている。全国知事会は、住民の命を守るため、全都道府県が一丸となって、実効性ある対策を強力に進めていかなければいけない。

全国知事会は、これまでの各都道府県の取組を共有し、さらに積極的に、感染拡大防止に全力で取り組む決意であり、上記のような状況下、改めて、政府におかれては、次の点について緊急に対策を講じられたい。

1 新型コロナウイルス感染拡大への緊急対応について

現在の東京を中心とした新型コロナウイルスの感染拡大傾向に歯止めをかけるため、国として東京都等とも協力して感染拡大防止措置を緊急に講じるとともに、他の道府県とも積極的な情報共有を進めること。なお、全国知事会としても保健師の派遣などで積極的に協力していく決意である。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

「感染予防」を進めるためには、まずは新型コロナウイルス感染症陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、そのためには、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請、個別施設への特措法第24条第9項による協力要請、さらには、これらの実効性を担保するための罰則規定など、様々な法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償金的な「協力金」の制度化について国において早急に議論を進めること。

全国知事会からは、これまで数次にわたって要請を行っており、これ以上の感染拡大を防ぐためには、こうした権限強化は「待ったなし」であり、「必須」である。臨時国会での審議も含め、知事・保健所の権限強化のため、例えば食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような措置が行えるよう、速やかに必要な特措法や、感染症法、風営法等の運用弾力化や法改正を行うこと。

また、疑い患者等に係る保健所間の情報共有の仕組みを確立するとともに、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

3 Go To キャンペーン事業について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、観光関連産業をはじめとする地域経済の早期回復を図るものとして、地方としても独自の事業との連携を図るなど、その効果を期待しているものである。

一方、現在、新型コロナウイルス感染症は引き続き注視すべき状況にあり、本事業が感染拡大の要因となることは避けなければいけない。

このため、Go To トラベル事業の実施に当たっては、当面の間、東京都発着の旅行を対象外とすることとされたところであるが、速やかに制度の詳細を明らかにするとともに、ブロック内など近隣観光から始めることを求める地域が多いことにも留意しつつ、今後とも感染状況を注視し、対象地域の範囲、時期、方法について、

これらの基準等を明確にした上で、除外地域などを機動的に見直すとともに、その際には、国によるキャンセル料の補填など観光事業者に安心をもたらす制度とすべき。また、観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了することなく、特に、令和2年7月豪雨の被災地においては、災害復旧の状況を踏まえ、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

また、地域共通クーポンについては、地方の意見を踏まえ、早急にスキームを明確にすること。

加えて、Go To イート事業やGo To イベント事業についても、実施時期も含めて地方の意見を踏まえて実施すること。また、8月1日からイベント開催制限の段階的緩和が予定されているが、見直しを含めその取扱いについて早急な検討を行うこと。

さらに、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に必要な「新しい生活様式」や業種別ガイドラインが徹底されるよう、住民や事業者に対する広報・啓発を強化すること。特に、軽症のまま感染を広げかねない若年層に対する呼びかけを行うなど、適切な対策を講じていただきたい。

4 被災地対策について

7月8日から11日まで、熊本県人吉市に派遣されていた応援職員が、新型コロナウイルスに感染していることが判明した。

全国知事会としては、全都道府県が一丸となって支援活動を進める決意であり、応援職員の派遣前のPCR検査の実施をはじめ、支援活動に従事する際のマスク着用の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す構えである。また、避難所設置に当たっては新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じることとしている。

国においては、各都道府県がこうした取組を進めるため、財政面をはじめ必要な支援を行うこと。

5 PCR検査等の戦略的拡大について

PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い戦略的に拡大することとし、クラスターが発生した施設等の関係者はもとより、地方における初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い調査、施設内感染を防ぐための医療、介護・障害福祉施設の従事者等、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアなどについても検査対象に含め、国の負担による行政検査として実施することを検討するとともに、国において必要な検査数及び検査体制の目標を明示し、検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費について国として支援を行うこと。

6 医療提供体制の拡充・強化について

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が厳しくなっている。

このため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、従来の重点医療機関の施設要件の弾力的な運用をはじめ、入院医療機関に対する運営経費支援を対象とするなど、実情に応じ、都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、既に一部の交付額が内示されているが、実際の必要額に大きく不足していることから、予備費の充当を含む交付金の増額など速やかに対応すること。また、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充等により、医療機関の

経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的に対処すること。

加えて、季節性インフルエンザの到来における予防接種等を見据えた医療体制の整備並びに若年層向けの宿泊療養施設の確保、早期のワクチン開発等、速やかに対応すること。

7 感染再拡大の防止に向けた取組への支援等について

各都道府県は、感染拡大の防止に向けて、地域の実情を踏まえた対策の実施について、引き続き全力を尽くしていくが、新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後の情勢によっては、都道府県が迅速に対応できるよう、予備費を活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積み増しや基金への積み立て要件弾力化も含め、更なる財政支援を検討すること。

また、雇用調整助成金の緊急対応期間については、当初の6月末から9月末まで延長されたが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないため、引き続き、雇用調整助成金による雇用の維持を図る必要がある。このため、緊急対応期間について10月以降も更に延長すること。

さらに、有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢の更なる悪化が懸念される。雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した緊急雇用創出事業の創設を早急に検討すること。

8 水際対策について

今後、感染リスク評価を踏まえた段階的な入国制限の緩和による国際便等の増加に伴い、入国者・帰国者の増加が想定されるが、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること。

また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、そのための十分な収容能力を確保すること。

検査結果が陽性の場合、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、国が用意した医療機関への入院や宿泊施設での療養などにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。

今後の入国制限緩和の見通しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。

加えて、陽性、陰性に関わらず、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につなげられるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

9 在日米軍基地での感染者の発生について

沖縄県の米軍基地では、140人を超える新型コロナウイルスの感染者が発生するなど、急速に感染が拡大しているが、米軍からは、地元自治体に十分な情報提供は行われていない。また、岩国基地所属の米軍関係者は、羽田空港での入国時の検疫後に、公共交通機関を使用して国内を移動し、その後、感染が判明した事例も発生している。こうした事態は、国民に大きな不安を与えるものである。

政府においては、在日米軍における感染防止対策の強化を求めること。また、米軍基地における感染症に関する情報は、政府の責任において、情報収集を行い、適時・適切に公表を行うこと。さらに、米軍基地に出入りする日本人業者の情報については、関係自治体に情報提供を行うこと。あわせて、日本人基地従業員に対する検査について、雇用主である政府の責任において実施すること。

さらに、米軍人等が我が国の空港等に入国した際の検疫後の移送方法や待機につ

いて、早急に米側と協議を行い、国民に影響を及ぼさないよう対策を講じること。

10 感染拡大の防止と社会経済活動の段階的引上げについて

これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。

また、地域経済への影響が長期化・深刻化していることから、政府は積極的に需要創造策を図るとともに、5Gをはじめとした情報通信基盤の整備を進め、多核連携による分散型国土の形成に取り組むこと。

あわせて、児童・生徒や学生をはじめ、若者に対する支援に十分配慮すること。

令和2年7月19日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治

全国知事会緊急広域災害対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治

令和2年7月22日
広域医療局

「検査体制・医療提供体制等に関する情報共有」について

広域医療局が主体となって、各構成団体・連携県における新型コロナウイルス感染症への対応に関する「経験を共有する取組（令和2年5月28日近畿ブロック知事会議にて合意。）」として、別紙のとおり取りまとめた。

各府県市の検査体制や医療提供体制に関し、「第1波での課題」「課題に対応した内容」「第2波に向けての対応方針」について調査するとともに、7月15日（水）に開催した「関西広域連合構成団体及び連携県感染症担当者会議」において議題とし、経験の共有や今後の方向性の確認を行った。

○ とりまとめ（別紙）の概要

1 検査体制等

（1）検査体制

- ・ 相談体制や検査採取体制、検査体制については、第1波時点において、各府県市において増員や機器の増強、民間検査機関の導入、抗原検査の活用等、体制の強化を図っており、第2波に対しても、これまでの取組を進めていく。
- ・ PCR検査を行う基準については、第1波時点で府県市で異なる対応が見られたが、圏域内の検査能力は増強してきており、広域連合における「検査の広域連携」に関する申し合わせも踏まえ、今後は可能な限り幅広く、必要な検査を行うことのできる体制を確保していく。

（2）保健所の体制

- ・ 相談対応や検体搬送、クラスター対策や積極的疫学調査の実施など、保健所の業務が増大したことに対し、退職保健師の登用や経験職員の併任、相談業務や検体搬送の外部委託など、体制強化が図られている。
- ・ 感染者やクラスターの早期発見に関するサーベイランスについては、HER-SYSをはじめとしたICTシステムや、国が提供する接触アプリ、府県が提供する追跡システムなどの活用を進めるとともに、府県間をまたぐ感染者への対応など、これまで以上に府県市間の連携を進めていく。

2 医療提供体制

（1）医療機関・調整本部

- ・ 病床の確保をはじめとした医療提供体制を構築する上で、協議会や入院調整本部にDMATや災害医療コーディネータの参画を頂き、調整を図ってきたところ。
- ・ 第2波に向けては、空床状況等に関するICTシステムの活用を図ると

ともに、救急搬送について課題となった疑い患者の受入れや、妊産婦や障害者、透析など特別な配慮が必要な方の受入れについて、国の2次補正予算を活用するとともに、関係団体との綿密な調整を進めていく。

(2) 軽症者への対応

- ・ 施設の確保、施設内人員の確保等について当初課題があったが、医師会をはじめ関係団体との連携により、各府県において宿泊療養施設を確保しており、今後も継続する方針。
- ・ 退院（退所）基準については、国の基準に準ずるとする府県市と、PCR検査を実施する府県とで対応が分かれている。広域連合としては、このことを踏まえ、国に対し、「国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民にわかりやすく説明すること」を求めていく。

(3) 院内感染対策

- ・ コロナ患者の入院対応を行う医療機関と、入院対応を行わない医療機関と区分して調査を実施した。実際に院内感染が発生した府県によれば、入院対応を行わない医療機関の感染防止対策に課題があったと指摘されている。
- ・ 担当者会議において、事例を共有するとともに、府県市においては、専門家の派遣や、実際に起こった事例についての情報共有や注意喚起を行うこととしている。

3 介護保険施設における施設内感染対策

(1) 施設内感染対策

- ・ 高齢者介護施設における施設内感染については、感染防護用品の不足や、感染が起こった場合の人員確保、入所者を受け入れてくれる医療機関・施設について課題があり、感染症サポートチームの派遣や、人員確保に関する関係団体との協議を行った。
- ・ 今後は、引き続きサポートチームの派遣や、平時からの第2波を想定した対応、発生していない県では他府県市での事例・対応を参考にするなどの取組を進める。

4 医療物資

(1) 医薬品・医療資器材の確保について

- ・ 第2波に備え、各府県市において、備蓄・調達を進めるとともに、広域連合において「医薬品・医療資器材の広域的な融通」を申し合わせており、各府県市においても、圏域内企業での医療物資（フェイスシールド、防護服等）の生産を行うなどの取組が行われている。
- ・ 府県市において重要な医療機関を把握し、必要な需要を見極めた上でバランスをとって配分することが最も重要であり、必要な物資が適切に配分されるよう、連携を図っていく。

検査体制・医療提供体制等に 関する情報共有について

令和2年7月22日
関西広域連合 広域医療局

目次

1 検査体制等	
(1) 検査体制	1
(2) 保健所の体制	6
2 医療提供体制	
(1) 医療機関・調整本部	11
(2) 軽症者への対応	15
(3) 院内感染対策	17
3 介護保険施設における施設内感染対策	
(1) 施設内感染対策	21
4 医療物資	
(1) 医薬品・医療資機材の確保について	23

1 検査体制等

(1) 検査体制

① 相談体制について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<p>①新規患者増加時、クラスター発生時に相談件数が急増。 ・電話相談のマンパワー確保 ・応答率が80%を割り込む</p> <p>②聴覚障害者や外国語での相談の対応。</p> <p>③対応職員への最新情報の共有</p> <p>④夜間の電話対応への負担</p> <p>⑤かかりつけ医からの相談を受ける体制が不十分。</p>	<p>①退職保健師の任用、市町保健師の併任 ・外部委託の導入と、電話対応職員の増加 ・看護協会への派遣依頼に加え、県職員(保健師)OB・OGや県看護学校の学生に依頼(兵庫県)</p> <p>・一般相談窓口を本庁に一本化の上、外部委託(和歌山県、徳島県)</p> <p>・LINEを活用した健康相談等を構築(徳島県)</p> <p>②5カ国語による三者通訳を導入(京都府)</p> <p>・メール・ファックスによる窓口を設けた他、国際交流協会による行政通訳サービスを案内(京都市)</p> <p>③引き継ぎの徹底・相談マニュアルの整備</p> <p>④夜間の相談窓口を24時間コールセンターに一本化(兵庫県)</p> <p>⑤かかりつけ医からの相談に対しては、医師会との連携による「検査センター」で対応(京都府、徳島県)</p>	<p>・回線及び相談員の確保・拡充 ・引き続き外部委託を継続 ・コールセンターは規模を縮小の上継続し、第2波発生時はフェーズに併せて対応する。(兵庫県)</p> <p>・現状の対応を基本とし、相談件数が急増した場合には回線数を増やすなど、柔軟に対応する。(大阪府)</p>
総括	<p>○第1波では、急増する相談に対応するため、各府県市において相談員増員や回線増加・業務委託などの工夫を図った。</p> <p>○第2波に向けては、第1波の対応を踏まえ、フェーズに併せた対応などに努めている。</p> <p>○外国人や障害者への対応などについて、先進団体の対応を参考に努めていく必要がある。</p>		

①

1 検査体制等

(1) 検査体制

② 検査採取体制について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<p>①帰国者・接触者外来を設置する医療機関の確保。 ・採取件数が増加したとき、帰国者・接触者外来に大きな負担となった。</p> <p>②検体採取における感染リスクの軽減、所要時間の短縮</p> <p>③帰国者・接触者外来における個人防護具(PPE)の不足</p>	<p>①帰国者・接触者外来の拡充を図るとともに、医師会と連携し、「地域外来・検査センター」を設置</p> <p>・帰国者・接触者外来に対し、感染予防設備の補助を行った(兵庫県、徳島県)</p> <p>・検体採取の人材確保のため、医師会、看護協会、歯科医師会と協同して研修会を実施した。(徳島県)</p> <p>②ドライブスルー方式による検体採取の実施</p> <p>③帰国者・接触者外来に対し、医療資材の配布を行った。(政令市)</p>	<p>・帰国者・接触者外来をさらに増設 ・「地域外来・検査センター」の設置箇所の増加及び体制強化</p> <p>・かかりつけ医による検体採取体制の整備 ・ドライブスルー検査の拡充</p> <p>・緊急包括支援金を活用し、PCR検査機器を増設(鳥取県、徳島県)</p> <p>・唾液検体によるPCR実施、抗原検査キットの活用により、診療・検査のアクセスを改善。(京都市)</p> <p>・発熱症状など感染の心配のある方に身近なところで検査を受けられる環境を整えるため、一般の医療機関を「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として県が認定する制度を運用(奈良県)</p>
総括	<p>○当初においては、帰国者・接触者外来の数が少なく、検体採取も限られていたが、「帰国者・接触者外来」の増設や、医師会等との連携による「地域外来・検査センター」の設置、ドライブスルー方式による検査の導入などにより、効率的に検体採取できる体制が整ってきている。</p> <p>○今後も、抗原検査キットの活用など、迅速な検査に向けた体制をより促進していく。</p> <p>○個人防護具(PPE)は採取に先立つものであり、必要不可欠であるため、今後も確保に努めていく。</p>		

②

1 検査体制等

(1) 検査体制

③検査体制について(民間の検査機関の活用状況、試薬等の確保状況 等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<p>①民間の検査機関が県内にないなど、地方衛生研究所等での検査には限りがあった。</p> <p>②検査キットや試薬が輸入品のため、一時的に流通が停滞し、確保に支障があった。</p> <p>③民間検査機関や医療機関内での検査拡大につれ、なれない検査に対する不安の声が聞かれた。</p>	<p>①検査機器の導入や試薬の購入による、衛生研究所の体制強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査数を超過する分については他の検査機関に協力を依頼した。 医療機関における保険適用検査の拡大や、民間検査機関の活用を図った。 ウイルス検査経験者を衛生研究所に集約するなど、人員体制の確保(京都府) 臨時衛生検査所の設置と民間検査機関や医療機関への機器整備補助(京都府) PCR検査機器の追加導入。 <p>②試薬の計画的な確保を行った。</p> <p>③臨床検査技師会と協同し検査手技等に係る研修を実施した。(京都府)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間検査機関との契約を実施 医療機関及び民間検査機関への機器整備補助を行い、能力の拡大を図る。 地方衛生研究所に新たな検査機器を導入するとともに、PCR検査センターの設置など、体制を拡充。 大学との連携(大阪府) 全自動検査機器の導入 試薬の計画的な確保を継続する。
総括	<p>○当初においては検査能力に課題があったが、民間検査機関との契約や、医療機関における検査の実施、新たなPCR検査機器の導入が行われ、検査能力は漸次増加している。</p> <p>(参考) 構成府県市における1日あたりの検査可能検体数 704(2/28現在)→3,909(7/1現在)</p> <p>○関西広域連合における「検査の広域連携」に関する申し合わせも引き続き実施し、関西圏域における検査能力の確保を図る。</p>		

3

1 検査体制等

(1) 検査体制

④PCR検査を行う対象や基準について(疑い患者の範囲 等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<p>①国の基準の周知</p> <p>②国の検査基準では検査対象が絞られてしまい、検査基準に該当しない等、検査につながらない事態が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の検査基準を満たさない場合でも検査希望が多く、対応に追われた。 <p>③院内感染やクラスターが発生し、徹底した行動調査を行ったが、感染の疑いのある濃厚接触者が多数に及んだ。</p> <p>④術前検査や妊産婦へのPCR検査</p>	<p>①相談窓口において繰り返し説明を行った。</p> <p>②相談目安や検査の実施について、国の基準より若干の緩和を行う運用を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の基準をベースに、医師が必要と認めた場合には検査を実施。 医師会と連携し、渡航歴や接触歴がなくても一定の症状があれば柔軟に検査が実施できるよう、独自のガイドラインを策定(京都府、京都市) <p>③疫学調査の結果感染が疑われる者については幅広く積極的にPCR検査を実施(三重県、和歌山県、徳島県)</p> <ul style="list-style-type: none"> クラスター対策等に当たり、より機動的に検査を実施するよう市独自の基準を策定(京都市) 検査を受けやすい環境整備として匿名による検査受付を実施(徳島県) <p>④妊娠中に実施したPCR検査の費用助成を実施(京都市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国基準をタイムリーに把握し、各団体会や政令市との情報共有に努める。 検査基準の周知に関する取り組みや、先を見越した基準の設定について国に要望 国の通知に基づき、濃厚接触者への全数調査や医師の判断による術前検査ができる体制を構築する。 医師が必要と認める場合や、濃厚接触者については全て検査を行っていく。 医療機関従事者や介護関係者等のデインジャーグループでは、濃厚接触者については無症状でも積極的にPCR検査をする。 希望に応じて分娩前の妊産婦を対象としたPCR検査の実施を支援する。
総括	<p>○第1波時点では府県市間で異なる対応が見られたが、国の基準も踏まえうえて、医師が必要と認めた場合やクラスター対策など、事例によって必要な範囲を見極め、積極的に検査を実施する方向となっている。</p> <p>○クラスター発生時には、国の基準にとらわれず徹底的な調査を実施するとした団体もあった。</p> <p>○圏域内の検査能力は増強してきており、広域連合における「検査の広域連携」に関する申し合わせも踏まえ、今後は可能な限り幅広くに必要な検査を行うことのできる体制を確保していく。</p>		

4

1 検査体制等

(1) 検査体制

⑤ 抗体検査、抗原検査の活用について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<p>(抗体検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国から抗体保有状況調査の協力依頼があった。 抗体検査については、現時点では精度に課題 抗体検査を感染経路の特定や感染状況の把握に活用 <p>(抗原検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産量が少なく、PCRの再確認が必要なため、使用方法が限定的 	<p>(抗体検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府民約3千人に調査を実施したところ、抗体保有率は0.17%だった。(大阪府) 神戸大学と共同研究の実施など、疫学的、研究的に実施予定(兵庫県) 定性検査として感染経路の特定に活用。また、県内の3地域で3千例を対象に実施中(和歌山県) <p>(抗原検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外傷等で緊急手術が必要な場合等への適用について、医師会と協同して帰国者・接触者外来設置医療機関に周知。(京都府、徳島県) 県医師会と協議し、県内での使用基準を統一(兵庫県) 	<p>(抗体検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の感染拡大に備えるとともに、継続的な調査について国と調整していく(大阪府) 京都府立医大と協働し、医療従事者やクラスター発生事業所を対象として実施。院内感染の評価や感染拡大防止策を検証(京都府) 神戸大学と協力して研究を推進(兵庫県) 抗体検査は、感染経路を把握するため時期をずらして実施予定(和歌山県) 京都大学医学部付属病院と連携し、本市職員等を対象とする大規模抗体検査を実施予定(京都市) <p>(抗原検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い陽性者を早急に検知するために活用
総括	<p>○抗体検査については、感染状況を把握するための調査に活用されている。複数の構成団体において、大学等学術機関との連携により、評価・検証に活用する取組が進められているが、精度に課題があるため、学術調査としての利用に止まる。</p> <p>○抗原検査については、適用範囲が広がってきており、迅速に検査結果が示される特性を生かし、緊急性の高い検査に活用されている。今後も救急医療機関などでの活用が期待される。</p>		

5

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

① 人員等の体制について(応援体制、業務の見直し等(患者搬送の外部委託、民間との協体制))

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 PCR検査の調整 検体搬送 医療機関との受診調整 クラスター対応 積極的疫学調査の実施 <p>等により、保健所の業務が増大した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 退職保健師を会計年度任用職員として採用 市町村保健師の併任 保健所経験職員の兼務発令 電話相談や検体搬送の外部委託 帰国者接触者相談センター業務を県庁に集約後、本業務を外部委託(滋賀県) 患者情報を共有するシステムの稼働に伴い、保健所でのデータ入力支援のため、保健所設置市9市にリエゾンを派遣(大阪府) 本庁、地方機関の保健師、看護師、歯科衛生士等を派遣 入院調整について、府の調整本部と連携(京都市) 搬送について、消防局の積極的な協力を得て、市内・日中の搬送を直営で実施(京都市) 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の体制を維持・拡充 HER-SYS等のシステムの活用 濃厚接触者の健康観察アプリを活用して、県医師会への委託による自宅待機者へのフォローアップ体制の強化を行う(和歌山県) 検体回収、患者搬送などの外部委託を進める。
総括	<p>○保健所の業務が過多となったため、各府県市において、様々な人員体制の強化や搬送の外部委託等が図られた。</p> <p>○国の有識者会議において、日本が欧米に比べ死亡者が低く抑えられた要因として、「保健所を中心とした、地域の公衆衛生水準が高かったこと」が挙げられており、今後も体制を維持していく必要がある。</p> <p>○さらに保健所機能の強化を図るため、積極的疫学調査の実効性を担保するための法的措置の検討や、保健所の人的支援のあり方の検討について、関西広域連合として国に提案を行う。</p>		

6

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

② 保健所の体制について(積極的疫学調査の実施体制、クラスター発生時の対応等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 各市 の取 組	<ul style="list-style-type: none"> 調査に関する基本的な知識の再確認、客観的な評価が必要。 積極的疫学調査に携われる人員の不足 複数のクラスターの発生のため、人員確保が困難だった 社会福祉施設で陽性が発生した事例では、施設を閉鎖する必要があり、利用者への説明や、閉鎖期間の代替策の立案、再開に向けての調整が必要。また、健康観察対象者が100名を超える施設もあり、一度に多くの人員が必要だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省のクラスター対策班の支援を受けた。(福井県、滋賀県、大阪府、徳島県) 県庁でクラスター対策チームを組織し、クラスター終息まで対応支援を行った(三重県、滋賀県) 本庁からリエゾン(医師、保健師)派遣(三重県、京都府) 大阪健康安全基盤研究所疫学調査チーム(O-FEIT)に依頼し、疫学調査の技術的支援を行った。(大阪府) クラスターや院内感染に関しては、専従班を編成し、集中的に対応した(京都市) 保健所内に対策グループ(51人体制)を編成。グループ内に疫学調査チームを設置し、データ分析、疫学調査の効率化、体制強化を図った(大阪市) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2波においては予め所内体制変更の基準を定め、迅速に対応(福井県) 相談業務をコールセンターに委託し、積極的疫学調査等に注力する(三重県) 患者発生をシミュレーションし、保健所の人員体制を整備(京都府) 疫学調査等対応力向上に向けた人材育成 ICTを活用した濃厚接触者等のフォローアップ体制整備(京都府) スマホアプリやHER-SYSの活用 本庁内に感染経路等を分析する専門班を設置し、保健所の調査をサポート(奈良県)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○最初のクラスターの発生には、厚労省のクラスター対策班の支援を受けた団体が複数あった。 ○2回目以降は自府県市で対策チームを設置し、対応している。 ○複数のクラスターや、大規模クラスターへの対応のための人員確保が重要。 ○疫学調査に関する専門知識を有する人材の確保も課題と言える。 ○国や府県が提供するスマホアプリや追跡システムの活用を進める。 		

7

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

③ 疫学調査を実施する基準について(開始のタイミング、PCR検査を行う範囲等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 各市 の取 組	<p>(開始のタイミング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①検査対象となった方は全て実施したが、負担が大きかった。 ②検査結果が陽性の者に対し疫学調査を実施。 医療機関で検査を行う場合の情報共有 <p>(PCR検査を行う範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象の範囲は個別に判断 症状の有無にかかわらず濃厚接触者、医療従事者 6月の国通知までは濃厚接触者で有症状者 	<p>(開始のタイミング)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診相談があった時点で対象者の状況について確認を行っているため、判明直後から疫学調査の円滑な実施が可能だった。 医療機関で行う場合は、情報共有により対応した(大阪府、京都市) <p>(PCR検査を行う範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の定義や積極的疫学調査実施要領の改訂も踏まえ、医師の判断の下、柔軟に検査を実施するよう、市独自のガイドラインを設定(京都市) 	<p>(開始のタイミング)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所の疫学調査等の課題についてヒアリングを実施。ヒアリング結果を保健所間で共有するとともに、対応を検証(京都府) 疫学調査等の保健所の負担軽減のための対策を行う。 府の患者情報管理システムで医療機関での検査実施状況を把握する仕組みを構築する。 <p>(PCR検査を行う範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 症状の有無に関わらず、濃厚接触者 濃厚接触者に限らず、接触のあった者 国の基準に従う
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的疫学調査の開始のタイミングや検査を行う範囲については、各府県市においてばらつきが見られた。 ○検査の迅速化をはかり、なるべく早く調査を進める必要がある。 ○クラスター発生時には、疫学調査に時間を要し、検査が後手に回る場合もあるとの回答もあった。 		

8

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

④ サーベイランス体制について(感染者の発生状況、クラスター発見の方法)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・感染初期には、発症日や患者の属性が類似している事例が多く発生した。 ・企業内、家族内での感染が増加した。 ・臨床的に新型コロナ患者と推測されても、届出基準外である場合、その周囲で発生した患者もリンク不明の扱いとなる。 ・他府県で発生した患者の濃厚接触者が本県に存在する場合の探知が遅れた事例。 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の発生状況・検査状況について、大阪府が政令中核市を含めとりまとめた(府内全体を把握しているため、クラスターに気づき易い。)(大阪府) ・対策本部事務局で人員体制を整えて患者発生状況の集計、分析を行った(兵庫県) ・濃厚接触者に関する情報を得た時点で関係する自治体へ直接連絡し、情報提供をお願いした(滋賀県) ・感染者の発生状況等の情報については、専任の担当を置き、HP等で情報発信を行った(京都市) ・大阪市内で実施した集団調査の疫学調査集積では、患者が複数発生している集団はマーキングするなど一目で分かるようにした(大阪市) ・QRコードを活用した追跡システムの運用を開始し、患者と接触した疑いのある方に早期に症状があれば相談へと導く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HER-SYSの活用による感染者発生状況の適時把握 ・医師会が実施する症候サーベイランスシステムや、学校等欠席者・感染症情報システムの有効活用によるクラスターの早期把握(京都府) ・感染者情報システムを活用し、府内全保健所で検査実施件数及び検査結果の入力により、効率化を図る(大阪府) ・国が提供する接触アプリや府県が提供する追跡システムの活用
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○サーベイランスについては、体制の確保やICTシステムによる対応が進んでいる。 ○他府県の陽性患者の濃厚接触者が自府県市に存在する場合の情報共有について指摘があり、広域的な連携が必要な課題と言える。 ○国が提供する接触アプリや、府県による追跡システムの活用を進める。 		

9

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

⑤ 府県と保健所設置市との連携について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・患者急増時は、疫学調査結果等の情報共有が不十分(京都府) ・連絡手段や連絡先の確認に時間を要する場面が多く、情報連携に滞りが見られた。全体の状況を把握するため連携体制を構築する必要があった。(大阪府) ・患者の発生状況等を協同で検討、分析するなどの情報共有の場が少なかった。(兵庫県) ・感染者が多発した場合など、業務が錯綜し、報告や情報共有に支障を来す場面があった。 ・公表情報の整理等、随時大阪府と連携して実施(大阪市、堺市) ・市内医療機関での入院調整が困難な事例(神戸市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「専門サポートチーム」により政令市のクラスター対策を支援し、必要な情報を共有。会議を適宜開催。(京都府) ・連携の課題が発生する都度、府からリエゾンを派遣し、連絡調整を密にとった。(三重県、大阪府) ・入院コントロールセンターの設置、院内感染対策チームの設置など、円滑に連携が図れるよう、場面ごとの仕組み作りを行った。(京都市) ・兵庫県の入院コーディネートセンターに入院調整の協力により、市外病院への入院が可能となった(神戸市) ・帰国者・接触者相談センターを県と奈良市が合同で県庁内に設置。感染者判明の記者会見なども奈良市と合同で実施した。(奈良県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・HER-SYS等患者情報システムを活用した情報共有 ・常に顔の見える関係の構築 ・保健所長会議や担当者間の連携会議等の場を活用し、可能な限り情報共有を行う。 ・引き続き連携を深めていく。
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所設置市と府県の連携が課題とされたが、双方がコミュニケーションの課題を解決するための取組を行うとともに、HER-SYSの導入などによる情報共有の向上が見られた。 ○引き続き、府県と保健所設置市の連携を図っていく。 		

10

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

① 協議会をはじめとした医療機関との連携について(役割分担の明確化、小児・産科の体制等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に感染者が増加し、特に重症例が増えたため、県と各病院との意思疎通や合意形成に課題が生じた。 ・当初、ピーク時に十分な病床の確保が困難で、圏域の規模に応じた病床の確保ができなかった。 ・陽性の妊産婦を受入れる医療体制整備 ・特別な対応を要する症例(小児・妊産婦・精神疾患・透析)の入院調整に苦慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・院長を集めた病院長会議(協議会)を設け、意思決定・統一の場とすることで、調整が円滑になった(福井県) ・4月中旬に県内2つの公立病院を重点医療機関に指定するとともに、圏域毎に協議会の開催や個別訪問による病床確保の要請(滋賀県) ・周産期医療対策協議会等で検討し、受け入れ体制を整備(京都府) ・協議会で議論するとともに、入院調整本部における専門家の関与、災害時小児周産期エゾンの活用(大阪府) ・小児・妊産婦・精神疾患・維持透析症例については各医療機関にあらかじめどのような形で受け入れが可能かを確認し事前認定を行った。また、透析症例に関しては症例ごとに透析スケジュール及び臨床所見を確認し、例えば一日透析施行日をずらすことが可能かなどを確かめながら入院調整を行った。(大阪府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の定期的な開催 ・空床確保の財政的支援 ・各医療機関での病床確保の取組事例の共有 ・帰国者・接触者外来設置医療機関に疑い患者の受入れをしていただき、入院受入れ医療機関との役割分担による負担軽減(京都府) ・国の二次補正の活用 ・学校再開に伴い、第1波と比較して小児患者の割合が増えることが想定され、保護者の扱い等に関する細かな体制づくりを図る。 ・障害児等の受入れに当たっての体制整備
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○陽性患者の入院を受入れる医療機関等を調整する協議会は、府県における新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を構築する上で、重要な役割を果たしている。 ○特別な配慮が必要な症例や、疑い患者を受入れる救急医療機関の設定等についても、国の通知や2次補正予算の活用により、各府県市において、さらなる体制の構築が必要とされる。 		

11

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

② 調整本部における入院調整の課題について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な患者増に対し、一時的に病床が逼迫 ・当初、情報共有が十分ではなく、一部の病院で救急受入れ中止。肺炎や熱発のみで疑い例扱いとなった患者の救急搬送先の対応 ・迅速かつ正確な情報の把握(空床情報、入院患者の情報等) ・周産期・小児・精神など、特定分野の医療が必要な患者 ・夜間休日における医療機関の病床確保要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・確保病床を増やし、軽症患者から徐々に慣れていただく等の対応(京都府) ・DMATを中心に各病院の状況把握、患者の情報共有に努め、入院調整が改善。疑い例の受入れ病院を増やすため、感染防止対策加算病院と調整(福井県) ・空床情報や患者の情報は病院からの報告やクラウドシステム等を活用して収集 ・宿泊療養施設の稼働や軽症者用病床確保により下り搬送を実施 ・特定分野については、関係団体や受入れ医療機関と調整 ・各病院の担当窓口を平日・日中・夜間別に明らかにし、毎日直接連絡・メールでコンタクトをとるなど、夜間休日の受入れの円滑化を図った(大阪府) ・患者発生数と必要病床数のシミュレーションを実施(和歌山県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き入院調整本部による調整を勧める。 ・厚労省の新システム(HER-SYS、G-MIS)や独自システムの活用を進める。 ・全体の医療提供体制、外来検査体制、個々の病院内の体制、県の体制等の再構築を踏まえた業務フローのリプレイス ・新たな受入れ先の確保を進める。 ・関係団体との対応方法のルール化を図るとともに、施設整備等をさらに進める。 ・モデル病院におけるクラスター発生時の想定訓練を検討する。
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○入院調整本部にDMATや災害医療コーディネータの参画をいただき、調整本部による入院調整が行われている。 ○救急搬送や一時的に患者が急増した場合の病床確保など、第1波で現れた課題については、国の2次補正予算の活用などにより、各府県市においてさらに拡充が進むものと考えられる。 		

12

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

③重症者対応の病床確保に関する課題について(ICUの設備・人材の確保 等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 県市 の取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・重症患者を受入れることができる医療機関に限られる。一般病床を活用し、コロナ重症者に対応することが必要であり、病床休止や診療制限が行われた。 ・ICU等のコロナ病床への転用依頼は、要請しても即座に対応できるものではなかった。 ・重症患者のための病床が軽症者により使われた。 ・医療資器材の整備や重症患者受入れのためのルール作りが必要 ・ECMOスタッフの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会にて確保を協議し、患者受入れのためのルールを策定 ・病院と個別に調整を図り、府の感染状況と必要となる病床数を説明した上で、病院の意向を踏まえ病床の確保を要請(大阪府) ・医療資器材について、補助金を活用して整備 ・国が実施するECMOチーム等養成研修への参加支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き必要な病床数について確保に努める。 ・患者推計に基づき、フェーズごとの病床確保を行う。(圏域別:和歌山県) ・医療従事者の不足に備え、大阪府看護協会等と連携し、人材育成研修の実施や医療従事者の派遣支援制度等を検討(大阪府) ・想定を超えた感染拡大に備え、重症患者向けの臨時医療施設(「(仮称)大阪コロナ重症センター」)を整備する(大阪府)
総 括	<ul style="list-style-type: none"> ○第2波に備え、各府県市において、新たな患者推計に基づき、病床数を確保する取組を進めている。 ○関西圏におけるICU拠点の整備を国に求めていく。 ○関西広域連合においてはECMOネットとの連携を進めており、医療専門人材の確保について、引き続き連携を深めていく。 		

13

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

④病床確保関係(通常病床から感染症病床に移行するタイミングについて。判断基準等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 県市 の取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大期において、どれだけ病床を確保するかが課題だった。 ・確保後は、ICU救急救命等をはじめ通常の診療や手術控えが起こっていたため、いつ通常病床に戻すのが課題(京都府) ・第1波においては、通常救急の受入れを中止せざるを得ない三次医療機関がでてきた(大阪府) ・各医療圏域ごとの想定患者数を設定できておらず、実際に感染者が出た場合の対応となった。(和歌山県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の宿泊療養施設立ち上げにより軽症者を移送し、新規患者の病床を確保(福井県) ・切り替えのタイミングが明確でなかったことから、患者数を指標とする切り替え基準を作成(三重県) ・専門家会議で判断した(京都府) ・公的医療機関を中心にコロナ用病床確保を要請し、感染拡大・収束状況を鑑み、必要に応じて通常救急確保を目的とした重症病床の集約化のための転院調整をした(大阪府) ・感染者が出た場合に合わせて確保しており、一度確保した病床はそのまま確保し続けている。(和歌山県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズに応じた病床確保 ・感染者受入病床について、約半数を平常時の医療用に戻した上で、感染拡大の兆しがあれば速やかに受入を再開。目安はコロナ用病床の使用率が30%を超えた場合に設定(京都府) ・現在、確保病床については、病院の意向も踏まえ、通常病床として一部運用。基準(大阪モデル)において再び感染拡大が見られた場合は、再度コロナ用として病院に依頼。 ・第1波で人工呼吸器管理を行った症例の詳細な分析を行い、ICU病床使用機関・人工呼吸器使用期間などを明らかにし、これらを参考に可変的な病床確保体制を目指す。(大阪府)
総 括	<ul style="list-style-type: none"> ○第2波に備え、各府県市において、新たな患者推計に基づき、病床数を確保する取組を進めている。 ○「即応病床」や「準備病床」の設定などについて、各府県における協議会で議論が行われるが、各府県の経験を共有することで、設定上の参考とされたい。 ○また、自府県内で対応できない場合のセーフティーネットとして、広域連合の申し合わせである「広域的な患者受入体制の連携」も維持していく。 		

14

2 医療提供体制

(2) 軽症者への対応

① 軽症者向け宿泊施設の確保・運営について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の確保 ②施設内人員の確保 ③宿泊療養者の健康管理について ④汚染されていない廃棄物の引き取り拒否 ⑤軽症者入所までの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ①これまでに前例がないため、契約手続きの妥当性の検証に時間を要した(三重県) ②医師会、看護協会、各医療機関を通じ、医師、看護師を確保 ③療養者によるタブレットへの健康状況の入力や、入院前の調整本部との連携、巡回医師、看護婦との連携(京都府) ・急変に備え、各階にパルスオキシメーターを設置(三重県、兵庫県) ④他の感染性廃棄物と一緒に廃棄処理せざるを得なかった(兵庫県) ⑤入所があるまで、医療従事者や帰省者等の受け入れを実施(徳島県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き一定の宿泊施設の確保を継続・拡充を行う ①感染状況に応じて速やかに宿泊施設を確保するために、県が民間旅行者へ要請し、約2週間で宿泊療養者の受入が開始できる仕組みを構築(三重県) ②引き続き協力依頼 ③医師会が作成した患者フォローシステムを活用(京都府) ④業者への説明を丁寧に行うとともに、業界団体を通じて協力を依頼する。
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○軽症者、無症状者については、宿泊施設での療養を原則とするため、各府県において、ホテルの借り上げ等を行っている。(7月1日現在、関西広域連合管内 約3,700室を確保) ○健康観察のためのタブレットの利用など、感染防止対策に工夫が行われている。 ○風評被害対策として、周辺住民への説明や関係事業者への説明を丁寧に行う必要がある。 		

15

2 医療提供体制

(2) 軽症者への対応

② 退院時・自宅療養解除時の対応基準について(PCR検査等の実施等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国の退院基準への対応(発症日から10日間経過、かつ症状軽快後72時間経過、または6日経過で2回陰性) ・軽快化したにもかかわらず、PCR検査で陰性化せず、退院できない事例の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準に準じた(福井県、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市) ・自宅療養解除時にPCR検査実施(堺市) ・新たな退院基準を適用した事例は1例。直前のPCR検査で陰性を示していた(三重県) ・検査が逼迫している状況にないことから、引き続き2回連続の陰性確認を維持(徳島県) ・早期の陰転を期待して、検査をできるかぎり毎日実施(滋賀県) ・宿泊療養施設を整備することで、軽症者等による病床負担を軽減(京都府) ・退院の判定においては、部位の異なる2検体でのPCR検査を実施し、陰性化を確実に確認するとともに、退院後も2週間の自宅待機を依頼(和歌山県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の退院基準に準ずる(福井県、大阪府、兵庫県、4政令市。) ・主治医等の判断でPCR検査を実施することは認める(三重県) ・退院基準に応じた検査ができるよう検査実施機関と調整(滋賀県) ・感染状況、検査体制等を引き続き注視し、対応を検討。 ・引き続き療養施設の確保(京都府) ・今後も退院時には陰性化を確実に確認し、その後の感染予防策の実施の指導に役立てるとともに、再度の陽性化に備えて2週間の自宅待機を依頼する(和歌山県)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の退院基準においてPCR検査は必須ではないが、複数の府県がPCR検査を念のため実施している。 ○国の退院基準はWHOやCDCに準じているとされるが、明確な科学的根拠が示されているか。 ○関西広域連合としては、退院基準について、「国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民にわかりやすく説明すること」「重症患者の治療に支障が生じないよう、最新の医学的知見を基に、適時適切に見直しを行うこと」を国に要望していく。 		

16

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

① コロナ患者の入院対応を行う医療機関における院内感染対策について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①各医療機関への感染防止策の指導助言 ②感染防止器材の入手困難 ③患者の動線の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①国の通知の発出 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の派遣(福井県、京都府、大阪府) ・医師会等による防護具等着脱研修(徳島県) ・県独自の文書発出(和歌山県) ②府県市が調達し、各医療機関に物資を配布(国からの配布もあり) <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防設備に係る補助 ③別入り口の設定、プレハブの設置等(徳島県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の通知を周知 ・国の2次補正を活用 ・専門家の派遣結果と所見をとりまとめ、県内医療機関で共有(福井県) ・県内団体への委託事業により、各医療機関への巡回指導、講習会開催等の支援を行う。(滋賀県) ・実際の事例を提示し、注意喚起を行う。(京都府) ・空床補償費について独自の上乗せを行うとともに、入院患者の受入や個人防護具等の整備を支援する(兵庫県) ・医療機関へのリアルタイムPCR検査機器の導入を進める(和歌山県) ・積極的なPCR検査の実施、抗原検査の活用(京都市) ・新型コロナウイルス感染症に対応した院内感染マニュアルを作成し、研修を実施予定(奈良県)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○国の2次補正(緊急包括支援交付金)において、医療機関の院内感染対策に関する費用について、実費が対象となっている。 ○引き続き院内感染の防止に取り組む。 		

17

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

①-2 実際に院内感染が発生した事例(発生した原因・事後対応等)

	第一波時点の課題(事例)	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・2病院で2名発生(福井県) ・発生状況の把握、院内感染の対策、患者の転院調整、職員の応援等、様々な課題に緊急に対応する必要があった。(大阪府) ・1例(接触感染)(和歌山県) ・発生原因:面会者からの持ち込み感染、従事者からの感染。拡大した要因:感染状況の把握が困難、標準予防策やゾーニング不備。対応困難事項:資器材の不足、対応する病床の不足(京都市) ・ゾーニングの不備、PPEの不足、メンタルヘルス対策(神戸市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンズフリー会話機の導入や病室入口に食事を配膳する方法の導入、コロナ患者受入病棟を別棟にするなど、感染防御を徹底。再発防止策について全医療機関に通知(福井県) ・府庁内に院内感染対策チームを設置、感染状況の把握については国のクラスター対策班の疫学専門家へ、感染対策の指導については地域中核病院のICDの専門家へ、転院調整は調整本部とDMATへ、院内感染対策チームがそれぞれ支援を依頼しながら、保健所が中心となって対策を進めた。(大阪府) ・行政の介入、対策の指導、PCR検査の実施(和歌山県) ・面会制限の徹底、PCR検査の実施、府のクラスター対策チームによる実地調査及び指導、府調整本部との連携による転院調整(京都市) ・保健所等による訪問により状況把握、助言。有識者(大学教授)による助言、転院調整(神戸市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣結果と所見をとりまとめ、効果的に感染防止策を県内医療機関で共有(福井県) ・引き続き保健所が中心となって対応を進めるとともに、院内感染対策支援チームが必要に応じて専門家等の支援を要請しながら進めていく(大阪府) ・必要に応じて専門家派遣を活用する(兵庫県) ・医療機関のリアルタイムPCR検査機器の導入を進め、院内感染対策のさらなる徹底を行う。接触感染予防策の励行(和歌山県) ・院内感染防止の徹底を図るための研修や啓発を実施、感染者の早期把握の徹底、クラスター対策チームの迅速な介入(京都市) ・有識者の助言、医療物資の確保、顔の見える関係づくり(感染症神戸モデル)(神戸市)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う病院は、感染症と隣り合わせであり、徹底した感染防御を行う必要がある。 ○発生した府県市の事例を担当者レベルで共有し、万一の事態に対する対応策を洗い出す。 		

18

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

② コロナ患者の入院対応を行わない一般医療機関における院内感染対策について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・府内で発生した院内感染の事例は、患者受入れをしない病院、または患者受入れ病院であっても患者受入れに関係のない病棟で発生(受入れをしない医療機関は、個人防護具不足もあり院内感染対策が不十分では) (大阪府) ・帰国者・接触者外来病院以外の一般病院は、入口に症状を有する方に対し保健所への連絡を促す等を実施(兵庫県) ・分離が完全ではなく、院内感染対策が徹底されていない医療機関が多い(和歌山県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、フェイスシールド、長袖ガウン等の医療資材を配布 ・疑い患者は、保健所を通じ帰国者・接触者外来で診察できていた(兵庫県) ・県民が受診する場合の事前連絡の周知(和歌山県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の通知を周知 ・国の2次補正を活用 ・専門家の派遣結果と所見をとりまとめ、県内医療機関で共有(福井県) ・県内団体への委託事業により、各医療機関への巡回指導、講習会開催等の支援を行う。(滋賀県) ・実際の事例を提示し、注意喚起を行う。(京都府) ・各保健所や各地域の院内感染ネットワークを活用して研修会を開催し、一般医療機関での対応力向上を目指す(大阪府) ・臨時外来の設置について関係市町・関係団体と協力して対応(兵庫県) ・備蓄体制の強化を呼びかける(神戸市) ・新型コロナウイルス感染症に対応した院内感染マニュアルを作成し、研修を実施予定(奈良県)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○国の2次補正(緊急包括支援交付金)において、医療機関の院内感染対策に関する費用について、実費が対象となっている。 ○引き続き院内感染の防止に取り組む。 		

19

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

②-2 実際に院内感染が発生した事例(発生した原因、事後対応等)

	第一波時点の課題(事例)	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関において、医師、看護師及び患者が相次いで感染した事例あり。(福井県) ・お見舞い家族に端を発した病院内感染から高齢者施設内感染まで波及したケース(京都府) ・クラスター派生による医療機関内感染のケース(京都府) ・発生状況の全容の把握、院内感染の対策、患者の転院調整、職員の応援等、様々な課題に緊急に対応する必要があった。 (大阪府) ・2病院(兵庫県) ・1例(和歌山県) ・感染防御策や資材の不足、ゾーニングが不十分、休憩や更衣室で感染拡大の可能性(大阪市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省のクラスター対策班の分析結果を踏まえ、留意事項を全医療機関に周知(福井県) ・院内で対策を講じた後も感染拡大し、専門サポートチームによる介入を開始、現地調査と実地指導を行うとともに、病院と協力し、迅速に濃厚接触者を特定し、医療従事者及び入院患者全員にPCR検査を実施(京都府) ・府庁内に院内感染対策チームを設置、感染状況の把握については国のクラスター対策班の疫学専門家へ、感染対策の指導については地域中核病院のICDの専門家へ、転院調整は調整本部とDMATへ、院内感染対策チームがそれぞれ支援を依頼しながら、保健所が中心となって対策を進めた。(大阪府) ・関係者600人以上にPCR検査を実施(和歌山県) ・検討会や立ち入りを実施(大阪市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣結果と所見をとりまとめ、効果的に感染防止策を県内医療機関で共有(福井県) ・施設内感染サポートチームの充実、施設における感染症ガイドラインの作成、福祉施設における感染症対応リーダーの育成、人材派遣システムの構築(京都府) ・引き続き保健所が中心となって対応を進めるとともに、院内感染対策支援チームが必要に応じて専門家等の支援を要請しながら進めていく(大阪府)。 ・必要に応じて専門家派遣を活用する(兵庫県) ・医療従事者のデインジャーグループでは、濃厚接触者については無症状でも積極的にPCR検査を実施する。接触感染予防策の励行(和歌山県)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○受入れを行わない病院における院内感染の事例が多く、受入れを行う病院と同様の感染防護策を講じる必要があると考えられる。 ○国の2次補正による院内感染対策を進める必要がある。 ○発生した府県市の事例を担当者レベルで共有し、万一の事態に対する対応策を洗い出す。 		

20

3 介護保険施設等における施設内感染対策

(1) 施設内感染対策

① 高齢者介護施設等における感染防止策及び発生した事例の対応状況について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①防護用品の備蓄不足 ②職員の不足(応援職員の確保) ③職員の感染症対策に関する知識不足 ④円滑な再入所が難しい事例の発生 ⑤施設・事業所から感染者(疑いを含む)発生に関する報告を受け際に、どのような情報が必要か整理できていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ①感染発生時に備え、個人防護具を県で備蓄。県内全ての事業所に消毒液を配布 ②自施設内での職員のやりくりで対応(兵庫県) ③感染者が発生した施設等に対し、感染症サポートチームが現場において、ゾーニングの指導や研修を実施(京都府) <ul style="list-style-type: none"> ・施設職員を対象としたWEB研修の実施 ・対応マニュアルの作製・配布 ・感染・疑い事例発生時の事務連絡を发出 ④国の2次補正を活用し、入所者を受け入れた連携事業所などを対象に、割増賃金等を支援する制度を創設(鳥取県) ⑤聞き取りシートを作製し、施設・事業所に周知、施設・事業所の衛生確保・濃厚接触者の選定を行うよう助言するとともに、防護具等の備蓄状況を確認し物資を提供した。(大阪市) 	<ul style="list-style-type: none"> ①クラスター等に備え、マスク、防護服等の必要な衛生用品の一括調達・備蓄を行う。 ②応援職員が必要となった場合に派遣できる施設を登録し、必要時に協力依頼する制度を構築(兵庫県) ③研修の実施やマニュアルの配布に加え、事業者団体との協議を行う。 ④入院期間中の空床確保、退院後の健康観察等に対する補助について予算要求(京都府) ⑤WEB研修(大阪市・概要は下記のとおり) <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策に係る市独自の動画資料の作成 ・事業所が活用できるチェックリストの作成 ・動画や国通知を改めてわかりやすく周知
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者介護施設でのクラスターの発生は、重症化の恐れが高いことから、平時より感染防止を徹底しておく必要がある。 ○第1波における発生施設における対応を担当者間で共有し、万一の事態に備える必要がある。 		

21

3 介護保険施設等における施設内感染対策

(1) 施設内感染対策

② 高齢者介護施設等でクラスターが発生した場合の、受入医療機関の確保等について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①当初の患者急増時に、受入れ可能な医療機関が一時的に逼迫するケースが生じる。 ②介護度に応じた対応 ③入院によりADLが低下した場合、施設に戻れない可能性。 ④経過観察等で出勤できなくなる介護職員等の不足を補う、施設間の相互応援体制が必要。 ⑤療養上配慮を擁する認知症高齢者が感染した場合の対応 ⑥入院調整に関しては重症度に加え、特に高齢者の場合、本人・家族がどこまで侵襲性の高い治療を希望されるかが重要だが、医療機関・施設によっては、十分に患者本人・家族と急変時対応に関するコミュニケーションが取れてないところがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ①受入れ病床の確保の他、軽症者向け宿泊療養施設の確保を行い、当面の患者受入れ体制を確保した。(兵庫県) <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護施設等での大規模クラスター発生に備え、県内病院の一棟全てを感染症病床として確保した。(和歌山県) ②③施設内感染サポートチームを派遣し、施設が早期に適切な感染防止策がとれるよう、支援を行った(京都府) ⑤施設で感染症が発生した場合の対応(認知症高齢者が感染した場合を含む)について整理した文書を県内事業所に通知(鳥取県) ⑥ケースごとに医療機関・施設に患者本人・家族の意思を確認して搬送医療機関の選定を行った(例えば人工呼吸器管理など侵襲的な治療を希望しない患者は三次医療機関への搬送を行わないなど)。(大阪府) 	<ul style="list-style-type: none"> ①今後、地域医療構想を進めていく中で、感染症対応を踏まえた検討を実施し、地域医療体制の構築に努める。 ・医療圏域ごとに想定される患者数を設定し、感染拡大のフェーズに応じて病床確保数を変動させていく。 ②③必要に応じ、施設内感染サポートチームを派遣する。 ④平時から関係団体との連携・調整により、相互応援体制の構築を進める。 ⑤他都道府県での事例を参考に対応方法を検討する。 ⑥課題を医療機関・施設に共有し、平時より第二波を想定した対応をしていただくよう周知する。(大阪府)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○クラスターが発生してしまった場合に生じる課題について、第1波における経験を担当者間で共有しておく。 		

22

4 医療物資

(1) 医薬品・医療資器材の確保について

① 医療物資の確保について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 各市 の取 組	<p>①当初の備蓄量が少なかった。</p> <p>②各国の輸出規制等により、供給不足・価格の高騰など、調達困難な状況が生じた。</p> <p>③備蓄場所の確保 物資整理・在庫管理のノウハウ・物資受入・搬出のマンパワーが不足</p>	<p>①②国からの医療物資の供給に加え、県として物資購入の予算を計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等で広く寄付を募集 ・府県内での医療用資材の製造を確保するため、製造に係る補助金制度を創設、ものづくり企業に製造を依頼 等 ・代用品、随意契約による即時確保を実施 ・部局横断的に一括調達ははかり、まとまった数の確保及び価格交渉に努めた。 ・独自の調達ルートを確保した。 ・医療資材を取り扱う企業と医療機関等を結ぶマッチングサイト「CLEAN VOICE KYOTO」を立ち上げ、適正価格での調達や中小企業の技術を生かす取組を府市協調を進めた。(京都府、京都市) <p>③県の施設(講堂・研修室)を一時保存場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き会議室や県有休施設を確保 ・民間事業者との契約や学生アルバイトによりマンパワーを確保した。 	<p>①②医療機関において3ヶ月分、県において6ヶ月分の使用量相当数を確保(兵庫県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄に係る費用(備蓄場所の確保など)について財政支援を国に要望(福井県) ・商社、卸売業者と協定を結ぶ等、流通備蓄確保に努める必要があるが、単なる備蓄ではなく、一定期間後、流通に移すランニング備蓄のシステム構築を検討する。 ・データベース化による一元的な管理に努める。 ・フェイスシールドやガウンの府内生産に取り組み、安定供給が可能な体制を構築する。(大阪府) <p>③他部局所管施設や民間委託を活用し、備蓄受入れ量の増加に努める。</p>
総括	<p>○第1波では医療物資の調達・備蓄が困難な場面があった。</p> <p>○関西広域連合で「医薬品・医療資器材の広域的な融通」を申し合わせるとともに、各府県市においても県内企業等で医療物資の生産を行うなどの取組が行われている。</p>		

23

4 医療物資

(1) 医薬品・医療資器材の確保について

② 医療機関への医療物資の供給について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 各市 の取 組	<p>①当初、医療用物資のうち、どの医療機関において、どの物資がどれだけ不足しているか等の情報がなかった。</p> <p>②医療機関に物資を配送する手段(業者の確保、1回あたりの集荷量)</p> <p>③供給可能な防護資材と病院のニーズのミスマッチ</p> <p>④調達物資を各医療機関に発送する際のマンパワーの不足</p>	<p>①厚労省のG-MISシステム稼働後、病院については把握できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所は対象外であるため、県で独自に消費量や不足状況の調査を行い把握した(福井県) ・診療所に各地区医師会を通じサージカルマスクを配分(鳥取県) <p>②運送業者と配送委託契約を行い、迅速かつ適切に運搬を行った。(三重県)</p> <p>③代用が可能な防護具は代用をお願いし、N95マスクの使用方法等について通知を发出。</p> <p>④他部局から応援職員を招集し、新型コロナ対応部局の体制を強化するとともに、入院調整本部に派遣されたDMAT隊員とも連携し、迅速な供給に努めた。(徳島県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・G-MISに新たに診療所を追加するよう、国に要望(福井県) ・必要に応じて、新型コロナ対応部局の人員体制を維持・強化するとともに、引き続きDMAT隊員とも連携し、対応に当たる。 ・民間事業者に発送作業を委託することも検討する。
総括	<p>○G-MISの導入により、医療機関側の入力の手間はあるが、リアルタイムで医療物資の不足状況を把握することが可能となった。</p> <p>○府県市において重要な医療機関を把握し、必要な需要を見極めた上でバランスをとって配分することが最も重要であり、必要な物資が適切に配分されるよう、連携を図っていく。</p>		

24

4 医療物資

(1) 医薬品・医療資器材の確保について

③ 社会福祉施設等への感染防護物資の供給について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設においては、マスク、ガウン等の個人防護具が不足し、確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクや消毒液の在庫状況を確認するとともに、寄贈マスクや国からの優先供給スキームを活用し、購入した消毒液を各施設へ配布。 ・個人防護具を持たない施設で患者が発生した場合、保健所等から感染防護物資の緊急供給を行った。 ・県民や事業者に寄付を呼びかけ、多くの資材を確保し、また、本県が湖南省に設置した「滋賀県誘客経済促進センター」を通じ、中国の企業から大量のマスクを購入することができた。(滋賀県) ・医療機関や社会福祉施設など所管する部局にかかわらず、部局横断的に一括調達に努めた(徳島県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等が行う感染防護具の調達を含む感染対策に要する経費の支援を行う。 ・福祉部局でも寄贈品も活用しながら、第2波に備えて感染防護物資の備蓄を進める。(大阪府) ・市町村福祉部局等へ感染防護物資の配布を行い、備蓄するよう促している。(大阪府)
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設への感染防止物資についても、医療用資器材と同様、調達・備蓄が困難な事態が生じた。 ○社会福祉施設におけるクラスター発生防止のためにも、引き続き感染防護物資の配分に留意する必要がある。 		

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(案)」 について

令和 2 年 7 月 22 日
本 部 事 務 局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を与えた。

このような状況の中、感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、第 2 波への備え、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、5G などの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、広域連合、構成府県市が一丸となって対策に取り組んでいく。

2 基本的視点

- ① 第 2 波に備えた取組
- ② 経済の再生・社会生活再建のための取組
- ③ 観光・誘客の段階的促進
- ④ 5G などの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
- ⑤ 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

3 取組(案)

別紙のとおり

4 スケジュール

7 月 22 日	広域連合委員会	「取組」(案) の協議
	関経連、市町村との意見交換会	「取組」(案) の説明
8 月 27 日	広域連合委員会	「取組」の確定

新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元氣回復に向けて(案)

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動等の元氣回復を目指して、5つの基本的視点に基づき、関西広域連合と構成府県市等が一丸となって対策に取り組む。

第2 これまでの取組

令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置。その後、対策本部として構成府県市との情報共有や府県民への情報発信などに取り組んできた。

第3 関西の元氣回復に向けて取組

I. 基本的視点

- 第2波に備えた取組**
新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染症の第2波に備えた医療提供体制の充実を図る取組
- 経済の再生・社会生活再建のための取組**
感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活の再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組
- 観光・誘客の段階的促進**
関西圏域内観光の需要喚起、国内各地からの誘客促進、インバウンド回復に向けた受入体制の整備、魅力ある観光地づくりに向けた取組
- 5Gなどの情報基盤整備とこれを活かした社会の構築**
Society5.0時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新し社会経済活動の促進など国民が地方にいながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組
- 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築**
感染症拡大により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正し、災害時等に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限行使のできる体制構築に向けた取組

II. 元氣回復に向けた取組

	主な取組
広域防災	(広域連合) ・自然災害と感染症の「複合災害」に備え、「関西防災・減災プラン」の見直しや訓練の実施 他 (構成団体) ・災害時の避難所における感染拡大防止対策として物資の備蓄や資機材の整備に対する支援 他
観光振興	(広域連合) ・国内観光客をターゲットにした関西の観光地の魅力を発信 ・インバウンド回復に向け、早い段階で日本への誘客が見込める国・地域に対する観光プロモーション等の実施 他 (構成団体) ・「Go To Travel」等と連動した独自サービスの提供、情報発信 他
文化振興	(広域連合) ・ウィズコロナ・ポストコロナの中での今後の関西文化の再活性化に向けた施策の検討 ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設のネットワークを活用し、誘客施策を実施 他 (構成団体) ・地元で活躍する団体等による文化芸術活動への支援、住民への鑑賞機会の提供 他
スポーツ振興	(広域連合) ・ウォーキングを楽しく継続できるよう、構成府県市が作成しているウォーキングコースの利用等ウォーキングをとおして運動習慣の促進や運動機会の確保、域内交流を図る 他
産業振興	(広域連合) ・企業のICT化の取組み推進等、ウィズコロナ時代の新たなビジネス戦略をテーマとするセミナー開催等、情報発信機能を強化等 (構成団体) ・中小企業等に対する制度融資の融資枠の拡大や利子補給の実施、売上げが減少した事業者の事業継続に向けた支援 等

農林水産業振興	(広域連合) ・登録企業の社食において構成団体の食材を使ったメニューの提供や販売イベントの実施 他 (構成団体) ・地元農畜水産物の配送料支援など地産地消キャンペーンの実施 他
広域医療	(広域連合) ・医療資機材等の広域的な融通調整等 ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有、フロンティアの活用など関西ならではの取組の推進 他 (構成団体) ・ドライブスルー方式による検査の拡充や唾液検体によるPCR検査、抗原検査、民間検査機関の活用など、迅速な検査に向けた体制の強化 他
環境保全	(広域連合) ・感染症防止対策に配慮し、子どもから大人まで楽しみながら環境学習できる機会の増を図る 他
広域職員研修	(広域連合) ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施の拡充
政策の企画調整	・プラスチック対策の推進、イノベーションの推進、新たな広域課題への対応
分権型社会の実現	・東京一極集中の是正、国土の双眼構造の実現と地方分権改革の推進に強力に取り組む

III. 経済界・国・市町村等との連携

社会経済活動の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要であり、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元氣回復に向けての取組を進める。

IV. 国への提案

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、より強靱な社会や経済の構築を築いていくため、必要な項目について国へ提案する。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復 に向けて（案）

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症により、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、宿泊・旅行業、飲食業等のサービス業を中心に消費が著しく減退し、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減により、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を受けている。

このような状況の中、関西広域連合では、今般、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた関西の社会経済活動等の元気回復を目指して、第2波への備え、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、国、経済界等とも連携を図りながら、広域連合、構成府県市が一丸となって対策に取り組んでいく。

第2 これまでの取組

関西広域連合では、関西で初となる患者が確認された1月28日に、関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策準備室を設置し、国内の発生状況、各構成府県市における検査可能検体数、入院可能病床数などの情報を共有し、府県民への感染症の注意喚起や専用相談窓口情報等の提供に努めた。

また、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立したことを受け、緊急事態宣言の発令に備えるため、3月2日に関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、3月15日には広域連合長を本部長とする第1回対策本部会議を開催して以降、7月4日に開催した第6回対策本部会議まで、構成府県市との情報共有や府県民への情報発信など、主に次の4つの取り組みを行ってきた。

① 関西広域連合による広域的な医療連携

関西圏域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築するため、医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携の支援、広域的な患者受入支援を行った。

② 国への要望・提案

国に対して、帰国者の健康観察体制の充実などの水際対策の強化、新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関の診療報酬の加算や地域活性化・経済危機対策臨時交付金の創設を求める「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」を提出し、また、収入が減少した事業者の家賃負担の軽減を行う法的措置を制度化することや雇用調整助成金について単価引き上げ等を提案した。

③関西広域連合域内住民への情報提供と統一メッセージの発出

海外からの帰国者に実効性ある自宅待機を行っていただくため、「帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い」を発出し、帰国者及びこれを受け入れる方々にも協力を要請し、また、全国的に感染の急拡大が始まる中、都市部など人口密集地との不要不急の往来の自粛を求めるとともに、特に活動が活発な若者に慎重な行動をとるよう呼びかけた。

さらに、大阪府、兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発せられたことを受け、「関西・外出しない宣言」を発出し、府県民へ徹底的な外出の自粛、府県を越えた往来の自粛を要請し、ゴールデンウィークを控えてさらに「関西・GWも外出しない宣言」を発出し、府県民に対して帰省や旅行を慎むことや、事業者に対して休業要請の協力、通勤者の大胆な削減等の要請を行った。

④関西の経済団体との連携

新型コロナウイルス感染症患者の増加による医療物資の不足が医療機関等に深刻な影響を与えていたことから、関西経済連合会及び関西経済同友会が会員企業に支援を呼びかけ、マスク、防護服、業務用空気清浄機などの物資を多数提供頂き、関西広域連合を通じて、構成府県市において有効活用した。

第3 関西の元気回復に向けた取組

I. 基本的視点

関西における経済の再生・社会生活再建と活力ある関西の再生のため、広域連合による「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」(令和2年5月28日)も踏まえ、下記の視点に基づき、関西全体で力を合わせて、新型コロナウイルス感染症を克服する社会の構築に向けた取組を進める。

1 第2波に備えた取組

新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染の第2波に備えた医療提供体制等の充実を図る取組。

2 経済の再生・社会生活再建のための取組

感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組

3 観光・誘客の段階的促進

関西圏域内観光の需要喚起をまず行いながら、次の段階として、国内各地からの誘客を促進し、海外からのインバウンド回復に向け、受入体制の整備や魅力ある観光地づくりに向けた取組

- 4 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新によるSociety5.0時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新しい社会経済活動の促進など、国民が地方にいながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組。
- 5 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築
新型コロナウイルス感染症により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正するとともに、災害など非常時に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限を行使できる体制構築に向けた取組。

II. 元気回復に向けた取組

新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動等の早期回復を目指して、構成団体では、地域の実情に応じたよりきめ細やかな取組を推進する一方、広域連合では、圏域全体を見渡し、広域的な視点で対策に取り組む。広域連合及び構成団体で実施する取組は次のとおり。

1. 広域事務

広 域 防 災

【課 題】

- ・新型コロナウイルス感染症の第2波が懸念される中、地震や風水害など、大規模な自然災害が複合的に発生した場合、開設される避難所に多数の避難者が集まることによるクラスターの発生を回避する避難所運営など、複合災害に備えた対策が必要である。
- ・感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させる取組が必要である。
- ・首都直下地震などの大規模災害に備え、高い専門性を有する体制づくりが必要である。

【主な取組】

- ・「関西防災・減災プラン」各編に避難所や広域応援等にかかる新型コロナウイルス感染症対策を追記する。
- ・新型コロナウイルス感染症第2波への対応の総括や、自然災害との複合災害への備えを踏まえて「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」の見直しを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた広域応援訓練や緊急支援物資の輸送訓練等を実施する。
- ・感染を予防する生活様式の定着に取り組む事業者を応援するため、関西広域連合によるポスターテンプレートを各構成府県市で活用し、店舗等への提供を実施する。
- ・感染拡大や大規模災害により首都機能が制限された場合に備え、「防災庁」の創設に向けた啓発活動を推進する。

(構成団体の取組例)

- ・感染者増加時にも医療提供体制を確保するため、軽症者及び無症状者を宿泊施設で受け入れ、重症者等の病床を確保する。
- ・テレワークや ICT 技術も活用した TV 会議等の普及を進める。
- ・避難所での感染予防対策に必要となるマスク、消毒液等物資の備蓄や、パーティション等資機材の整備に対する支援を行う。

広域観光・文化・スポーツ振興

(観光振興)

【課 題】

- ・海外渡航制限によるインバウンドの激減、外出自粛要請による国内旅行者の減少により観光業界が大打撃を受けたことから、まずは国内観光の支援からはじめ、将来的にはインバウンドが戻ってくるまでを見据えた対応が必要である。

【主な取組】

- ・感染対策をしっかりと講じたうえで、国内観光客に関西全体を周遊していただけるよう、WEB や SNS 等により各地域の観光地の魅力を発信し、旅行者に訪れてもらいやすい取組を行う。
- ・豊かな自然やアウトドアなど 3密を避けても観光ができる観光地を紹介する動画を製作し、関西への誘客を図る。
- ・将来のインバウンドの回復に向け、国や関西の経済界、関西エアポート等の関西インバウンド関係者と連携し、早い段階で日本への誘客が見込める国や地域をターゲットにした観光プロモーション等を行う。
- ・デジタルを中心とした観光プロモーションの展開や KANSAI ONE PASS 等による受け入れ環境の整備等を行う。
- ・ワールドマスタースゲームズ 2021 関西に向け、広域周遊ルートの開発や WEB による情報発信、全国通訳案内士等への人材育成を行う。
- ・情報通信基盤整備の活用による受入環境の整備等については、「次期関西観光・文化振興計画」の見直しの中で、構成府県市等の意見を聴き検討する。

(構成団体の取組例)

- ・宿泊施設が実施する感染防止対策やテレワーク受入環境整備等の取組経費の一部を補助する。
- ・国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した独自サービスの提供、情報発信を行う。

- ・資金繰り支援のため、新たに融資制度を創設し、利子補給及び保証料補助を実施する。
- ・地元住民が地元の飲食店や宿泊施設等を利用するにあたり、当該料金の一定額を支援する。

(文化振興)

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の文化施策のあり方が変化し、博物館や美術館等文化施設がコロナ対策により休館を余儀なくされ、また、実演芸術活動も自粛するなどしたことから、今後の再開や活動継続を図ることが必要である。

【主な取組】

- ・ウィズコロナ・ポストコロナの中で、今後の関西文化の再活性化、心身の元気回復に向けた施策や方向性について、有識者から意見を伺い検討していく。
- ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設のネットワークを活用し、誘客施策を実施する。
- ・関西の古典楽劇と舞台となった場所を結びつけて紹介する動画を制作し、多言語にてWEB配信を行うことを検討し、関西各地域の魅力を発信する。
- ・情報通信基盤整備を踏まえ、大容量通信網を活用し、新たな生活様式に沿って、関西の文化の魅力を発信する動画の制作・配信等新しい活動機会の創出に取り組む。

(構成団体の取組例)

- ・地元で活動する団体等による文化芸術活動への支援と住民への鑑賞機会を提供する。
- ・芸術文化の鑑賞・体験機会を創出するため、動画を作成しWEB上で配信する経費を支援する。
- ・伝統産業のつくり手による新商品・新素材の開発や販路拡大を支援する。
- ・施設の収容人数の制限や施設利用申込の減少に対して支援する。
- ・県立美術館・博物館等が連携したスタンプラリーを実施する。
- ・「新たな生活様式」に即した対策等を行って開催するイベント等について、必要な経費を支援する。

(スポーツ振興)

【課題】

- ・競技や観戦を通じて感染拡大が生じる可能性があることから、スポーツイベントが中止・延期となり、また感染の拡大を避けるため不要・不急の外出を自粛したことなどにより、多くの人々が満足に運動できない状況となったため、運動ができる機会を確保することが必要である。

【主な取組】

- ・ウォーキングを楽しく継続できるように、3密を避けるためウォーキングアプリ等を活用し、構成府県市等が作製しているウォーキングコースの利用やウォーキング等で活動した距離を競うクラウドイベントの開催等を検討し、ウォーキングをとおして運動習慣の促進や運動機会の確保、域内交流を図る取組を実施する。
- ・「関西広域サイクリングルート」を活用し、ルートを整備充実させ、ルート上の地域振興事業との連携（相互PR等）を図る。

(構成団体の取組例)

- ・プロスポーツチーム等と連携したイベント・住民参加型のスポーツフェスティバル等を実施する。
- ・総合型スポーツクラブにおける感染防止対策モデルを策定し、必要な措置を講じるとともに、講じた安全対策を広く周知するための広報啓発活動を支援する。
- ・感染拡大を防止しながら県民が運動・スポーツ活動を継続できるようオンライン等によるスポーツ教室を開催するための支援をする。

広域産業振興

(産業振興)

【課題】

- ・新しい生活様式への転換や新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、関西経済の活性化対策や社会経済活動の維持・強化に向けた取組が必要である。

【主な取組】

- ・企業のICT化の取組み推進等、ウィズコロナ時代の新たなビジネス戦略をテーマとするセミナー開催等、情報発信機能を強化する。
- ・首都圏等での地域魅力プロモーションのオンライン化について検討する。
- ・海外プロモーションについては、渡航制限等を勘案し、ネットワークや拠点等を有する現地事業者と連携して実施する。

- ・展示会については、「感染症対策」や「新たな生活様式への転換」を主要テーマとするなど出展のあり方について検討する。

(構成団体の取組例)

- ・中小企業に対する制度融資の融資枠の拡大、利子補給の実施や売上高が減少した事業者の事業継続に向けた支援を行う。
- ・感染拡大の影響により解雇等された求職者に対し、人材の育成と正規雇用につなげる仕組みを構築する。
- ・雇用調整助成金を活用し、従業員の教育訓練を推進し職業能力の向上を図る事業者に対し、雇用調整助成金の上乗せ支給を実施する。
- ・中小企業、小規模事業者等の「新しい生活様式」に対応した事業を行うために必要となる経費に対して補助する。
- ・商店街の各店舗が事業再出発に向けて行う「新しい生活様式」に対応した店舗改修等を支援する。
- ・交通事業者が業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施するために必要な経費を支援する。

(農林水産業振興)

【課題】

- ・外出自粛で外食の機会が減少したこと等により、牛肉や水産物などに影響が出ており、販売機会の創出が必要である。
- ・海外渡航制限等により販路開拓・販売促進活動に支障をきたしており、海外輸出についての最新情報の把握が必要である。

【主な取組】

- ・企業の社員食堂等において、域内の特産物を使った料理の提供や販売促進イベントを実施する。
- ・コロナ禍の中でも越境ECや輸出に取り組んでいる優良事例を収集・共有化する。

(構成団体の取組例)

- ・県産農畜水産物の県内配送料を低額にする地産地消キャンペーンを実施する。
- ・地元産ブランド牛肉を一定金額購入ごとにサービス券を進呈する。
- ・小中学校等の給食に県産ブランド牛等を提供する。
- ・食品等の海外輸出を維持・回復するため、輸出先国の市場ニーズの変化に対応した製造・加工施設の整備等を支援する。

広 域 医 療

【課 題】

- ・構成府県市のみでは対応できない場合に備え、関西圏域において効率的・効果的に医療を提供する体制の構築が必要。また、第2波に備え、各構成府県市におけるこれまでの経験の共有化が必要である。

【主な取組】

- ・医療資機材や医療専門人材の広域的な融通調整、検査の広域連携及び広域的な患者受入体制の連携について、各構成府県市との調整、実施する。
- ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有を行うとともに、ワクチンの治験など関西ならではの取組を推進する。
- ・検査体制や医療提供体制、医療資機材の確保など、第1波での課題や対応等について取りまとめ、改善策等を共有し、各府県市の施策に活かすことで第2波に備えた体制が取れるよう、それぞれの取組を促進する。
- ・医療機関への支援や保健所機能の強化、緊急包括支援交付金の拡充等について国への提言を実施する。

(構成団体の取組例)

- ・ドライブスルー方式による検査の拡充や唾液検体によるPCR検査、抗原検査、民間検査機関の活用など、迅速な検査に向けた体制の強化を図る。
- ・保健所が、迅速な積極的疫学調査の実施など、第2波においてもその機能を発揮できるよう、人員体制を整備する。
- ・クラスターを早期に把握するため、国が提供する接触アプリや府県市が提供する追跡システムを活用する。
- ・感染の第2波に備え、患者推計に基づくフェーズごとの病床確保及び、それに伴う空床補償、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の拡充を図る。
- ・妊産婦や透析患者など、特別な配慮が必要な患者や、疑い患者を受け入れる救急医療機関を設定し、実際の運用に備える。
- ・医療機関や社会福祉施設における感染防止策を進めるため、個人防護具の整備や簡易陰圧装置等の設備整備など、感染防止対策に要する経費を助成するとともに、連合管内で実際に起こった事例について情報共有を行う。
- ・今後に備え、医療物資を一定量備蓄し、必要に応じ、医療機関、社会福祉施設等に配布する。また、各地域で開発した個人防護具等を含め府県市間で融通を行う。

環境保全

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、子どもから大人まで楽しみながら環境学習ができるような取組が必要である。

【主な取組】

- ・感染防止対策を講じながら、環境学習の機会が増えるよう、構成府県市が管理する博物館等の環境学習の場となる施設の新型コロナウイルス感染症対策を含めた情報を整理し、気軽に利用していただけるよう広域連合のホームページで情報発信していく。
- ・3密の回避など感染防止対策に配慮しながら、地域特性を活かした交流型環境学習を実施する。

広域職員研修

【課題】

- ・従来型の職員研修では、参加者間の意見交換や交流を目的の一つとしており、「密接」を伴わない研修実施が困難である。

【主な取組】

- ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施を拡充し、感染症防止対策にも配慮しながら、活発な意見交換等が図れるようにする。

2. 政策の企画調整

(プラスチック対策の推進)

外出自粛などの生活様式の変化により、デリバリーやテイクアウトの需要が急増し、使い捨てプラスチック製容器の利用増が想定されることから、海洋プラスチックごみ対策として、これらの変化を踏まえた実態把握に加え、有効な発生抑制と発生源対策が必要である。

プラスチック代替品の普及可能性調査及びプラスチックごみ散乱状況の把握手法等調査事業についても、新型コロナウイルス感染症による社会変化の影響等を追加して事業を継続していく。

(イノベーションの推進)

今後の新たな感染拡大を見据え、検査体制、クラスター対策、医療提供体制の強化、治療法・治療薬の確定等、感染症防止対策の検討・啓発に取り組む必要があり、産学官連携のプラットフォーム「関西健康・医療創生会議」において、これまでの感染症対策の検証と今後の防止対策の検討、啓発などを行う。

(新たな広域課題への対応)

新型コロナウイルス感染症により、域内で新たに生じた社会経済活動における広域課題のうち、継続的・計画的な対応が必要なものについても、政策の企画調整に関する事務として取組を検討する。

デジタル化の推進については、デジタル化に不可欠な5Gサービス等の情報通信基盤の整備等、国に対して提案するとともに、構成団体における取組や先進事例等の情報共有を図りながら、関西全体のデジタル化の推進について検討を進めていく。

3. 分権型社会の実現

(東京一極集中の是正、国土の双眼構造の実現)

新型コロナウイルスの感染拡大は、人口・産業の集中する大都市圏における人口の過度の集中に伴うリスクを浮き彫りにした。

政治、行政、経済等が集中する東京において、感染の急速な拡大等を招けば、首都中枢機能が麻痺する可能性もあることから、新型コロナウイルス感染症拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、「首都機能バックアップ構造の構築」を国へ提案していく。

また、国土の双眼構造の実現に向け、関西のポテンシャルを活かして、国の研究機関や政府関係機関の関西への更なる移転推進を、経済界等と連携・協力して取り組むとともに、首都直下型地震など大規模災害に備え、「防災庁」の創設についても国へ提案していく。

(地方分権改革の推進)

より住民に近い立場であるはずの地方において、災害など非常時において、それぞれの地域の実情に応じて、即座に権限が行使できる体制となっておらず、今一度、国と地方の役割のあり方を見直すことが必要である。

地域ごとの課題に的確に対応し、その活力を維持していくために、地域自らが政策の優先順位を決定し、実行していく必要があるため、国の出先機関をはじめとした国からの事務・権限の移譲について検討を行い、引き続き国等に対して提案していく。

また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえた課題の分析を行い、東京一極集中の是正、国土の双眼構造の実現及び地方分権改革の推進を図る。

Ⅲ. 経済界・国・市町村等との連携

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた社会経済活動等の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要である。第2波への備え、社会経済の回復、観光・誘客の促進、5Gなどの情報基盤整備、東京一極集中の是正等に向け、引き続き経済界・国・市町村をはじめ、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けての取組を進めていく。

IV. 国への提案

今回の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、早期に関西の元気回復を図り、より強靱な社会や経済の構造を築いていく必要がある。このため、関西の元気回復に向けた5つの基本的視点（第2波に備えた取組、経済の再生・社会生活再建のための取組、観光・誘客の段階的促進、5Gなどの情報基盤整備とこれを活かした社会の構築、東京一極集中の是正・分権型社会の構築）に基づき、以下のとおり提案する。

1. 第2波に備えた取組

(1) 感染者に対する適切な医療実施体制の確保

○退院基準のあり方

退院基準については、基準を満たすにも関わらず未だに感染能力を保持していることを疑わせるような事例が発生していることを踏まえ、国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民に分かりやすく説明すること。

また、重症患者の治療に支障が生じないよう、入院措置を行っている無症状病原体保有者の退院基準について、最新の医学的知見を基に、適時適切に見直しを行うこと。

○感染症患者入院・外来医療機関への支援

患者の増大に対応する感染症指定医療機関以外の医療機関での受入を促進するため、新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の対象設備について、特定の機器整備に限定せず受入体制の整備に伴う経費を広く補助対象とすること。

また、感染症患者を受け入れる医療機関に対する、実情に応じた診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など、入院病床の確保を強力に後押しすること。

重点医療機関の指定については、「病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者（略）の病床確保を行っていること。」とあり、ここでいう病棟は「※看護体制の1単位をもって病棟とし取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考えに依拠する。」とあるが、ICU等の重症病床や医療資源の乏しい地域の医療機関では、1看護単位すべてをコロナ対応とすると通常診療に大きく支障を来すため、柔軟な取り扱いを可能にすること。

さらに、重点医療機関以外の医療機関の病床確保料の引き上げを行うとともに、感染症病床の確保の在り方を検討すること。

加えて、帰国者・接触者外来を設置する医療機関を含め、感染症患者に対応する医療従事者への特殊勤務手当の支給や医療従事者が感染した場合に支給する手当の新設や、一般患者の受入制限等による経営の悪化に対し支援を行うこと。

○医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設

医療資源を有効かつ効率的に活用できるよう、学会等と連携しながら、感染症

に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る「医療版TEC—FORCE」（仮称）を創設すること。

○ICU拠点の確保

今後の感染症拡大に備え、ICU拠点を整備するとともに、重症患者に対応できる医療従事者の養成に取り組み、特に関西圏における重症患者受入体制を構築すること。

○医薬資器材等の調達支援

マスクや消毒液、ガウン、防護服、フェイスシールドなどの医療資器材が不足しないよう、医療機関等での備蓄に対し財政支援を行うとともに、国から切れ目なく提供される仕組みを構築すること。

また、人工呼吸器、アイソレーター、PCR検査機など、予算があっても調達方法がない資器材等については、国の責任で提供を行うこと。

○在宅療養者等の避難所の確保対策支援

在宅療養者や健康観察者の災害時における避難所確保のため、ホテルなどの民間施設への安全な避難誘導、当該施設の営業再開等に対する恒常的な支援を検討すること。

○保健所機能の強化

感染症法に基づく積極的疫学調査の実効性を担保する法的措置を検討するとともに、保健所の人的補強を行うため、プラチナ保健師をはじめとしたOB・OGの活用など、人的支援のあり方について、さらなる検討を進めること。

また、PCR等検査については、保健所・衛生研究所だけではなく病院内での検査や民間検査機関なども活用した体制の強化を支援すること。

さらに、都道府県と保健所設置市の連携など、組織的な連携が可能な体制の構築を支援すること。

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる増額・拡充

第2波・第3波への対応に向けて、必要かつ十分な感染防止対策ができるよう、緊急包括支援交付金をさらに増額するとともに、交付金のメニューについては、地域の実情に即応した用途に活用できるよう包括的なものとするなど、さらなる拡充を行うこと。

(2) 社会福祉施設等に対する支援

○社会福祉施設における感染対策の強化

・高齢者や障害者が新型コロナウイルスに罹患した場合には重症化しやすく、症状の軽重にかかわらず入院が必要となる一方、例えば障害者についてはその特性から病院での療養が困難な者もいるため、施設内療養が望ましい場合もある。こ

のように、患者発生時には患者の状態を踏まえた対応が必要となるため、施設内療養時の患者や他の入所者の処遇、動線分離など感染防止措置を各施設において適切に実施できるよう、具体的なガイドラインの整備や感染症専門家の派遣体制構築など、必要な措置を講じること。

・あわせて、職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも継続的に福祉サービスが提供できるよう、都道府県等による応援体制構築のための全国統一の行動マニュアルの整備や、社会福祉施設に対する専門的な研修、財政支援など必要な措置を講じること。

○感染予防資材の供給

利用者及び施設職員が感染防御を行い安心・安全に施設利用が行えるよう、マスクのほか消毒液等の資材の備蓄に対し財政支援を行うこと。

○安定的なサービス提供体制確保のための支援

感染拡大時に介護サービス提供を維持するための人材確保のための介護報酬の見直しや新規加算を創設するとともに、その際には利用者負担や保険料増にならないよう必要な経費を国費で措置すること。

○社会福祉施設等の職員に対する処遇改善のための加算の新設等

ア 保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員に対する処遇改善等による加算の新設

今般のコロナウイルス感染症にともなう緊急事態宣言が発される中、社会生活維持のため、保育士や、放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員等は感染リスクに注意しながら業務を続けた。こどもとの密を避けることが困難であり、新型コロナをはじめとした感染症への感染リスクの高い環境下での業務であることから、これに対応した処遇改善等による加算を新設すること。

イ 障害者支援施設、介護施設等の職員に対する処遇の改善

新型コロナウイルスをはじめとした感染症への感染リスクの高い環境下で業務を行う必要がある障害者支援施設、介護施設等の職員について、待遇底上げのための報酬上の加算等を設けることで、人材の確保と感染症への取組に対する支援を講じること。

(3) 水際対策の強化

外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に関西国際空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症拡大時には海外旅行からの帰国者の間での感染確認が相次いだことから、入国後の待機要請の実効性を確保するため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく関係機関が連携した健康観察体制を構築するなど、水際対策を強化すること。

2. 経済の再生・社会生活再建のための取組

○幅広い業種・業態に対応した支援策の実施

感染拡大の防止と経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践の上で業種・業態に応じた適切な支援策が求められる。地域によって異なる産業構造を踏まえた中長期的な支援が可能となるよう、柔軟に活用できる支援策を実施すること。

○雇用の維持・創出

地方の雇用不安を払拭するため、失業者の方に対する仕事づくり事業のみならず、今回はその対象を在職者にも拡充し、年度をまたいで柔軟に運用できる、リーマンショック時を上回る新たな仕事づくり基金制度を創設する等、未来に繋がる雇用創出対策を緊急に講じること。

○サプライチェーンの回復支援

世界各国からの資材・部品等の供給遅延による生産や工事、販売等への影響が生じているため、各企業が実施するサプライチェーン回復の取組に対する支援を充実すること。

○農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に価格が低下する等した農林水産物について、補償制度を拡充するとともに、消費拡大・販売促進対策を強化すること。

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の重点配分及び増額措置

今後の感染拡大の波に備えた医療体制の整備はもとより、経済の立て直しに向けた対策や、ウイルスとの共存社会を見据えた、新しい生活様式を取り入れた社会経済活動の構築などに向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の重点配分及び今後の状況に応じてさらなる増額措置を講じること。

○地方財政措置及び税制改正への対応

新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす消費の落ち込み等により懸念される大幅な地方税の減収や、地方税の税制改正によって生じる減収について、減収を補てんする制度がない地方消費税等の減収に対する財源措置を講じるなど、令和2年度中も含め地方の財政運営に支障が生じないように、適切な財政措置を講じること。

また、令和3年度地方財政計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出特別枠を創設し、その財源となる地方交付税を別枠で増額する

こと。

○公共事業等総需要増強にかかる予算の確保及び早期執行

新型コロナウイルス感染症の拡大により、民間投資や消費等の落ち込みが予想される中、地域経済の早急な回復を図る必要があることから、総需要の増強のため以下の措置を講じること。

ア 公共事業等、官公需の拡大

波及効果が高く地域経済の下支えをする公共事業等の官公需について、規模を拡大するために必要な予算を確保し、早期に執行すること。

イ 民間投資に対する支援

中長期的な経済の回復につながる民間投資を支援するための十分な予算を確保し、早期に支援を行うこと。

ウ 個人消費の回復支援

感染症拡大により冷え込んだ個人消費の回復のための取組を一層拡大し、早期に実施すること。

3. 観光・誘客の段階的促進

○観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進

地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大が一定収束した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など、国内外からの観光・MICE 需要の速やかな回復に向けた誘客のための具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

○官民が一体となった需要の喚起

インバウンドの状況を踏まえて、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業や商店街などを対象とした官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施すること。

○文化芸術活動及びスポーツ活動を通じた地域の活性化

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、地域の文化芸術活動及びスポーツ活動に大きな影響が生じていることから、感染の収束状況に応じて、芸術文化活動やスポーツ活動を通じた地域活性化の取組みに対し支援を行うこと。

4. 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

「非接触」「非対面」等を前提とする「新しい生活様式」の常態化をめざし、進化したデジタル技術や情報通信基盤を活用した感染症の拡大防止や、テレワーク・リモートワークをはじめとする働き方改革の推進へ支援すること。

また、遠隔医療、学校の ICT も含めた遠隔教育、防災、スマート農林水産業な

ど地域課題を解決し、地方においても都市部と同様の社会経済活動を可能とする環境整備を図るとともに、これを可能とする5Gサービス等の情報通信基盤整備を積極的に進めるための措置を講じること。

5. 東京一極集中の是正、分権型社会の構築

○権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制構築

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京一極集中のリスクや、災害など非常時における柔軟・迅速な対応のため、より住民に近い立場で権限を行使できる体制の重要性が改めて認識されたことから、権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制を構築すること。

○首都機能バックアップ構造の構築

新型コロナウイルス感染拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散し、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を推進すること。

○大規模災害に備えた「防災庁」の創設

首都直下地震などの大規模災害に備え、次の機能を担い、高い専門性を有する「防災庁」の創設を検討すること。

ア 事前防災から復興までの総合的な施策の推進

- ・過去の災害経験や知見の蓄積、調査研究の一元化
- ・災害対策専門人材の育成
- ・事前対応から復興に至るまでの取るべき対応のシナリオ化
- ・被災地支援の総合調整

イ 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

感染症拡大や大規模災害により首都機能が制限された場合に備えた、防災の双眼構造のため関西等への拠点設置

○政府関係機関等の移転

新型コロナウイルス感染症等におけるリスク管理上、中央集権体制と東京一極集中を是正し、国土の双眼構造の実現に加えて、地方創生の観点からも実効性のある取組となるよう、国主導による政府関係機関等の移転を推進すること。

○地方への移住・定住の促進

若者や高齢者の田園回帰志向などを踏まえ、二地域居住や世代に応じた移住など居住の流動性を高めるなど、東京への人口集中を是正し、地方への移住、定住の促進を図るための各種支援を実施すること。

また、令和2年度までの時限立法である過疎地域自立促進特別措置法について、

引き続き過疎地域の振興を図るため、新たな過疎対策法の制定等を行うこと。さらに、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」について、過疎地域として引き続き対象とすること。

○双眼型・多極型の産業構造の構築

新型コロナウイルス感染症等危機事案により、リスク分散の必要性が広く認識され、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備や生産活動のバックアップ機能の整備推進、グローバルなサプライチェーンの安定化を図るため、サプライチェーン多元化や国内回帰への支援をすること。

○人・企業・大学等の地方分散の推進

新型コロナウイルス感染拡大の抑制には、東京一極集中の是正が必要であり、東京圏での人口増加の誘因となる工場等の新規立地の抑制や、企業の本社機能等の地方への移転を促進するため、税制上の優遇措置を拡充すること。

また、地方大学の魅力化や定員増など、東京圏に集中する高度人材の地方への還流促進に対する支援制度の充実や、大学・試験研究機関等の地方移転の促進を図るための措置をすること。

○国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が首都機能をバックアップする担い手として、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消、高速鉄道網の整備促進によるリダンダンシーの確保等や社会基盤を整備すること。

提言 ポストコロナ社会に向けて

令和2年7月

ポストコロナ社会兵庫会議

<ポストコロナ社会兵庫会議構成員>

荒川 創一	神戸大学大学院医学研究科客員教授
安藤 忠雄	建築家
家次 恒	兵庫県商工会議所連合会会頭 (シスメックス(株)代表取締役会長兼社長CEO)
五百旗頭 真 (座長)	兵庫県立大学理事長 (公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長
加治佐 哲也	兵庫教育大学学長
金出 武雄	カーネギーメロン大学教授 京都大学高等研究院招聘特別教授
砂原 庸介	神戸大学大学院法学研究科教授
高士 薫	(株)神戸新聞社代表取締役会長
畑 豊	兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科教授
平田 オリザ	劇作家・演出家
南 裕子	神戸市看護大学学長
室崎 益輝	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長・教授

※本提言はポストコロナ社会兵庫会議構成員個人の意見であり、所属する組織を代表する意見ではない。

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は、現代社会に多くの課題を突きつけた。私たちは、これからの社会を単にコロナ前の状態に戻すのではなく、今回の経験と教訓を踏まえて新たな段階の文明社会を模索していかなければならない。

兵庫は25年前の阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げ、災害対処をリードしてきた。いつの時代にも課題を受け止め、先駆的役割への志を示してきた兵庫である。この世界的パンデミックの危機にあって、本会議は兵庫という地域の限定を超えて、日本と世界のパンデミックへの対処、そしてその後の進むべき新たな社会はどうあるべきか、提言する。

なお、以上の想いを共有する12名の本会議構成員は、頻繁な会議を開催し、口角泡飛ばしての討議のうえ、本報告書をまとめるのが通例であろう。しかし、3密を避けるべき状況である。そこで兵庫県ビジョン局職員の労を煩わし、会議構成員へのインタビューなどをしていただいた。その発言を基に第一草稿を作成したが、各構成員の個性的な発言の一部をコラム欄に残すこととした。

座長が草稿全体に加筆修正した。一度も顔を合わせることなくリモートで作成された本報告書であるが、その手段は今回のコロナで重要性が確認されたテレワークやWeb会議ではなく、事務局の細やかなレーバーである。構成員が示された見識とともに、これを多としたい。

ポストコロナ社会兵庫会議 座長 五百旗頭 真

- | |
|--|
| <p>提言1 パンデミック時代の危機管理</p> <p>提言2 デジタル革新の加速</p> <p>提言3 産業の競争力・リスク耐性の強化</p> <p>提言4 分散型社会への転換</p> <p>提言5 社会の絆の再生</p> |
|--|

I 新型コロナウイルス対応の概観

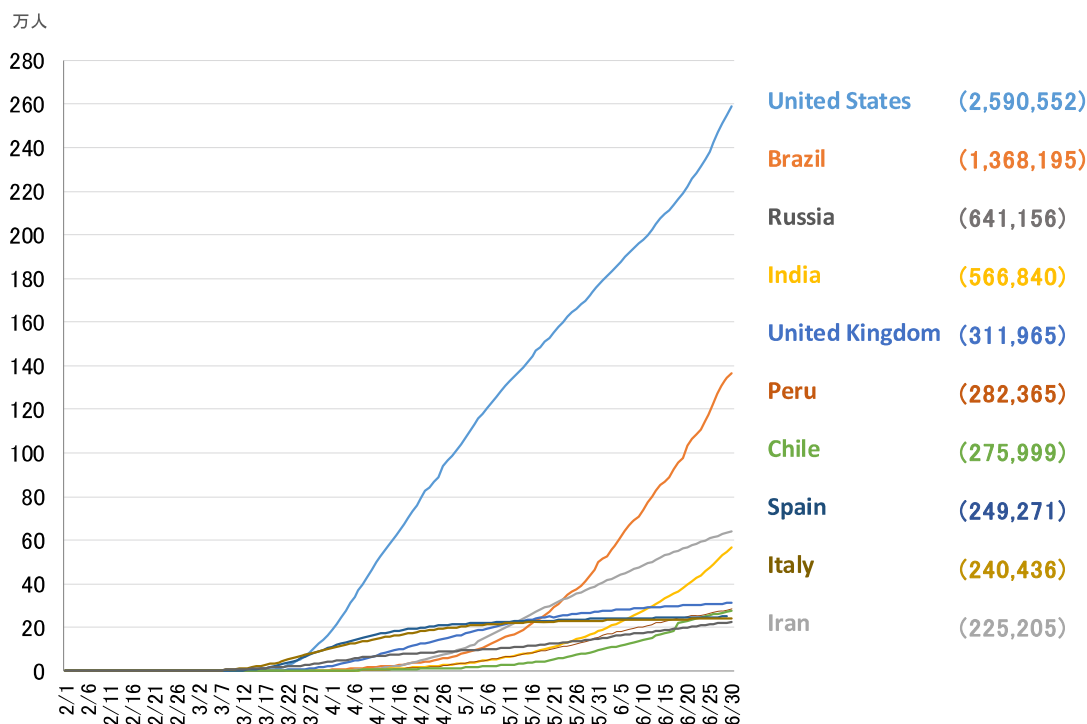
1 世界

——機敏に対応したアジア諸国と強気で破れた欧米

中国が公式に新型コロナウイルスの発生を公表した1月9日以降、香港、台湾、ベトナムは、中国武漢との交通を速やかに遮断するなど徹底した水際対策を実行した。さらに、デジタル監視技術も駆使し、感染者の追跡と徹底した隔離封鎖を全社会的に行った。その結果、現在まで、感染者、死者ともに極めて少ない状態で推移している。

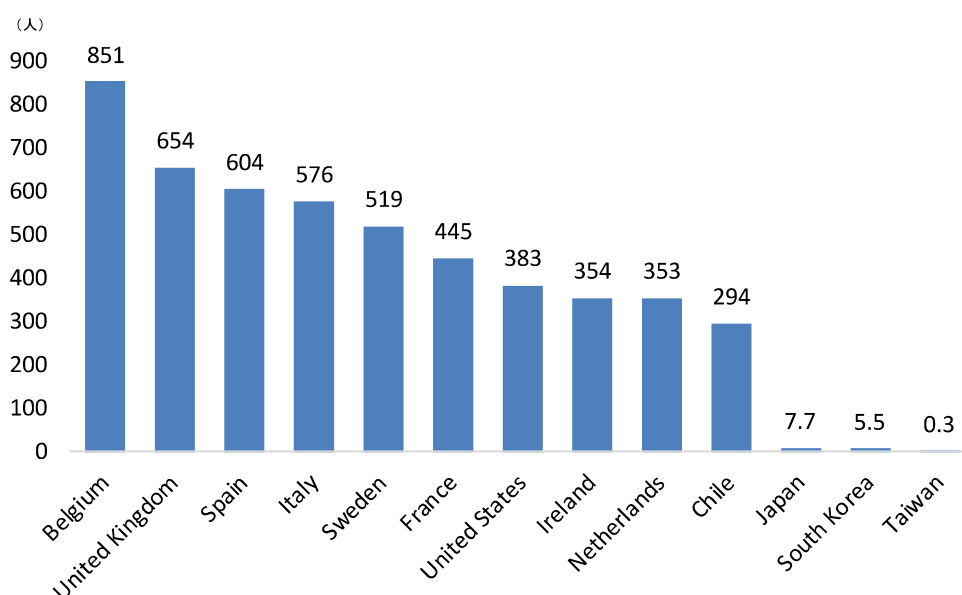
一方で、首相や大統領がウイルスの恐さを認識せず、経済重視の観点から厳しい処分を怠り破れたのがイギリス、アメリカ、ブラジルなどの欧米諸国である。イギリスは世論が二分し初動が揺れた。アメリカは経済格差が大きく、国民皆保険制度を欠く中、気づいた時には感染爆発を招いていた。ブラジルもインドも狭い空間に多数が密集して暮らす地域があり被害が深刻化した。

図1 国別感染者数の推移



資料 欧州疾病予防管理センター

図2 国別100万人あたり死亡者数（2020. 6. 30現在）



資料 欧州疾病予防管理センター

2 日本

——日本はなぜ緩やかな対策で抑え込みに成功したのか。今後の課題は。

日本の感染者、死亡者は現在のところ低く抑えられている。その主な要因は4点考えられる。

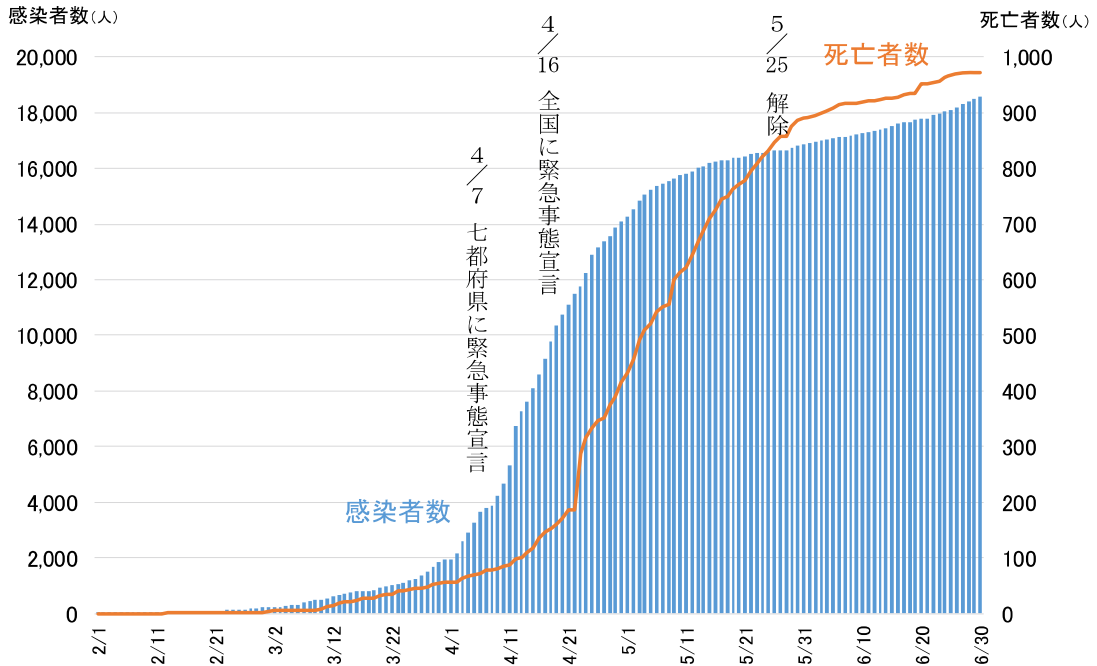
1つは、WHOで感染症対策に長らく従事してきた専門家らが打ち出した日本型対策のパッケージである。感染拠点となったクラスターを速やかに捕捉し、拡散を封じた。また限られた医療体制を守るため、重症者へのケアを重点的に行い、軽症者は自宅や宿泊施設での療養を基本とした。そして「3密理論」を打ち出し、8割接触を減らせば危機を抑制できることを前提に、国民に自制を求めた。

2つには、公衆衛生の水準の高さである。幼少期から、手洗い、うがいなど日常の感染症予防の習慣を教えられてきた。家に土足で上がることはなく、自身の疾患予防と周囲への配慮から多くの人がマスクを着用している。

3つには、柔らかい自粛の要請と国民の協力である。日本は強権国家ではない。都市を封鎖し、外出に対して処罰することもない。国と地方が国民に外出の自粛を要請することを基本とし、社会全体の安全の名において、過度に自由を奪い経済活動を止めることを慎む。そうした中でもほとんどの国民が高い意識を持ち、国と地方の要請を受け入れ実行した。

4つには、格差の比較的小さい公平な社会である。中でも全国民を対象とする公的な医療保険制度により、所得の低い層でも質の高い医療を受けることが可能である。

図3 日本の感染者数と死亡者数の推移



資料 欧州疾病予防管理センター

一方で課題も顕わになった。

1つには、医療現場における検査体制の脆弱さである。2月上旬、全国に帰国者・接触者外来が設置され検査態勢の構築が試みられたが、人員や機材が絶対的に不足し、十分な検査態勢が整っていない。そのため、兵庫県を含む各地の病院で院内感染を招いた。このままでは強毒化したウイルスの再襲来に適切に対処できないだろう。

2つには、政府の意思決定の遅れと対策の根拠の分かりにくさである。外交や経済への悪影響の懸念もあって、初動における入国制限が遅れた。また、科学的根拠をもって感染症緊急事態に対処する制度の不備により、事態発生後に場当たりの対処に傾きがちであり、各地の知事に多くを委ねることになった。

3つにはデジタル化への対応の遅れである。肝心の保健所からの陽性者数の情報集約がいまだにファクシミリで行われているなど、情報通信技術の信じがたい遅れが顕わになった。特別定額給付金の支給は、マイナンバーとの情報連携がされておらず、オンライン申請が混乱した。

3 兵庫

——神戸・阪神の都市部で病院内感染を含むクラスターが発生したが、全国に先駆けて抑制に成功。但馬・西播磨は感染者ゼロ。

兵庫県内では3月1日に初めて陽性者が確認され、4月11日には42名と1日の陽性者としては最大を記録した。3月まではクラスターの確認できる感染者が全

体の9割近くを占めていたが、4月以降は欧米からの帰国者が加わり、感染源が特定できない20～40代の若年層の陽性者が増加した。地域別では、大阪と一体的な大都市圏である神戸・阪神での発生が8割近くを占め、西播磨、但馬は現在も発生が確認されていない。

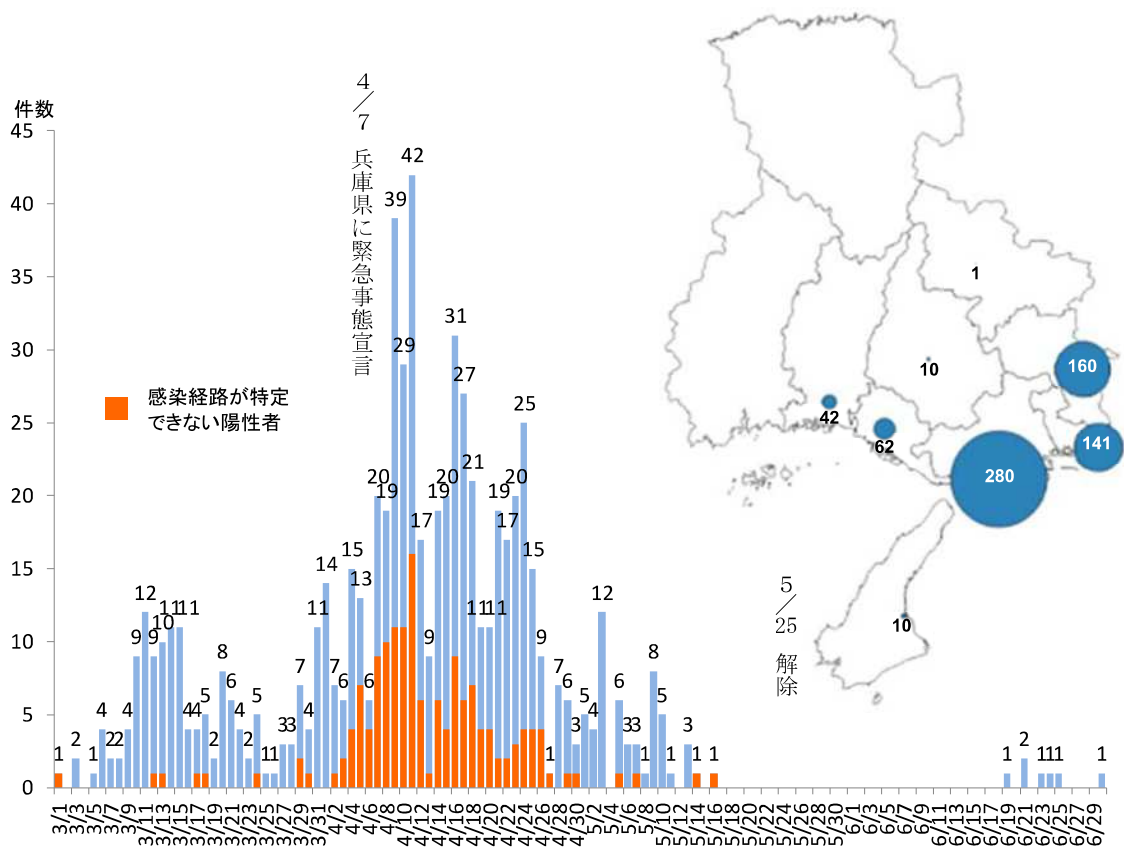
この間、兵庫県は次頁の7点を中心に対策を実施した。

兵庫県の中心的病院において、入院患者の一人がコロナ感染者であったため、36名の院内感染者を出す衝撃的な事件もあったが、全般的な医療体制は堅実であり、感染拡大は1週間でピークアウトし、3週間でほぼ抑制に成功した。また、宿泊療養施設を十分に用意して自宅療養者ゼロを堅持できたことなど、兵庫方式として特筆されてよい。

経済社会活動の制限などについては、全国の方針を基本としつつも、地域的な実情を踏まえた対応を行った。兵庫県内は一つではなく、神戸・阪神と但馬・西播磨の状況は全く異なるのである。

一方で、広域連携には課題を残した。関西圏域で多くの感染者が発生する中、外出自粛・休業要請や医療資機材の融通、PCR検査などは連携が図られたものの、病院間などの具体的な協力までは進まなかった。こうした点を含めて、これまでの対応についてしっかり検証を行い、検査体制の強化はもとより、病床数、宿泊療養室の万全の確保などを実施して、第2波に備えるべきである。

図4 兵庫県内の新型コロナ陽性者数（発生日・県民局）



資料 兵庫県

図5 兵庫県内の新型コロナ病床数と入院者数の推移

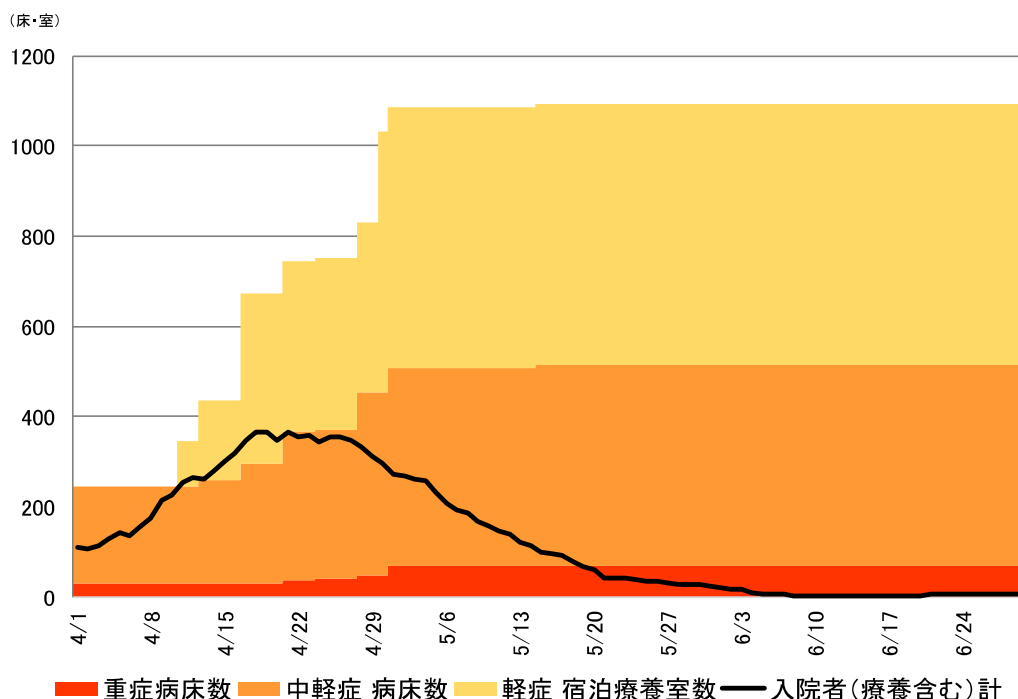


表1 兵庫県内の新型コロナ病床等の空床率の推移

区分	4/1	4/8	4/15	4/22	4/29	5/6	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24
重症病床	73.3%	73.3%	16.7%	13.5%	41.3%	66.2%	74.6%	83.1%	93.0%	94.4%	95.8%	100%	100%
中軽症病床	52.3%	22.2%	0.9%	27.7%	49.3%	68.3%	82.4%	93.0%	93.9%	97.3%	100%	99.3%	98.2%
軽症宿泊室	—	—	73.0%	77.5%	79.4%	91.9%	95.5%	97.1%	99.1%	100%	100%	100%	100%

資料 兵庫県

【参考】兵庫県の対策の7つの特色（兵庫県資料より）

- 1 「対処方針」により対策全体を県民と共有
- 2 公立3病院を中心に「公私立病院ネットワーク」を構築して病床を確保
- 3 全国に先駆けて「入院コーディネートセンター」を設置して入院先を広域調整
- 4 陽性者は入院治療を原則とし「自宅療養なし」
- 5 医療資機材を「長期備蓄」（病院等9カ月分、社会福祉施設4カ月分等）
- 6 再警戒基準を「数値化」（新規陽性者数1日当たり（週平均）10人以上等）
- 7 第2波に備えた「病床等の増強シナリオ」を策定

II ポストコロナ社会のめざすべき方向性

提言1 パンデミック時代の危機管理

人類史は感染症とのつきあいの歴史でもある。古代エジプトでも痕跡が確認されている天然痘、14世紀のヨーロッパ人口の3分の1が死亡したとされるペスト、世界中で死者が2,500万人とも5,000万人とも言われる100年前のスペイン風邪など枚挙に暇がない。

そして今、感染症の歴史は新たなステージに入った。感染症の多くは、動物の宿す細菌やウイルスがもたらす。人類は近年の人口爆発と活動の急拡大によって、それら動物の世界に無用心に近寄っている。ウイルスはひとたびヒトに感染すれば、人類のつくったグローバリゼーションに乗って、短期間に全世界に広がる。100年前にアメリカで発生したスペイン・インフルエンザは、第一次世界大戦中という異常事態を利用し、半年で日本に来たが、この度の新型コロナは、中国が1月9日に武漢での発生を認めてから2カ月のうちに全世界的パンデミックとなった。

日本は新型コロナによる犠牲を、先進諸国の中で例外的に低く抑えることに今のところ成功している。しかし変異し強毒化したウイルスの次なる波の襲来を覚悟せねばならない。そして、たとえ1～2年のうちにワクチンなどの開発によりこのウイルスを抑え込んでも、新たなウイルスはさまざまな動物との接触や北極圏の永久凍土が地球温暖化で融解することによっても、襲来しうる。この現実を前提として、これからの危機管理を考えなければならない。緊急事態に際しての意思決定の仕組みをはじめ、医療・検査体制の強化、自然災害と感染症の複合災害への備えなど、新たな事態に即応しうる総合的な危機管理体制を構築しておかねばならない。

(1) 危機管理体制の再構築

〔総合的な危機管理体制〕

○米国には疾病予防管理センター（CDC）という8500名の人員を擁し、感染症をはじめ人々の健康を脅かすあらゆる危険に対処するための研究を行い、対応策を打ち出す専門的組織がある。韓国にも疾病管理本部（KCPC）があり、国立保健研究院を率いて感染症対処の強力な中軸となる。日本には国立感染症研究所があるが、検体の病理分析を含む研究が中心であり、発生した感染症に対し国の対策づくりを担うものではない。SARSやMERSなど近年の致死率の高い新型ウイルスの脅威にさらされることのなかった日本は、厚労省の平時組織以外に感染症に対処するための固有の常設機関を備えていなかった。

十全な対処のためには、(1)研究基盤、(2)対策づくりの機関、(3)政府の意思決定体制の三者が必要であるが、日本はほぼ(1)のみであった。しかし、(1)+(2)の巨大組織CDCを擁する米国は、日本以上に新型コロナの餌食になった。(3)を代表する大統領が、新型コロナを正しく恐れ重視する素養を持たなかったからである。その点は英国首相やブラジル大統領も同じであり、強気の楽観論で初期対応を怠った政府は、いずれも悲惨な結果を招いている。

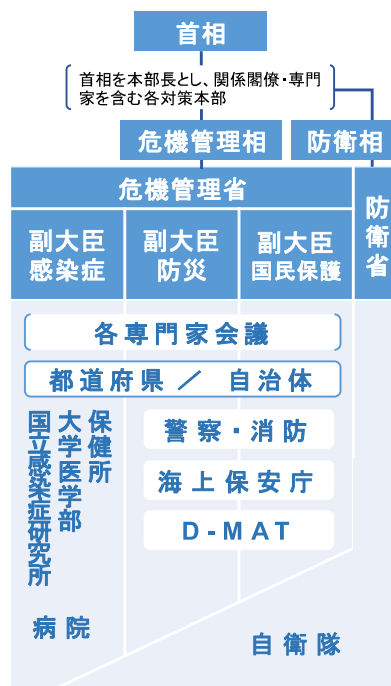
ただ、日本以外の各国政府は、国家非常事態において全体の生存のため個人の

権利を制限する権限を与えられている。戦争に懲りた戦後日本は、そうした非常事態法も、非常時用の組織も回避してきた。ただ災害は頻発するため、災害対策基本法をはじめ、かなり行き届いた災害対処施策を積み重ねてきた。それでも、災害対処のための防災庁すら設立されていない。

防災、感染症、国民保護事態の危機に対処する機関が日本にはなく、事が起こってから組織づくりでは遅れをとりがちである。

緊急事態に際して、首相を本部長とし関係閣僚を本部員とする対策本部において意思決定することになるが、感染症にせよ防災にせよ、高度に専門的性格を帯びる。そのため、日頃から研鑽と訓練を重ねた専門家の代表者が対策本部に参加していなければ、迅速かつ効果的に機能しえない。政治を補佐する参謀本部的な専門機関として、防災庁や、感染症（疾病）対策庁など分野ごとに別個に設ける場合と、総合的な危機管理省（緊急事態省）の中に三部門を設ける選択があろう。その場合の一案を（図6）として示す。

図6 危機に対処するための体制



- 兵庫県は、阪神・淡路大震災の後、防災監を設置して危機管理体制を一本化した。全国に先駆けた取組であり、以降、それがモデルとなって多くの自治体に広がっていった。しかし、自然災害対応を中心に編成されている面があることから、コロナ禍を機に、健康・医療も含めて体制のあり方を再検討すべきである。

[科学的な政策判断]

- 感染症に伴うリスクは多岐広範にわたる。このため、国などの政策判断にあたっては、フェーズに応じて医療分野の専門家だけでなく、政治、経済、教育、福祉、心理学など幅広い分野の専門家の参画を図るべきである。
- 新型コロナはネット社会の時代における初のパンデミックであり、「インフォデミック」とも呼ばれるような、ネット上での誤った情報の拡散による社会の混乱が見られる。新時代の技術は有効に活用されねばならない。一律的な接触機会の強権的禁止といった対応ではなく、ICTを活用した感染経路の特定や感染を防ぎやすい生活様式のAIによるシミュレーションなど、科学的根拠に基づいた対策を行うべきである。

[国際機関の機能強化]

- 世界保健機関（WHO）は、米中の政治対立に翻弄されている。SARSやMERS、新型インフルエンザに対して、WHOは国際的な監視とワクチン・治療薬開発の国際協力体制をリードしてきたにもかかわらず、今回は十全に機能を果たし切れてい

ない。国際的な連携による疾病対処がこれまで以上に急務となる中、迅速な情報共有や実効性ある取組など、WHOの機能強化を図る必要がある。

(2) 医療提供体制の強化

〔医療体制整備〕

- 診断の決め手となるPCR検査機器は、都道府県の保健所や衛生研究所、病院等で整備されているが、まだ十分と言える状況にはない。早急に中規模以上の急性期病院（病床数200床以上）に広く導入し、自施設で数時間以内に結果が得られる体制を敷くべきである。
- PCR検査は結果判明までの時間短縮、抗原迅速検査は感度の改良が望まれる。また、標準化され偽陰性を生じない検体採取法を、マニュアル化などにより啓発・普及させるべきである。
- コロナ患者向け病床を確保した病院はとりわけ経営状態が逼迫している。陽性患者の受け入れによる一般受診控えが生じ、空床確保も収入減につながった。将来の医療提供体制を維持するため、再び感染者・発症者が増加した際には、行政が病床提供病院への適切かつタイムリーな経済的支援を実施すべきである。
- 第2波に備えるため、医療資源としての個人防護具の備蓄、一般病室の転用や医師・看護師等の配置の計画、ホテル等の軽症者・無症状者に対する宿泊療養施設としての転用計画、そしてそれらに伴う支出への公的資金からの補填準備が肝要である。また、重症者救命のための人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）などの高度医療機器の国による購入と適正配備が必要である。
- 今回、重症患者に対しECMOによる治療が行われたが、操作を行う臨床工学技士の数には限りがあり、今後、感染重症者が増加した場合、治療が提供できない恐れがある。技師の養成とあわせて、より簡易に操作が可能な機器の開発を進めるべきである。
- ワクチンおよび治療薬の開発は、まさに喫緊の課題であり、産官学が総力を挙げて迅速に取り組み、日本が世界的急務の一角を支える志と力を示すことが望まれる。
- 兵庫の知的基盤を最大限に活かして感染対策に取り組みねばならない。すでにスーパーコンピュータ「富岳」を活用して、コロナ治療薬候補の発見や飛沫拡散シミュレーションがなされている。また兵庫の企業は、唾液によるPCR検査キットの実用化など、新たな技術を創出している。引き続き兵庫は先端科学技術基盤や医療産業等の集積を活かし、国内外に貢献することが求められる。
- 今般、医療機関等が蓄積した様々な医療データを基に、AIによる重症化リスクの分析やコロナ肺炎のAI画像診断のシステムを開発するなど、新たな技術を活用した感染対策を進めるべきである。

「新興感染症に対応した医療施設」(荒川委員)

今後新たに建築される医療施設は、新型コロナのような新興感染症患者を隔離管理でき、一般患者と動線が交差しない構造を有することが望ましい。また、既存医療施設においても、ヘパフィルター付き可動式空気清浄パーテーション、車椅子型アイソレータ、病室陰圧化のた

めの医療用テントなど、あらゆる感染防止機材を駆使した対策を必要時に実践できる準備を進めなければならない。

これらのインフラを整備することは、多様な医療を必要とするすべての傷病患者が、安心して受診できることに直結する。

〔医療従事者を支える環境整備〕

- 旧日本の伝統であった不眠不休の敢闘精神は感動的であるが、合理的に限界をも認識すべきである。激務の続く緊急時に医療崩壊を起こすことがないように、例えば、6時間勤務4交代制とし、高いアメニティの中で休息をとれる環境をつくるなど、医療従事者の免疫力をも高めうる勤務体制を構築すべきである。また、報酬引き上げ等の処遇改善も必要である。
- 医療従事者への温かい励ましがあつた一方で、医療従事者の身近に生活している人々の理解が得られず、辛い思いをするケースが散見された。また、病棟の患者が陽性者であると分からずにケアをし、感染が広がった事例も見られた。感染が懸念される入院者や医療従事者に対するPCR検査の実施と、医療従事者に対する理解の促進に力を入れるべきである。
- 新型コロナの影響で看護学生は病棟での実習ができない状況にあり、このままでは臨床を経験せずに現場に出ることになる。医師と同様、看護師についても国家資格を取得した後の研修制度を設けるべきである。

「阪神淡路大震災の教訓を踏まえた看護師の勤務環境」(南委員)

阪神・淡路大震災の時に学んだにも関わらず、今回生かせなかったと反省していることがある。

当時、被災地での支援活動は、朝から晩まで働き、それを何か月も続けることが当たり前だった。ある日、アメリカ人の看護師から、「あなたたちは72時間ががんばったら休むべき。他の人が来るのだから」と言われた。その時は「現地人間が休むなんて」と思って聞いていた。

SARSのとき、中国のある病院の看護長は、

育児や介護を行う必要のない若手・中堅層の看護師たちをピックアップしてホテルに滞在させ、6時間勤務4交代で現場を回した。自宅には帰れないが、アメニティの高い場所で過ごせるよう配慮されていた。

今回のコロナ対策でも、支援住宅など看護師が休む場所が準備されたが、アメニティは必ずしも高くなかった。医療崩壊を生じさせないためにも、医療従事者の免疫力を維持していくための環境づくりが重要である。

(3) 防災知見の感染症への準用

〔緊急時対応の法制化〕

- 自粛の要請や指示にとどまらず、緊急時に必要な場合には国や自治体がより強

力な権限を持ち、公共の福祉が私的な自由を制限することがある、という方向で危機管理法制の再整備を進めるべきである。ただし、民主主義社会にあつては、緊急事態が過ぎれば自由権は速やかに回復されねばならず、緊急時の国家的対処により個人が不利益を蒙った場合は適切に補償されねばならない。緊急事態条項を盛り込む改憲論は時間がかかるので、プラグマティックに必要な法体制を整備し、具体的に感染症対処能力を高める必要がある。

- 緊急時対応の法制化にあたっては、災害対策基本法等の既存の災害法制を参考にし、準拠することが望まれる。コロナ禍を災害と位置づけることで、自宅待機の指示（災害対策基本法）、在宅避難者への食糧等配送（災害救助法）、特別の財政助成措置等のより強い対応（激甚災害法）が可能になる。

〔自助・共助・公助による防疫力向上〕

- 防災・減災と同様に、社会の防疫力を高めるには「自助」「共助」「公助」が求められる。自分の命は自分で守る「自助」は、一人ひとりが体調管理をして健康な体を維持し、マスクの着用、手洗いの徹底などを行い、何よりも密を避けること。地域等で助け合う「共助」は、配食サービスや一人暮らし高齢者への声かけなど。行政等による「公助」は、医療・検査体制のほか経済的支援の枠組みも含めた社会システムの整備である。こうした重層的な防疫力向上の取組を早急に進める必要がある。
- 人との接触回避が求められたことも原因ではあるが、今回、「共助」の部分が弱かった。地域コミュニティの活動のほか、ボランティアの居場所もなかった。しかし、クオモニューヨーク州知事の「来たりて助けよ」の呼びかけに1000名近い医師・看護師が全米から身の危険を冒して駆けつけた。イタリアでは、バイオリンを奏でオペラを歌って、医療関係者に感謝し人々を励ますミュージシャンがいた。マスクやフェイスシールドを手作りして贈る人々も世界各地にいた。密接禁止状況でも、こういう人々の心馳せに感銘を覚えぬおれない。
- 応援・受援の体制整備が必要である。看護師による電話相談支援や軽症者等宿泊療養施設での対応など、自然災害と同様に、今回も関係者の応援が力となった。しかし、応援の動きは大きく広がらなかった。今後、接触することなく支援するための取組を研究する必要がある。

（４）避難所革命

〔避難所のあり方の見直し〕

- 避難所は単に雨風をしのげる場所（お救い小屋）という古来の発想から、3密を避け、快適で健康を保てる先進社会の空間という視点に立って、避難所そのものの基準を作り変えるべきである。
- 3密を回避するためにも、避難場所は公的施設で屋内といったことに拘らず、ホテルなど広く民間施設の活用や公園等の屋外施設の利用も検討すべきである。

「避難所の基準を日常的に健康を保つ場として考え直す」(室崎委員) _____

そもそも日本の避難所の基準はおかしい。阪神・淡路大震災の際もぎゅうぎゅう詰めだった。快適な避難生活を送るためのシステムはどうあるべきかという議論が必要である。

イタリアの避難所はゆったりとしたテント村にあり、上等なキッチンカーが来て食事が配られる。それが先進諸国の常識。避難する場所があり、雨も当たらないのだから狭い環境でも我慢すべきというのではなく、健康な状態を保つ場として基準を見直すことが必要だ。それは必

ずしも屋内でなくてもいい。

もう一つは安全性を確認した上での在宅避難をベースにしながら、どうしても避難が必要な人だけ避難所に来る仕組みに作り替えるべきである。それが基本になっていれば、感染症が広がっている時でもわざわざ避難所を作り変えたり、増やしたりする必要はない。

真に必要な人に避難場所を提供するという本来の姿に戻すことが重要である。

提言2 デジタル革新の加速

非接触や外出自粛が求められる環境下にあって、経済社会の生命線となったのが情報通信基盤である。テレワークやオンライン教育が突貫工事のごとく進められ、未来につながる新しい暮らしや働き方の壮大な実験にもなった。災いを福に転じることができる。

一方で、日本社会のデジタル化が、諸外国に比べて大きく立ち遅れていることが改めて露呈した。デジタル通信設備の能力増強や、デジタル行政の推進、デジタルリテラシーの向上など、今こそ全社会を挙げて本気で加速させなければならない。併せて、接触通知アプリやマイナンバー制度の活用の際に壁となった、個人データの利用を巡る議論も早急に進めることが求められる。

(1) 働き方・暮らし方のパラダイムシフト

【テレワーク】

- 「人と人との接触を最低7割、極力8割減らす」と呼びかけた緊急事態宣言の発令に伴い、在宅勤務やオンライン会議が急速に広がった。半ば実験的な状況での導入であったが、「システムの使い勝手が良かった」「通勤負担が軽減した」「不要・無駄な仕事の削減につながった」など、実践者の評価は総じて高い。感染拡大時の特例として終わらせることなく、これからは当たり前の働き方の一側面として推進すべきであり、環境整備が特に遅れている中小企業への支援や、労働時間管理の柔軟化、成果で処遇するジョブ型雇用の導入等を進める必要がある。
- いくらテレワークが進んでも、リアルな出会いがもたらす価値が変わることはない。「同じ釜の飯を食う」ことが一体感を醸成し、親密になることで忌憚のない話ができるようになる。大学における少人数のインタラクティブなゼミも欠くことはできないように、職場における緊密な人間関係によって交わす情報の深さが変わる。従って、創造の火花はリアルな出会いから生まれ、それを炎にする作業をリモートで行う。こうしたリアルとリモートのハイブリッドな働き方を広げていくべきである。
- オンライン会議は臨場感に欠け、相手の反応を見ながら駆け引き交渉すべき重要な局面では使いづらいというデメリットがある。しかし、価値観・方向性を共有できているチームのやり取りには効率的なツールであり、広く取り入れていくべきである。

【オンライン教育】

- オンライン教育はこれから一層重要となる。導入にあたっては、オンラインか対面かといった択一的思考ではなく、知識・情報はオンラインで得て、少人数のゼミなどのディスカッションは学校で行う「反転授業」のように、双方の良さを活かし、学習者が主体的に学びを進めるのに効果的なハイブリッド化が求められる。学校現場、教育委員会、大学、企業等が協働して理論的・実践的な研究を進める必要がある。

- 学校教育におけるオンライン化の推進にあたっては、対応を個々の教員任せにせず、教員養成段階におけるICT活用、すべての教員を対象としたオンライン教育やWEB教材の活用研修など、研修機会の充実を図るべきである。
- オンライン教育が普及するにつれ、単に知識や情報を得る場としての学校の存在意義は低下すると考えられる。教師と生徒個人間のインタラクティブな関係を重視する学校教育のあり方についても再評価していく必要がある。
- 社会人となっても新しい知識を絶えず学び続けることが大事である。これまで世界的にみて低調だった日本の社会人の学び直しとやり直しを拡充するためにも、対面と遠隔を合わせた生涯教育のシステムを構築すべきである。

「接触回避が子ども達に与える影響と健全な成長のための取組」(加治佐委員)

コロナ禍によって、あらゆる場での3密の回避が求められている。子ども達がお互いに触れあいながら学び、遊ぶことが制限され、コミュニケーション能力の低下が懸念される。家庭内暴力や児童虐待の顕在化、ゲーム・SNSの使用の長時間化、学習機会の減少による学習遅れなど、子ども達に与える影響は計り知れない。さらに、子ども達への支援ニーズの増大による教員の疲弊などの問題も生じている。

いま求められるのは、コロナ禍を生きる子ども

達、ポストコロナ社会に円滑にソフトランディングできるための取組である。人との接触回避により失われる子どもの能力を補完する支援、子どもへのカウンセリング、家庭内暴力や児童虐待を防止するための相談機能の充実、経済格差の進行により十分な栄養をとれない子どもへの支援、ゲーム・SNSの害から子どもを守る予防教育の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極活用など、幅広い支援が求められる。

【オンライン診療・看護】

- 感染拡大防止の一環としてICTを利用したオンライン診療が推進され、特例として初診患者にも保険適応がなされている。本システムは、病院に出向かず在宅診療を受けられ、医療過疎の問題への一つの対処にもなるなど、メリットが大きい。一方で、対面診療に比べて顔色や表情などが読み取りにくいといった課題も残っている。今後、ICT環境のさらなる整備や、診断の精度を高める手法の開発、診療報酬の充実等を進めるべきである。
- 在宅等のコロナ軽症者には看護師は電話で対応しているが、言葉だけでは十分な対応が取れない危険がある。顔の表情も見て急変も感じ取れるオンライン看護を拡げるべきである。これは訪問看護ステーションの効率的な運営にも寄与する。

【医療データの活用】

- ゲノムをはじめ人間の医療データをヒストリー化したビッグデータを個人が持てば、病気を未然に防いだり、最適な治療法に近づく可能性が高まるであろう。ただ、医療機関等が持つ膨大な医療・健康データが共有されていないのが現状であり、医療や検査の現場におけるデータ活用体制の整備を急ぐべきである。

「デジタル社会には良質なデータが必要」(畑委員)

研究機関は、良質なデータの取得に苦労している。

医療・健康分野でも、AIによるビッグデータ解析や、シミュレーション分析などにより、健康管理の高度化や、先制医療、創薬など幅広い可能性が広がっているが、現状では医療機関が有している膨大なデータが共有されてい

い。

データ提供の効果やセキュリティ面など、データを出すメリットと課題についてもっと社会全体で議論すべき。

国の対応はブレーキとアクセルを両方踏んでいる状況。研究機関が良質なデータを使える環境を早急に整えるべきである。

【オンライン面会】

○患者にとって家族の励ましは提供される医療に負けず劣らず欠かせない。しかし今回は、院内感染防止の観点から、入院患者への家族の見舞いが制限された。また、家族に看取られずに亡くなる孤独死を招いた。これは死者の権利を損なうものである。病院をはじめ、老人福祉施設や障害者支援施設等においても、オンライン面会や窓ガラスを隔てた面会システムなど、入院・入所中に家族と面会が可能となる環境を早急に整備すべきである。

【オンライン芸術鑑賞】

○ライブエンターテインメント界のネット配信の拡がりに対し、当初は生の舞台への客足減少が懸念されたが、実際にはそれを通じて本物を見たい人が増える効果があると分かってきた。一方で、本物の価値（価格）が上がり、誰もが気軽にリアルな芸術に触れられなくなる懸念がある。子どもたちや鑑賞機会の少ない地方の人たちに届けられるよう、文化政策の充実が必要である。

「デジタル行政は機会ではなく、それがなければ危機」(金出委員)

日本社会において行政手続きほど非効率非生産的なものはない。「正確さ」「本人確認」「対面審査」などが、デジタル化されない理由として挙げられるが、それらの要素はデジタル化と相対する概念ではない。デジタル行政の推進は、単に市民の利便性だけでなく、膨大な税金の無駄遣いをなくし、本当に必要なサービス等にマンパワーやコストを集中させるといった観点からも不可欠である。

米国では、ビザ・旅券・公的年金の申請手続

きはすべてデジタル化され、写真の大きさ、背景、眼鏡の有無のような規格の充足判断についても、まずAIプログラムによって行われる。最後の対面審査・発給のみオフィスに出かける必要があるが、きわめて短時間で済ませることができる。

Digital Governanceは機会ではなく、(それをしなければ)危機であると認識しなければならない。マイナンバー制度はデジタル行政の基本である。

(2) 情報通信基盤の抜本強化

〔高度な通信設備能力の整備〕

- 今回、緊急的にテレワークやオンライン教育が広まったが、現在の通信機能水準は不十分である。これらが本格的に社会に浸透するには、同じ空間にいるかのような現実感ある機能の一般化が前提となる。そのためには、日本中どこでも誰でも同質の高度なデジタル通信サービスの提供を受けられる環境整備が不可欠である。
- 全家庭に高度な通信設備が行き渡るまでの間は、当面の現実策として、地方都市の駅前などに一級の設備とセキュリティ能力を備えたテレワーク共用設備を設置するなど経過的な施策が必要である。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）という概念が先行しているが、掛け声倒れになってしまっただけではいけない。民間任せにせず、国や自治体がデジタル投資を社会基盤整備のための公共投資と明確に位置づけ、より積極的に支援することで、今まで何年もかかっていたものを一気に呵成にやるくらいの大胆かつスピード感ある取組を進める必要がある。例えば、六甲山など都市の特定エリアに行政が主導して一気に5Gの環境を整備することも有効である。何よりも、供給側都合ではなく、利用者目線に立って、抜本的なデジタルシフトを進めるべきである。

(3) デジタル社会と個人情報

〔接触確認アプリの活用〕

- 接触確認アプリはコロナ対処に極めて有効であることが外国で実証されており、技術的に見てプライバシー侵害の懸念を減ずることは可能である。多くの人がアプリを入れるようにするためには、情報管理の仕組みを十全に整え、それを丁寧に説明する必要がある。

〔マイナンバー制度の活用〕

- マイナンバー制度は税の公平負担、年金管理、個人の医療データの管理など、国民にとっての利点は明らかである。国民の利便性向上に向け、銀行口座との紐づけだけでなく、税や社会保障の情報を集約する基盤としてさらに利用を進めるべきである。同時に、収集された情報を厳重に管理するとともに、その情報によって個人が不利な扱いを受けないようにする体制を整備する必要がある。

「行政の事態把握能力とプライバシー」(高土委員)

市民が身を守ろうとするときに必要な情報が不十分にしか提供されず、それが憶測情報の氾濫を招く一因にもなった。

必要なのはまず、行政が事態を正確に把握する能力を持つこと、そして情報を開示すること。その中で、プライバシーとの兼ね合いが問題になる。

韓国では、政府の疾病管理本部がスマートフォンの位置情報、クレジットカードの使用履歴、監視カメラ情報などから感染者の行動経路を把握し、公表した。感染者と接触して無症状な人には2週間の自己隔離を指示し、隔離場所を離れた場合にはスマホが警報を発し、違

反すれば罰金まで科した。ここまでもいま、韓国は第2波の兆しにおびえている。コロナウイルスは、それほどやっかいなものだという証左だろう。

こうした韓国モデルを日本に導入することは非現実的だが、彼我の違いはあまりに大きい。新たな感染症が流行したとき、主にスマホが記録する個人の位置情報などをどこまで行政が把握するのか、どこまで公開するのかの議論は必要だ。監視社会ではなく新たな安心社会を形成するために、行政が事態を把握する力を持つ必要がある。

提言3 産業の競争力・リスク耐性の強化

今回の医療崩壊リスクの一つに、マスクやガウン等の海外依存があった。国内の生産活動においても、部品や材料の供給を特定の国に過度に依存していた結果、滞る事例が多発した。効率性のみには重きを置くのではなく、弾力性や安全保障の観点も加味し、バランスの取れたサプライチェーンに再構築していく必要がある。

また、感染拡大で生活様式が変わる中、デジタル化の進んでいる企業ほどレジリエンスが高いことも明らかとなった。テレワークやインターネット販売、生産工程の自動化等を上手く進めてきた企業はダメージを軽減させている。Society5.0時代を迎える今、企業の競争力はもとより、リスク耐性を高める上でも、AIやIoT、ロボットなど新技術の導入を加速することが求められる。

先の「提言2」において、コロナ・パンデミックが日本社会に否応なくデジタル革新を強いたことを記したが、先端技術を積極的に取り込むことによって、日本経済は前進を遂げることができるし、そうしなければならないことを、ここで強調したい。

(1) 経済再生への安全網強化

〔緊急経済対策〕

○苦境にどう耐えるかが当面の課題である。コロナショックの影響は震災時やリーマンショックよりもさらに厳しいと言わざるを得ない。今後、感染再拡大の防止と経済活動をいかに両立させていくかが重要になる。地域経済を支える産業が根絶やしになることは絶対に避けなければならない。まず事業継続・雇用維持を最優先とし、特に体力の乏しい中小・小規模事業者の支援に最善を尽くすべきである。

○パンデミック終息には長期間を要することは言うをまたない。コロナと共生しながら、平常の経済活動を徐々に取り戻していくことにならざるを得ない。その中で、仕事や新しい需要をどうつくっていくかが大事な課題となる。まず失業対策など国全体で万全のセーフティネット支援を講じるとともに、雇用の裾野が広い公共投資の執行を進めるべきである。

〔サプライチェーンの再構築〕

○今回のマスクやガウン、人工呼吸器をはじめとした海外からの物資途絶の経験は、より強靱なサプライチェーンを再構築すべしとの教訓を残した。このため、国民の生存に必須の物資などは、国産比率を高めていくことが求められる。しかし、それには一定の物理的・コスト的限界があり、また国内への極端な集約はリスクでもある。大切なのは、物資の特性を踏まえて適切な措置を組み合わせることであり、調達先の多様化、備蓄量の拡大、各国間での経済安全保障の連携強化等も含めた対応を進めることである。

「交流を支える空港の重要性」(家次委員)

今回の感染拡大がパンデミック化したのは、急速な交流人口の拡大が要因の一つだが、ポストコロナにおいて、人の移動や交流が縮小するという短絡的な答えに至ってはいけない。今後、人や企業は、これまで以上に、バリューがあるものを選別する一方、いざ必要と見定めれば時間やお金を投資していく。

リアルに人や経済が動くための環境整備は不可欠であり、MaaSや自動運転など最新の

テクノロジーを取り入れながら、賢くインフラ整備を進めていかねばならない。

中でも、空港は、地域経済を回復軌道に乗せるための重要な社会インフラであり、足下では航空需要が低迷しているものの、兵庫・神戸、関西全体の中長期の成長戦略を描くためにも、関西3空港の機能強化は、検疫体制強化など安全確保への投資も含めて着実に進めていかねばならない。

(2) テクノロジーの導入加速

〔兵庫の先導的役割〕

○兵庫には、医療産業都市や水素、ロボットなど次世代産業が集積し、スパコン「富岳」やSPring-8などの先端科学技術基盤が立地する。兵庫県立大学はAIを社会に活用する社会情報科学部を昨年創設した。加えて、医・産・学の連携も実績を重ねている。規制改革も進めつつ、これらの強みをより積極的に活かすことにより、ポストコロナ社会における社会課題解決やイノベーション創出に貢献すべきである。

○生まれた時からインターネットやスマホが当たり前にある「デジタルネイティブ」と言われる今の若者が、ポストコロナ社会の最前線で活躍できる場を整備しなければならない。そのためには、5GやAI、IoTをはじめとするデジタル技術の実装を兵庫の産業で加速し、そこに若者やスタートアップ企業のダイナミズムを加えるべきである。これによりシナジー効果が発揮され、イノベーションの創出が期待される。

〔デジタルリテラシーの向上〕

○デジタル革新において日本が世界に後れを取っている一つの原因は、デジタル技術に対するリテラシーの不足である。デジタル化によって様々な課題解決の可能性が広がっているとの認識が弱く、またICTを使いこなす力が不足しているため、日常のサービスの不便さ、理不尽さに問題を感じない。それが、デジタル革新のアイデアを日常生活から生み出すことを難しくしている。デジタル技術は新時代をつくる産業の源泉であり、全ての人が持つべき基礎的スキルであるとの認識に立って、そのための教育を推進すべきである。

〔若い力の活躍〕

○将来に希望をつなぐ意味でも、特にスタートアップを守りたい。借入金で事業を興した若者が多く、コロナ禍で苦境に立たされている者も少なくない。しかし、明けない夜はなく、コロナ後の世界にはビジネスチャンスも広がっているはずである。夢をついばんでしまわないよう、しっかりと支えていくことが重要である。

「コロナ危機がもたらすもの」(五百旗頭委員)

コロナ・パンデミックは、進行しつつあった社会変化を概して加速する効果を持つと思われる。一方で、印鑑行政や手書き原稿、あるいは職場丸ごと宴会など、衰退しつつあった社会慣行とそれに伴う産業の凋落は速まるであろう。他方、先端的新技術に駆動された産業は躍進を遂げる。その中間に、内外の交通、観光、宿泊など、コロナにより1年、2年の落ち込みはあ

っても正常化とともに必ず再生する(V字回復ではなくU字回復の)業種もある。

コロナはグローバル化に足払いを食らわせたが、中長期的に見れば、グローバル化は人類社会の必要である。一時の危機の中で精神を乱し、自己破滅の行動に走らないことが、個人についても国家関係についても最も重要ではないだろうか。

提言4 分散型社会への転換

首都への過度な人口集中によって全国の地方が限界集落化し衰退すること、そして首都直下地震の危険が迫っていることを理由として、一極集中の是正と地方分権化の必要が説かれて久しい。

この度さらに新型コロナの感染拡大は過密大都市ほど深刻で、一極集中型社会の脆さを明らかにした。他方、テレワークやオンライン会議といった働き方の拡がりには、求める住まいの条件を、オフィスへの距離から解放しつつある。

こうした動きを契機として、分散型社会への変化を期待したい。それは、人々が自分の価値観に合わせて、住む場所やライフスタイルを選択できる社会である。国においては、より大胆な地方への移住・定住施策が求められる。また兵庫においても、都市と農村の近接性を活かした二地域居住、多彩な芸術文化活動や生涯スポーツなど、豊かな時間を求める人々に応える環境づくりを先導して進める必要がある。一極集中の是正を求めるだけでなく、地方が自らの魅力と尊厳を確立することが肝要である。

(1) 大都市集中の是正

〔大胆な地方分散政策〕

- 今回のテレワークやオンライン会議の広がりは、リスクの高い東京に集まらずともやれるという経験でもあった。今こそ、危機に強い社会を創るため、実効性のある地方分散政策を大胆に講じるべきときである。大企業の本社機能や大学・研究機関の地方移転は不可欠であり、国はこれを後押しする政策を強力に進めるべきである。また、全国各地に魅力ある学びの場を整えるために、地方の公立高校の強化、特色化に力を注ぐべきである。
- テレワークに適しているのは、製造系よりもホワイトカラーのデスクワークであることが今回明らかとなった。このことを踏まえて、企業誘致の力点を変えるべきである。但し、その場合、知的領域のバックグラウンドとして必要となる大学や研究機関、生活を充実させる文化・娯楽施設等の移転・誘致も合わせて進める必要がある。大都会から移住する人々に、空き家となった古民家を改修して提供することができれば、それは日本史における生活文化革命の意義をも帯びるであろう。魅力あるコミュニティと自然の中でのゆったりした住居で子育てする若い人々の群を日本社会は持つべきではないだろうか。

「過去30年の経済至上主義の矛盾が顕在化」(安藤委員)

60年代より日本では、都市機能の一極集中が進んできた。高度成長期に地方から労働力が都市部に集中し、これら勤労者の居住地が都心から周辺の県へ同心円状に広がっていった。そして、郊外の居住地から都心の会社へ、1～2時間の通勤時間を使い定時出勤、定時退社、そして都心部の夜の街での飲食の生活を繰り返してきた。こうした生活パターンにより、地域社会や家族との絆は徐々に失われてきた。都心の周縁地域ではコロナ以前から、相次ぐ自然災害で被害を受け続けている。歴史を無視し都心に向けて建設された人工都市の脆弱さが露呈した。

こうした現代日本人の生活における経済至

上主義の矛盾は、今回のコロナ禍の直撃でさらに明確に顕在化した。わずか数か月間にかかわらず、家族が顔を突き合えず生活でストレスが生じたことによるDVや離婚騒ぎ、感染者や医療者などへの差別行為、人とふれあうことへの忌避行動など人々の間に分断が生じた。もし、過去30年間で経済活動至上主義の生活が見直されてきていれば、コロナ禍に対してもっと柔軟に日本社会は対応できていたであろう。今回を契機として、都市集中型社会を見直し、テレワークやオンライン会議といった新しい技術を取り入れながら、新しい社会環境の在り方を考えていく必要に迫られている。

(2) 新しいライフスタイルの創造

〔家庭や地域での時間の充実〕

- 今回の外出自粛生活の中では、家族や地域とのつながりの大切さが再認識された。今後、テレワークの浸透によって家庭や地域で過ごす時間が増える中、その時間をどう充実させていくかが人生の満足度を左右する大きな要素となる。家族との団らん、地域とのつながり、新たな学びや趣味の時間など、ライフスタイルをより豊かなものにするための後押しを社会全体で進める必要がある。
- 日本では共働きが進んだ今も、男性の家事・育児時間は先進諸国の中で際立って短く、女性が過度に負担している状況にある。テレワークの浸透によって、通勤や残業、会食の機会が減少し、男女の在宅時間に大きな差がなくなる中、家庭における男女の役割分担を根本的に見直すべきである。

〔豊かな住環境〕

- 兵庫県は、旧五国からなる地域の多様性、都市部と多自然地域の近接性といった強みを活かし、テレワーク等の新たな働き方や暮らし方の実践、質の高い生活空間の形成、空き家を活用した二地域居住などを自ら強力に推進すべきである。
- 職住一体、職住近接が増える社会では、緑環境、景観、静寂性など、身近な生活環境の質がこれまで以上に求められる。インフラの量的な整備から、生活空間の質を高める取組へのシフトをこれまで以上に進めるべきである。

「これから求められるのは良質な価値ある住宅」(砂原委員)

今回、イギリスで感染が広がった理由の一つに、狭い家に多くの人が住むという、日本よりも密な住宅事情があった。商店や駅へのアクセスといったこれまでの住宅の価値ではなく、これからは住宅そのものの価値(広さ、構造、気密性等)が高まるであろう。

人口が減少するなかで、新築住宅が増える

こと自体、議論があるが、ある程度住宅を建てるのが社会構造に埋め込まれているなら、例えば、新築住宅に対する最低面積規制といった仕組みを導入することも検討すべきではないか。

行政としてもこうした良質な住宅を広げるための支援の充実が必要である。

【豊かな自然の中での教育】

○デジタル化が進む中で、ますます大切になるのが人間性の豊かさを養うことであり、その一つとして子どもの屋外活動の機会の充実が求められる。兵庫の特長を活かし、例えば自然学校を大幅に拡充して、子どもたちが1か月間、多自然地域に滞在するといった取組を進めてはどうか。オンライン授業を充実させ、自然の中で伸び伸びと暮らし、学べる環境をめざすのも良い。また、兵庫県は20年以上前から中学生が社会を体験するトライやる・ウィークを実施してきたが、その展開は都会と農村部の双方を精神的拠点とする人間形成に資するであろう。

【芸術文化拠点の分散】

○ヨーロッパでは、各州、各県に劇場、オペラハウス、劇団があるが、日本は東京一極集中の傾向が強く、文化面から地方それぞれの魅力を支えていない。地域に芸術拠点があり、創造集団がある。そういう多様性、重層性を確保しておくことが重要である。兵庫県は阪神・淡路大震災からの創造的復興の一環として、西宮の芸術文化センターやHAT神戸の県立美術館などを建設し、被災の悲惨な中で心豊かな県民生活を目指した。この度のコロナ襲来は、たまたま日本海側の豊岡市に国際観光芸術専門職大学(仮称)を創設する時と一致した。東京ではなく、一地方の小都市に芸術文化の創造拠点を築く試みとして注目に値するのではないだろうか。

「各国の芸術文化政策」(平田委員)

文化政策は、国ごとに伝統、歴史が反映される分野なので、いろいろあってよい。ドイツは劇場の力がしっかりしている。大きなオペラハウスだと、800人、1000人と雇用している。公共ホールとして雇用しているから今回のような事態が起きて、あまりジタバタなくていい。

フランスは個人主義の国で、芸術専門家の失業保険制度が整備されている。過去12か月

に約500時間働いたアーティスト、フリーランスのスタッフは、一定の所得が補償される。フランスには才能のある人間が経済的な理由で他に行くことは国益を損なうことだという考え方があるためである。

直ちには難しいと思うが、日本も徐々にその方向に近づけていくべきだ。

提言5 社会の絆の再生

国際的に見て、日本はPCR検査も少なく、政府に外出禁止を命ずる権限もない。なのに何故コロナの感染者、とりわけ死亡者が限られているのか。「ファクターX」（山中伸弥教授）はまだ確定されておらず、多くの要因が関係しているものと考えられるが、その中で経済社会的要因の重要性を強調したい。

冷戦終結後、バブルはじけての経済不況の中で、フリーターや非正規社員が増え、経済格差の拡大が指摘される。それは事実であるが、国際比較の中で日本はもっとも格差の少ない社会の一つである。1980年代の新自由主義以降、米国では少数の富裕者に富が集中し、中産階級が細る傾向が顕著となり、それは90年代以後のグローバル化の波に乗ってさらに拡散した。他方、日本は戦後史を通じて、国民皆保険を実現し、生活保護や福祉年金の制度を整え、中小企業対策や農業振興に留意しており、社会のセーフティネットは北欧諸国などに次いでしっかりしていると言えよう。そのことが、コロナに対する抵抗力を支えたのではないか。日本の感染症専門家が、クラスターたたきの方策や3密理論などで対処の方向を示したが、大多数の国民が政府の「要請」に協力したのは、格差が少なく、国民の認識力が高く、国民的一体性の基盤が存在したからであろう。コロナ禍は、その意味で社会の絆、コミュニティの大切さを改めて教えたと言えよう。

(1) 格差の少ない公平な社会

〔セーフティネットの充実・再編〕

- 今回、改めて明らかになったのは、経済格差の大きな社会は危機に脆いという事実である。米国では感染状況が貧困層や人種問題とも連動しているとも指摘され、ブラジルやインドでは狭い空間に多数が密集して暮らす層に感染が広がっているとされる。こうした事態を生まないためにも、セーフティネットの充実や要援護者への支援強化など、格差の少ない社会づくりを進めるべきである。
- 日本の社会保障は企業中心に編成されているために、フリーランスなど雇用関係によらない労働者の生活を直接的に保障する機能が弱い。社会保障制度や労働法制の見直しなど、フリーランスの労働環境整備を進めるべきである。

(2) コミュニティの再生

〔人がつながるサードプレイスの創出〕

- Stay Homeの呼びかけの中で、ハウス（物理的な家）はあっても、ホーム（帰るべき場所）のない人が相当数いることが明らかになった。ホームレス支援の活動家によれば、人は物理的な家がなくなることよりも、話し相手がいなくなる状況の方が落ち込むとのこと。今回の自粛を通じて、家族や友人のいない人たちの孤独が増し、膨大な精神的ホームレスを生んだ。人と人のつながりを早急につくる必要がある。
- ゲマインシャフト（血縁・地縁）やゲゼルシャフト（企業等の利益共同体）による結びつきが弱まっている。これから求められるのは、人々が各々の関心のも

とに結びつくゲノッセンシャフト（関心共同体）を通じた社会的包摂である。音楽によってつながる、サッカーによってつながるといった、サードプレイスのような形で、家族や企業とは別の新しいコミュニティを再構築していく必要がある。

(3) 不寛容の打破

〔他者に対する想像力〕

○命の次に大切なものは一人ひとり異なる。音楽で救われている人もいれば、スポーツ観戦が何よりも楽しみな人もいる。しかし、緊急時になると、文化やスポーツを求める人を攻撃する動きが表れる。他者が何を大切にしているかについての想像力が求められるのではないか。グローバリゼーションは、一面において世界の多文化の接触をもたらしたが、国の内外で異なる価値観をもった人に対し想像力を働かせられる心を持つ人づくりを進める必要がある。

〔誹謗中傷への対応〕

○今回、SNSでの誹謗中傷や攻撃が見られたが、それは自粛生活の反動で、自分は不自由な生活に耐えているのに、という思いから他罰的な行動が生まれたのではないか。大切なのは社会のシステムで、あまりにひどい誹謗中傷はSNSから削除する仕組みをきちんと整備すべきである。

○SNSであからさまな誹謗中傷は許されるべきではないが、その発信内容の公益性、公共性は事後的にしか判断できない。表現の自由と名誉毀損の線引きについて、専門的な第三者機関が事後的に判断する仕組みを検討すべきである。

「シンパシーは得意だが、エンパシーは苦手な日本人」(平田委員)

シンパシーは自然に出てくる感情、弱者に対する同情。これももちろん大事だが、これから大事になってくるのがエンパシー。エンパシーとは、英語で最近よく使うようになってきたが、異なる価値観、文化的背景を持っている人が、なぜそう言ったのか、なぜそういう行動をしたのかを理解しようとする態度であり、技術のこ

と。これは、学校教育できちんと養わないといけない、というのが欧米の主流の考え方。レイディみかこの近著「ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー」にもよく出てくる言葉。日本人は、シンパシーは得意だが、エンパシーは苦手と言える。

(4) 国際社会の連帯

〔世界の連帯した対処〕

○グローバル化が極度に進んだ今、感染症の押さえ込みには国家を超えた地球レベルでの連帯が欠かせない。ところが、欧米世界の2010年代には、移民の津波を嫌って愛国的ポピュリズムの潮流が支配的であり、自己中心的、排他的で不機嫌な攻撃性が目立っている。コロナに際しても、米中対立の激化やWHOに対する米国の非難など、逆に世界は分断を深めている。コロナはグローバリゼーション

ンを利用して短期間に世界へ拡散したが、人類はそれに劣らない国際連帯をもって対処せねばならない。我が国から連帯と共生のメッセージを強く発信すべきである。

- 感染症のワクチンや治療薬等は、WHOの主導により世界が連帯して開発を進め、特許権は国連が一元的に管理するなど、世界・人類の共有財産とする新しい仕組みの検討が必要である。
- 兵庫県は友好関係にある広東省・海南省との間でマスクを寄贈し合った。2月上旬に中国で感染が広がった際に兵庫から送り、その後日本で拡大した時期に両省から寄贈された。長年にわたって交流を続け、リスペクトし合う間柄だからこそできることであり、引き続き世界との交流を深めるべきである。

結び 「人間の安全保障」

コロナ・パンデミックという人類史的チャレンジに対して、世界各国は苦闘している。日本の対応はいかにあるべきか。パンデミックに対処し、強毒化した次なる波に備えることから論じつつ、コロナの先の社会のあり方に多くの紙数を費やしてきた。

オンライン化、Web化、デジタル化は、コロナから逃れるため密集を避ける必要から不可避の急務となった。遅れがちだった日本の新技術への対応を、この機に急速に進めることを説き、進んでAI活用の先端技術をもって競争力ある経済社会を築くことを一方で強調した。

だが、IT・AIおぼけになれば済むわけではない。他方において、心の豊かさを含む人間性を全体的に支える社会を築くのでなければ、人々は自分の地、自分の国を愛することができない。国民皆保険があり、誰も見捨てない社会への信頼と安全安心があって初めて人々は憩うことができる。

コロナの挑戦に対するわれわれの応答は、先端技術を臆することなく取り込み、乗り越えることであるとともに、愛するに足るわが社会の人と人の絆を大事にし、人間性を高めることである。国家間の対立はコロナに対する答えではない。コロナは国家がどこであるかを問わず、一人一人への命への挑戦である。それに対しては、小渕恵三首相や緒方貞子氏らが唱導した「人間の安全保障」がもっとも適切な応答であろう。コロナ禍への対応を通じて、自由で創意に富み、人々にあたたかい、心豊かな社会の再構築がかえって進むことを期したい。

新型コロナウイルス感染症第1波における対応の総括

1 対策本部の開催等による情報共有

関西で初となる患者が確認された1月28日に新型コロナウイルス感染症対策準備室を設置し、国内の発生状況、各構成団体における検査可能検体数、入院可能病床数などの情報共有を進めた。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえ、3月15日以降対策本部会議をTV会議システムも活用して6回にわたり開催し、圏内の感染状況および各構成団体の対策等について共有を図った。

これらの情報共有のもと、第1回本部会議(3/15)、緊急事態宣言発表後(4/8)、緊急事態宣言解除後(5/28)といった節目ごとに、広域連合としての感染症対策の方向性について申し合わせながら取組を進めてきた。

(共有した内容)

発生状況等	感染者の現状及び感染経路、クラスターの発生状況、新規感染者数と感染経路不明者数、主要都市の人口変動分析、宣言解除期の人口10万人に対する感染者数(1週間平均)
対応方針	構成団体が実施している対応・対策、特定警戒都道府県の対処方針、緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針(解除の判断基準、外出自粛・イベント開催自粛、府県立学校、府県立施設)
医療体制	検査体制・能力・実績、帰国者・接触者外来設置状況、医療機関向け相談体制、協議会の設置状況、都道府県調整本部の設置状況、宿泊療養施設の確保状況、帰国者・接触者相談センターの設置状況、一般相談窓口の設置状況、病床・人工呼吸器等の状況、感染症対策物品の確保状況
その他施策	医療従事者等支援のための新型コロナウイルス感染症対策基金一覧、構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況(経済・雇用対策、教育対策、社会・福祉対策、終息後の地域活性化対策) ※国の1次・2次補正後

(申し合わせ)

- ・関西広域連合による新型コロナウイルス感染症対策(3/15)
- ・新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ(4/8)
- ・関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言(5/28)

〔成果・課題〕

構成団体の長が直接顔を合わせ、日々変化する情勢に対する認識や各自治体における取組を情報共有することにより、各構成団体における感染症対策の充実につながり、とりわけ府県間での調整が求められる休業要請等の緊急事態措置を実施する上で、互いに参考とすることができた。また、適時の申し合わせにより、関西圏が一体となって取組を進めることができた。

2 広域的な医療連携

第1回対策本部会議において、関西防災・減災プラン（感染症対策編）に基づき、医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携の支援、広域的な患者受入支援を行うことを申し合わせた。以降、感染者受入病床数、保有医療資器材等の状況を共有しつつ、下表のとおり広域患者受入調整方針を策定するとともに、医療資器材の広域融通等を実施した。

区分	内容・実績
医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市からの要請に伴い、鳥取県からサージカルマスクを1万枚支援（3/10） ・滋賀県及び兵庫県に鳥取県からフェイスシールドを2,400枚支援（5/12） ・転院が困難な重症・重篤者への医療人材支援調整のため、「ECMO ネット」との連携を推進
検査の広域連携	和歌山県からの要請に伴い、大阪府が150検体の検査を受入れ（2/20）
広域的な患者受入体制の連携	構成団体間において広域医療局が一元的調整窓口を担う「広域患者受入調整方針」を策定（概要） <ul style="list-style-type: none"> ・比較的症状が安定している「中等症患者」を調整対象とする。 ・患者搬送に必要な機材の規格・能力等を考慮し、安全に患者搬送を行うため、原則として、通常、搬送期間が片道1時間以内の場合を広域調整の範囲とする。 ※「無症状病原体保有者・軽症者」についても広域的な調整を進める。

〔成果・課題〕

資器材等の融通については、各構成団体の自主的な備蓄や、民間団体からの寄付に加えて、ひっ迫した際の相互支援の仕組みとして役割を果たした。

今後、感染が再拡大した場合には、若者の感染が増加していることから、宿泊療養施設の広域融通の検討も含め、関西広域連合として広域医療連携を推進する。

また、各構成団体及び連携県の対応を振り返り、第1波におけるノウハウを共有するとともに、以下の方針に基づき、感染再拡大に備えた検査・医療提供体制の確保に努める。

区分	第1波における課題及び第2波に向けての対応方針
1 検査体制等 (1) 検査体制	<ul style="list-style-type: none"> ・第1波において増員、民間検査機関の導入、抗原検査の活用等体制の強化を図っており、第2波においてもこれまでの取組を進める。 ・広域連合における「検査の広域連携」の申し合わせも踏まえ、今後は可能な限り幅広くに必要な検査を行うことができる体制を確保。
(2) 保健所の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、積極的疫学調査の実施など、保健所の業務の増大に対し、退職保健師の登用、外部委託など体制強化が図られている。 ・クラスターの早期発見のため、HER-SYSなどICTシステム、国の接触アプリ、府県市の追跡システムの活用や、府県間をまたぐ感染者への対応など府県市の連携をさらに進める。
2 医療提供体制 (1) 医療機関・調	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会・入院調整本部において、DMAT、災害医療コーディネータも参画し、調整を実施。

整本部	<ul style="list-style-type: none"> 空床状況等に関する ICT システムを活用しつつ、第 1 波で課題となった疑い患者や、妊産婦や障害者、透析など特別な配慮が必要な方の受入れについて関係団体との綿密な調整を進める。
(2) 軽症者の対応	<ul style="list-style-type: none"> 当初、施設・人員の確保等に課題があったが、関係団体との連携により各府県において宿泊療養施設を確保し、今後も継続。 退院（退所）時の PCR 検査の要否について構成団体によって対応が分かれるため、国に科学的根拠の明示と国民への説明を求める。
(3) 院内感染対策	<ul style="list-style-type: none"> コロナ患者の入院対応を行わない医療機関において感染防止対策に課題が見られた。 府県市間で事例を共有し、専門家の派遣や注意喚起を行う。
3 介護保険施設における施設内感染対策	<ul style="list-style-type: none"> 感染防護用品の不足や、感染が起こった場合の人員確保、入所者を受け入れる医療機関・施設に課題があり、感染症ホートチームの派遣や、人員確保に関する関係団体との協議等の対応を行った。 引き続きホートチームの派遣、平時からの対応、事例等の共有を行う。
4 医療物資	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 波に備え、各府県市における備蓄・調達、圏域内企業での医療物資の生産を進めている。 府県市において重要な医療機関を把握し、必要な需要を見極め、バランスをとった配分を行うとともに、広域連合として「医薬品・医療資器材の広域的な融通」の申し合わせに基づき連携を行う。

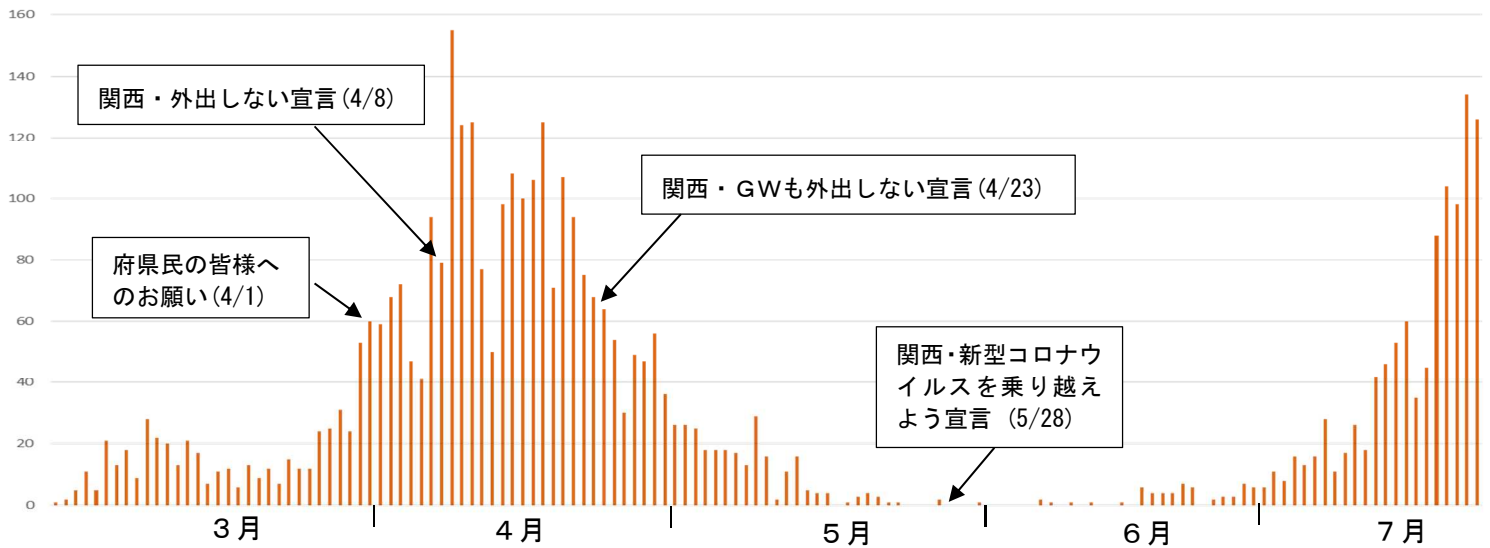
3 府県民・事業者への統一メッセージの発出等による外出・往来自粛要請

一つの交流圏である関西圏において、一体的に外出や往来自粛等に取り組むため住民へのメッセージを発出した。

4 月初旬には若年層の春休み中の活発な活動が感染を拡大していることが認められたことから特に若者にターゲットをあてたメッセージを発出した。また、兵庫・大阪における緊急事態宣言発表を受け、特に府県域を越える広域自治体として、4 月 8 日に府県を越える往来自粛を強く呼びかける「関西・外出しない宣言」を発出した。さらに、緊急事態宣言の全国拡大を経て 4 月 23 日には、行楽シーズンであるゴールデンウィークを前に、府県民には帰省や旅行を控えること、事業者には休業要請の遵守、テレワーク等による通勤者の 8 割削減を呼びかける「関西・GWも外出しない宣言」を発出した。

区分	内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い (4/1)	全国的に感染の急拡大が見られる中、都市部など人口密集地との不要不急の往来自粛を求めるとともに、特に活動が活発な若者に慎重な行動をとるよう呼びかけ。
関西・外出しない宣言 (4/8)	緊急事態宣言の発表を受け、府県民へ徹底的な外出の自粛、府県を越えた往来自粛を要請。
関西・GWも外出しない宣言(4/23)	ゴールデンウィークを控え、府県民に対して帰省や旅行を慎むことや、事業者に対して休業要請の協力、通勤者の大胆な削減等を要請。

関西圏における新規感染者数の推移（3月～）



〔成果・課題〕

関西が一体となった適時の呼びかけとともに、構成団体間での円滑な連携・調整により、感染者数の大幅な縮減に貢献することができた。3月下旬の連休の際の外出自粛要請については調整が不十分な面も見られたが、緊急事態宣言後は適切な調整が図れた。情報発信にあたっては、集客施設、高速道路会社等との連携により効果的な広報に取り組んだが、各構成団体と緊密に連携した更なる発信の強化が求められる。

4 事業者への休業要請

緊急事態宣言対象地域となった大阪では4月14日、兵庫では4月15日から、特定警戒都道府県に追加指定された京都府では4月18日から休業要請を実施した。施設の使用制限は各府県の権限で行うものであるが、休業要請対象に府県によって違いがある場合、開業している店舗等へ他府県からの移動が生じることが懸念されたため、経済圏域が一体である3府県において要請内容を整合させる調整を行った。

また、休業要請の対象となった特定の施設を利用する目的で大阪・兵庫から周辺府県への人の移動が生じたことから、4月15日に府県を越える往來の自粛を呼びかける「関西・外出しない宣言」の徹底を改めて呼びかけた。

〔成果・課題〕

休業要請にかかる3府県間の調整をはじめ、近隣府県間の個別調整はそれまでに関西広域連合の対策本部会議を重ねていたことで円滑に進んだ。また、休業要請実施府県から周辺府県への人の移動についても迅速に対応することができた。

各自治体の感染状況等に違いがあるため、関西圏で一律の社会活動制限基準の設定は行わなかったが、府県間の調整により、整合を図りつつ各府県の事情に応じた適切な対応ができた。今後も、各府県が適切に基準を設定することについて共通認識し、その認識のもと府県間で個別調整を行う必要がある。

5 水際対策の強化

3月中旬以降、米国をはじめ、アジア・欧州の検疫強化対象地域からの帰国者による感染事例の増加が見られた。入国制限対象地域には保健所等による健康フォローアップ制度があったが、検疫強化対象地域には、入国後の自宅待機が帰国者の自主性に任されていたことから、国に対して、帰国者の健康観察体制の充実などの水際対策の強化を求めた(3/19, 27)。また、海外からの帰国者およびその家族等に対し、実効性ある自宅待機を行っていただくようメッセージを発出した(3/26)。

〔成果・課題〕

7月1日現在、欧米・アジアを含め128か国・地域が入国拒否対象地域に指定され、その他の国は検疫強化対象地域とされているが、検疫強化対象地域における健康観察体制については具体的な措置が講じられていない。今後国は、入国拒否対象地域のうち、感染状況が落ち着いている国に対し入国規制の緩和に向けた協議を進める方針だが、関西国際空港という水際を抱える圏域として、緩和にあたっての感染防止対策の実効性確保について引き続き申し入れを行う必要がある。

6 国への要望・提案

感染症対策の現場で直面する課題について、全国知事会等とも連携を図りながら、適時に国へ要望・提案を行った。

3月19日には、世界的感染拡大を踏まえて水際対策を強化するとともに、感染患者の増加に伴い、入院調整に支障が出る恐れがあったため、無症状者・軽症者の病院外での措置を求めるなど緊急の要望を行った。

加えて3月27日には、水際対策の強化を再度要請するとともに、医療専門人材の地域偏在が大きいことから医療専門人材の広域融通制度の創設などを求めた。

また、緊急事態宣言の全国拡大後(4/23)は、医療体制への負荷が日増しに大きくなる中で、医療体制の確保を図るため、国公立民間を問わず患者受け入れを促進すること、診療報酬・空床補償の拡充等による医療機関の支援などを求めるとともに、感染拡大収束には事業者の幅広い協力が不可欠であったため、休業要請の影響を受ける事業者への救済措置や家賃負担の軽減等を求めた。

区分	主な内容
新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3/19)	<ul style="list-style-type: none">・関係機関が連携した帰国者の健康観察体制の充実など水際対策の強化・無症状病原体保有者・軽症者の病院外での収容、医療資機材等の迅速な供給など感染症患者に対する適切な医療実施体制の確保・社会福祉施設等に対する感染予防資材の供給・雇用助成金の弾力的運用、特別貸付の手續簡素化など地域経済活性化への支援・消費者への適切な購入行動の呼びかけなど国民生活の安定確保
新型コロナウイルス	<ul style="list-style-type: none">・帰国後の待機の徹底や、検疫所から保健所への通報による関係機関

ルス感染症対策に係る要望 (3/27)	連携強化など水際対策の強化 ・医療専門人材の広域融通制度の創設、医療機関の診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など医療体制の確保 ・自由度の高い交付金の創設など大胆かつ柔軟な経済対策の実施
新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案 (4/23)	・国公立民間問わず感染患者受け入れ促進、更なる診療報酬の特例措置、空床補償の拡充、院内感染防止対策の推進に向けた検査態勢の充実など医療体制の確保 ・休業要請対象事業者への国による損失補償、収入が減少した事業者の家賃負担軽減の制度化、雇用調整助成金の助成率・上限引上げなど効果的な事業者等への支援 ・社会福祉施設の感染防止措置およびサービス提供継続に向けた支援 ・感染症情報をエリアメールの対象に加えるなど国民への注意喚起の徹底 ・新しく制度化された交付金の迅速な執行に向けた手続きの簡素化 ・各自治体が予見性を持って対策を進められるよう緊急事態宣言継続・解除の時期や区域等の基準の明示

〔成果・課題〕

全国知事会や各構成団体とも連携して国に働きかけることにより、雇用助成金の助成率・上限額の引き上げや、医療機関の診療報酬の加算などの制度改善が実現したほか、国の補正予算により自治体が対策を実施するための新たな交付金制度が創設された。

今後も引き続き国の動きを注視しつつ、感染防止策と社会経済活動の両立に向け、より限定的かつ効果的な社会活動制限や、医療検査体制の更なる充実等にむけた予算確保について引き続き積極的に提案していく必要がある。

7 関西の経済団体との連携

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、全国的に医療資機材が不足するとともに、医療・検査体制がひっ迫する恐れが高まった。関西広域連合は4月27日に関西圏の経済団体に医療物資・資器材の増産及び流通拡大を依頼したが、関西経済連合会及び関西経済同友会では、会員企業に支援を呼びかけ、増産・流通拡大にとどまらず、多数の物資提供があった（寄付13社、購入の紹介1団体）。

また、関西経済連合会では「関西・新型コロナウイルス医療体制支援基金」を設置して会員企業に寄付を呼びかけている。

（寄付・購入紹介申出実績（6月末日現在））

寄付等品目	数量	企業・団体名	配布先
N95 マスク	1,200 枚	小野薬品工業(株)	京都府、兵庫県
	10,080 枚	三井住友信託銀行(株)	全構成府県市
	3,360 枚	(株)カナエ	京都府、大阪府、兵庫県
	1,000 枚	(株)三井住友銀行	滋賀県
	※700 枚	(特非)SKC 企業振興連盟協議会	兵庫県

マスク (N95 マスクを除く)	3,000 枚	S k y (株)	京都府、大阪府、兵庫県
	100 枚	日本生命保険相互会社	兵庫県
	2,000 枚	築野食品工業(株)	ドクターヘリ運航スタッフ用
	10,440 枚	(株)ファルコホールディングス	全構成府県市
	4,840 枚	住友電気工業(株)	京都府、大阪府、兵庫県
	10,000 枚	パナソニック(株)	堺市
	※10,000 枚	(特非)SKC 企業振興連盟協議会	兵庫県
ゴム手袋	4,800 組	住友電気工業(株)	京都府、大阪府、兵庫県
シューズ カバー	400 足	日本生命保険相互会社	兵庫県
防護服	100 着	日本生命保険相互会社	兵庫県
	27 着	住友電気工業(株)	京都府
	270 着	小松貿易(株)	京都府
防護服キット	1,000 着	(株)三井住友銀行	鳥取県
クレベリン	8,128 個	大幸薬品(株)	希望のあった構成府県市 (8府県市に配布)
業務用空気 清浄機	10 台	(株)クボタ	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、徳島県

※は購入紹介

〔成果・課題〕

寄付のあった医療物資等については、本部事務局連携推進課・広域医療局の調整により、特定警戒府県を中心にニーズに応じた配分を行い、国による供給や各府県による確保を補完する重要な役割を果たした。引き続き経済団体との連携により官民一体となった感染症対策を進めていく。

8 第1波収束後の対応

5月28日に、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着、次なる波に備えた医療・検査体制の整備、感染者や医療従事者とその家族の人権侵害・風評被害の防止、関西経済の活性化や社会経済活動の維持・強化などに取り組む「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を採択した。同時に、店舗等における事業再開と感染防止の両立を応援するため、感染拡大の予防を呼びかける店舗等用の共同ポスターテンプレートを提供した。

〔成果・課題〕

宣言後しばらく新規感染者の発生は小康状態を保っていたが、6月中旬以降、再発傾向が続いている。観光・誘客の促進など経済回復に軸足を移す施策を進めようとする矢先に慎重な対応が求められるに至っている。

これまでは外出・イベント開催自粛・休業要請など一律の対応をとってきたため、経済面への深刻な影響を及ぼした。今後の息長く続く新型コロナウイルス対策には、ターゲットを絞った効果的な対応が求められる。

9 総括

関西広域連合では、「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」に基づき、発生初期から感染期・小康期までの各フェーズに応じて、円滑な情報共有の下、府県民・事業者への統一メッセージの発出や広域医療連携、国への要望・提案などに取り組んできた。この結果、首都圏よりも早く、5月21日に関西府県全域で緊急事態宣言が解除された。

関西圏が歩調をあわせた取り組みにより、効果的に感染者の大幅削減に貢献することができた一方で、国による8割接触削減という呼びかけのもと、幅広い年齢層や業界に対する一律的な行動自粛や休業要請により、地域社会・経済に深刻な打撃を与えた。

今後は、クラスター発生リスクの高い事業所における感染防止対策の徹底や、高リスク者である高齢者等の命を重点的に守る対策等、感染防止対策に万全を期するとともに、併せて社会経済活動の維持・向上に向け、構成団体間の情報共有をもとに関西が一体となった取組を進めていく必要がある。

令和2年7月22日
関西広域連合

新型コロナウイルス感染症第1波への対応を踏まえた 「次なる波」への取組の方向性

関西広域連合では、関西で「緊急事態宣言」がすべて解除されたことを受け、5月28日に、息長く続く覚悟を持って感染症に強い地域づくりに取り組むため「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を採択した。しかし、小康状態を保っていた新規感染者が関西圏でも再び増加に転じ、急速に拡大しつつある。

関西広域連合として「次なる波」に的確に対応していくため、第1波における関西広域連合の対応を振り返り、そこで明らかになった課題を踏まえて、関西広域連合及び構成団体が連携して実施する今後の取組の方向性について、以下のとおり申し合わせる。

1 第1波への対応の総括

関西広域連合では、「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」に基づき、発生初期から感染期・小康期までの各フェーズに応じて、円滑な情報共有の下、府県民・事業者への統一メッセージの発出や広域医療連携、国への要望・提案などに取り組んできた。この結果、首都圏よりも早く、5月21日に関西府県全域で緊急事態宣言が解除された。

関西圏が歩調をあわせた取り組みにより、効果的に感染者の大幅削減に貢献することができた一方で、国による8割接触削減という呼びかけのもと、幅広い年齢層や業界に対する一律的な行動自粛や休業要請により、地域社会・経済に深刻な打撃を与えた。

今後は、クラスター発生リスクの高い事業所における感染防止対策の徹底や、高リスク者である高齢者等の命を重点的に守る対策等、感染防止対策に万全を期するとともに、併せて社会経済活動の維持・向上に向け、構成団体間の情報共有をもとに関西が一体となった取組を進めていく必要がある。

2 「次なる波」への取組の方向性

(1) 府県民一人一人の自覚ある行動の促進

次なる波を抑えるため、府県民には、「3つの密」を避け、マスク着用や手洗い励行など日常生活の中での基本的な感染予防に取り組むこととともに、特に次の点に注意して自覚ある行動をとるよう協力を求める。

- ① 発熱や咳、のどの違和感や味覚・嗅覚の異常がある場合は、外出を控えること。
- ② 夜の繁華街の接待を伴う飲食店（キャバクラ、ホストクラブ等）など、最近クラスター源となっている施設の利用には、特に注意を払うこと。業種別ガイドラインを守っていない店の利用は控えること。
- ③ 東京都など感染が再拡大している地域への外出や行動には特に注意すること。
- ④ 多人数での飲み会は控え、飲食時に大声で会話をしないこと、回し飲みをしないなど十分に注意すること。
- ⑤ 陽性者との接触可能性等の情報を通知し感染拡大を予防する、国の接触確認アプリや自治体が提供する追跡システムを活用すること。

(2) 事業活動での感染防止対策の徹底

次なる波を抑えるため、事業者に対し、事業活動には感染拡大の危険が常に伴うことを自覚し、事業所及びその周辺における顧客・従業員等による「3密」の発生防止など、特に次の点に注意して事業活動を行うよう協力を求める。

① 業種ごとの感染防止対策の徹底

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、店舗等の利用者の追跡システムを活用するなど、感染防止対策を徹底すること。特に、夜の繁華街の接待を伴う飲食店等においては特段の対策を講じること。

② 感染拡大を予防する「働き方」の定着

第1波で導入が進んだ在宅勤務（テレワーク）、分散出勤、サテライトオフィスなどを、感染拡大を予防する新しい「働き方」として定着させる、

③ イベントにおける感染防止対策の徹底

全国的・広域的な祭り、野外フェス等については、感染状況を踏まえつつ慎重に開催可否を検討し、開催する場合にも3密を避け、人と人の距離を十分に保つなど感染防止対策を徹底する。

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、府県への事前相談を行う。

(3) ターゲットを絞った対策

① 感染による重症化リスクの高い人に感染させない配慮

現在感染増加がみられるのは若年層であるが、若年層は、比較的、重症化する割合が少なく、無症状者も多い。一方で、感染による重症化リスクが高いの

は、高齢者や基礎疾患を抱える人である。このような層に感染を拡大させてしまうと、一気に重症者が増え、命の危険にさらされることになるため、特に重症化リスクの高い人へ感染させないことに重点を置き、高齢者等に対しては他の人に接するとき以上に感染予防への配慮を促していく。

② クラスタ発生リスクの高い事業所における感染防止対策の徹底

これまで一律の休業要請を行ってきたが、実際にクラスタが発生したのは、ライブハウス、カラオケ、夜の繁華街の接待を伴う飲食店、居酒屋等、一部の類型に集中している。今後は、このようなクラスタ発生リスクの高い事業所に重点を置いて取り組むこととし、こうした施設には、感染防止のガイドラインを順守した感染防止策の徹底を求める。

(4) 次なる波に備えた検査体制・医療提供体制の強化

① 検査体制の強化

医師が必要と認める場合や、特にクラスタ発生リスクの高い施設で患者が発生した際など、可能な限り幅広くPCR検査受診の要求に応えられるよう、ドライブスルー方式による検査の拡充や唾液検体によるPCR調査、抗原検査、民間検査機関の活用など、迅速な検査に向けた体制の強化を図る。

② 保健所の体制強化

保健所は陽性者の行動履歴の確認など積極的疫学調査に重要な役割を果たすことから、クラスタの発生等、調査対象数が急増した場合にも円滑に対応できるように、保健所の体制強化に引き続き取り組む。

③ 医療提供体制の強化

ア 医療機関との連携のもと、新規陽性患者状況に応じて段階的に医療体制を強化するシナリオをあらかじめ設定して患者受入体制の確保・強化を図る。また、医療機関の経営や医療従事者の負担軽減に配慮した対策を進める。

イ 妊産婦や透析患者など、特別な配慮が必要な患者や、疑い患者を受入れる救急医療機関等を設定し、実際の運用に備える。

ウ 医療崩壊を防止するため、重症病床を確保することを基本としつつ、症状のない又は軽い場合が多い若年者の感染増加に対応し、広域的な連携も念頭に置いて、宿泊療養施設の確保を進める。

エ 医療機関における院内感染を防止するため、個人防護具の整備や簡易陰圧装置等の設備整備など、感染防止対策への支援を行うとともに、連合管内で実際に起こった事例について、情報共有を行う。

オ 第1波においてひっ迫した医療物資・資器材の安定供給のため、各自治体において医療物資等の計画的な備蓄を推進する。また、関西広域連合において、引き続き、各地域で開発した個人防護具の融通を含め、医薬品・医療資器材及び専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携の支援、広域的な患者受入支援に取り組む。

④ 治療薬及びワクチンの開発促進

新型コロナウイルス感染症の終息を見通し、社会的不安を解消するため、治療薬及びワクチンの迅速な開発を促進・支援する。

⑤ 発症例のさらなる分析

今後、ターゲットを絞った合理的かつ効果的な行動抑制対策を可能とするためにも、年代別の感染傾向や感染経路など発症例のさらなる分析を行う。

(5) 高齢者等の命を守る対策の強化

感染リスクの高い高齢者や障害者に対する感染防止対策を強化する観点から、社会福祉施設内での感染防止対策の徹底、リモート面会などICTの活用、面会基準緩和の慎重な取り扱い等を求める。

また、個人防護具、簡易陰圧装置、換気設備等の整備や、施設の感染防止策を助言する感染症サポートチームの派遣などによる支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、患者発生時の自宅待機などにより職員が不足する施設に対し、協力施設等から職員派遣等を行う仕組みを整備するなど体制強化を支援していく。

(6) 人権侵害、風評被害の防止

第1波では残念ながら、感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族等に対する偏見や差別が見受けられた。感染者、医療従事者等に対する偏見や差別の撲滅に向け、この感染症に対する正しい認識の周知に努めるとともに、感染者や医療従事者等を社会全体で支えていく意識づくりに取り組む。

(7) 国との連携

今後、国と連携して、ターゲットを絞った効果的な対策を実施していくにあたり、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会や、感染防止策の効果を評価する有識者会議において、これまでの対策を科学的に検証し、社会経済活動と両立しうる効果的な対策を提言するよう求めていく。

また、政府の水際対策の緩和に向けた基本方針に基づき、感染が抑えられている地域との交流が始まっていく中で、関西国際空港を抱える関西として、実効ある感染防止対策について必要な申し入れを行う。

関西・コロナ「次なる波」抑止宣言

府県民の皆様へ

- ・発熱や咳、などの違和感がある場合は、外出を控えよう！
- ・高齢者の方々に接するときは、特に感染予防に配慮しよう！
- ・夜の繁華街の接待を伴う飲食店などの利用には、特に注意を払おう！
- ・業種別ガイドラインを守っていない店の利用は控えよう！
- ・多人数での飲み会は控え、大声での会話や、回し飲みは控えよう！
- ・国の接触確認アプリや、自治体の追跡システムを積極的に活用しよう！

事業者の皆様へ

- ・感染防止ガイドラインを順守して感染拡大防止に最善を尽くそう！
- ・特に、ライブハウスや夜の繁華街の接待を伴う飲食店などは感染防止策の徹底を！
- ・全国的・大規模なイベントの開催は慎重に判断の上、徹底した感染防止対策を！
- ・在宅勤務（テレワーク）や分散出勤、サテライトオフィスの取組を定着させよう！